

683-418



1200501578276

33

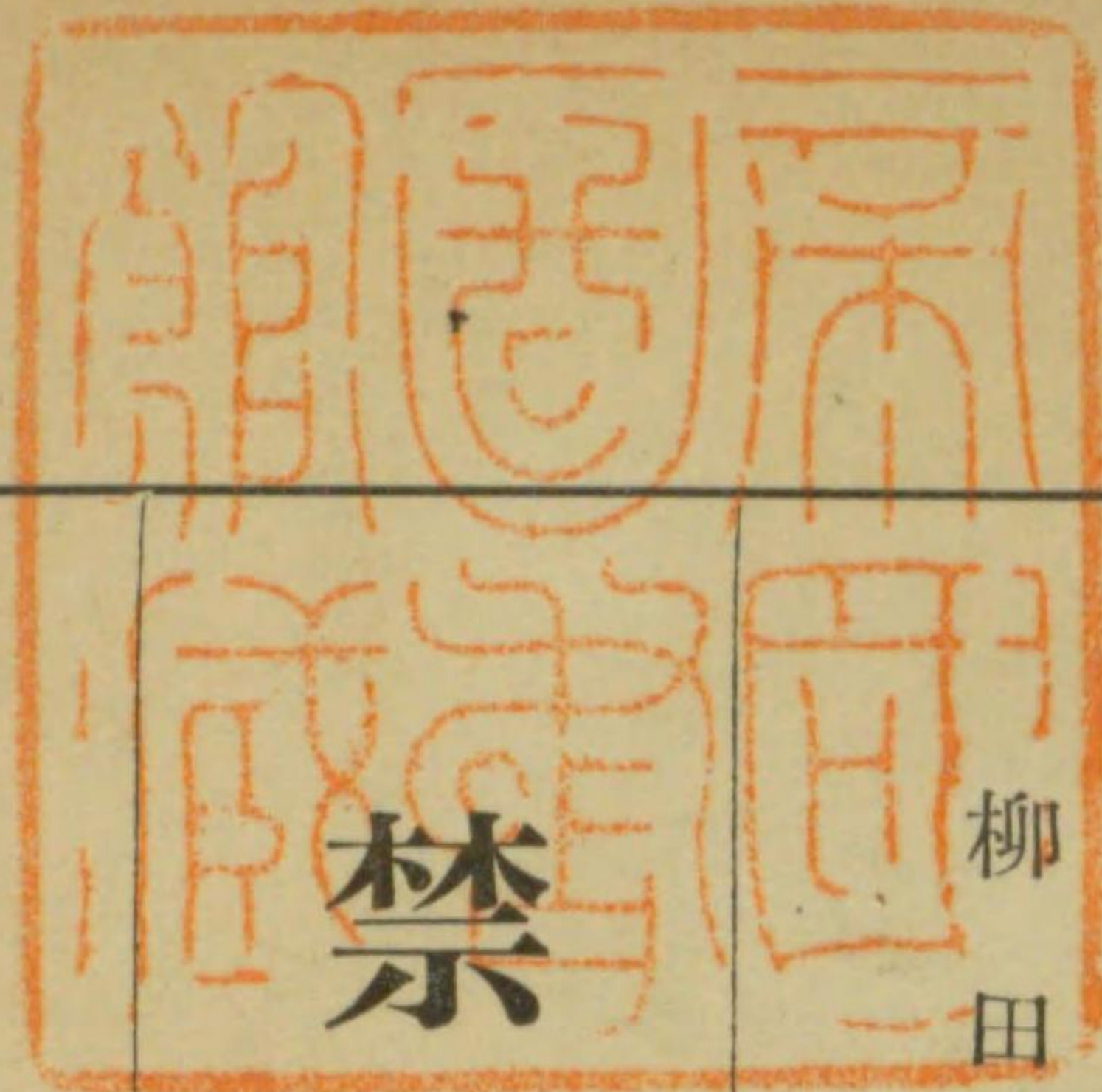
418

8



25-719

2-1919
xix



柳田國男著

禁忌習俗語彙

國學院大學方言研究會刊



序

我邦では現在イミといふ一語が、可なり差別の著しい二つ以上の用途に働いて居る。極度に清浄なるものは祭の屋の忌火であるが、別に或種の忌屋の火は是に交はることを穢として避けられる。忌を嚴守する者の法則にも、外から憚つて近づかぬものと、内に在つて警戒して、すべての忌で無いものを排除せんとする場合とがある。斯様に兩端に立分れて居るものだら、最初一つの語によつて之を處理しようとするわけが無い。以前は今よりも感覺が相近く、且つ其間にもつと筋道の立つた聯絡があつたのではあるまいか。この問題に疑を抱き始めてから、既に自分でも驚くほどの年數が過ぎて居る。素より外國の學者の研究に、參考になつたものも色々有るが、彼等は自分の國にこの事實は持合はさず、いつでもよその種族の及び腰の觀測に依つて、意見を立てなければならなかつた上に、假に根源の世界一致を認めるにしても、個々の國民が經由して來た千年の發達を、まだ全く知らないで假定した説なのである。果して物忌が彼等謂ふ所のタブーであるか否か。是からして先づ第一に盲從し難い。日本人自身が今はまだ、忌のどう變遷したかを知つて居ないからである。

或は今日は時期がもう遅い。是から尋ねて見ようとしても、資材は減び失せたものが多からうとも考へられる。しかし我々に知りたい念慮のある限り、さうして他には試むべき手段が無い限り、やはりこの途を踏んで行くの他は無いのである。私は前代諸大人の解説から、許多の貴とい啓示を受けて居る。その獨斷に失望しなければならぬ場合は寧ろ少なかつた。しかしこの指導に心服し又確信する爲にも、やはり今一度是を實地の事實に就いて、新たなる検討をして見ること、安全なる手順だと信じて居る。さういふ意圖を以て集積して見た資料が、乏しいと言ひながらも若干の量になつた。是を整理し排列して居るうちに、是までは全く懸離れた二種の現象のやうに見えたものに、少なくとも双方の歩み合ひが、幾分かは跡付けられるやうになつて來た。橋がこの間に架かるのもやがてあらう。さうすればこの二つのゆゆしい習俗を作り上げた根本の物の考へ方、即ち固有信仰の特色ある外面が、今よりはずつと明瞭になつて、單に國內の先輩の慧眼を立證するに止まらず、或は一步を進めて世界の異なる諸民族に、相互を理解する態度方法を、改良せしめる手引ともなるかも知れない。まだ成功はして居らぬが、希望だけは確かに生れたと思つて居る。

我々の資料の一方に偏して居るのは、まだ今まではこの學問に志す者が、數も少なく隔々に立分れて互に援け合はうとしなかつた結果であるが、最近は何

情が又よほど變つて來た。程なく他の地域のもこの空隙を充すやうな事實が、保存せられてあるものなら次々に報告せられて、多分は自分等の假想の幾つかが、當つて居たことを保障してくれるであらう。誤謬を削除することも同じやうに大切である。我々の任務は不精確を精確とし、將來の理論に安全なる基礎を供するに在るのだが、残念ながら今はまだ事實が足りない。差當つての此本の目的は、此點に看る人が心づいて、さういふ慣習ならば爰にもある。もしくは此點が違つて居る。或は又この説明をした人がまちがへて居るといふ類の通信を、追々と『民間傳承の會』に寄せられんことを求めるに在る。斯んな微々たる片田舎の事實が、集めて學問の用に立つとは思はなかつたと、感ずる諸君は今でも多いことと思ふ。それがこの不完全なる集録の狙ひ所であり、同時に又日本民俗學の前途の光である。

此集の編纂に就ては
財團法人啓明會の援助がある
又この出版に關しては
國學院大學方言研究會の好意を感謝する

目次

序	一
一、忌の状態	一
二、忌を守る法	八
三、忌の終り	二七
四、忌の害	二四
五、土地の忌	三三
六、物の忌	三九
七、忌まるゝ行爲	四六
八、忌まるゝ日時	六七
九、忌まるゝ方角	九〇
一〇、忌詞	九四
索引	一三三

一、忌の状態

ウマレ 忌はもと心持の名だから心持が變れば名も變らざるを得ぬ。伊勢の度會郡には、忌をウマレと謂つて居る村がある(方言集)。ウマレが「忌まれ」である證據は、丹洞夜話卷六、多氣郡の水銀山の記事に、穢ある者の家の火をイマレ火と謂ふとある。三右衛門といふ者、「いまれ火同火に被下候て水かね山に入り、土くまり掘出し、三年わづらひ腰立たず候云々」とある。クマルは土が崩れて埋まること、被下は食事をする事である。佐渡の小木などでも、忌中をイマレルと呼んで居る。忌中は單に人から忌まれるのみで無く、其家でも普請をせぬとか針を使はぬとか、自ら戒めなければならぬ多くの禁制がある。

の **オツレ** 忌を「恐れ」といふ土地もある(讃岐三豊)。たとへば産後二十日の間は、襦袢を外に乾さず、産婦も手拭を被らずには外出せず、曇つた日ならそれに及ばぬといふ。それで又日を恐れる意と、解するやうにもなつて居るらしい。

ヒガワルイ 近親に喪があり又は産があつて、正月松飾を遠慮する場合に、火が悪いからと謂ふ。松の内に不幸があると、すぐさま松を送つてしまふ(北安曇郡郷土誌稿)。或は正月に産又は死亡の家に行つても、シガワルイと謂ひ正月が出来なくなると謂ふ所がある(南秋田)。上總君津郡では喪のある家では火を忌み、客に火鉢を出さず、此状態を「火がはり」と謂つて居るが、是は火が悪いの形容詞なることを忘れたものらしい。同じ地方では又不幸のあつた家と家との間だけは、遠慮無く火を出すことを、「合火を食ふ」といふさうだが、是ももう古い意味とは反して居る。

ヒノウチ 對馬では所謂赤不淨黒不淨の期間を、火の内と謂つて居る。黒の火の内の方が赤よりは長い。又大隅高山邊では婦人の産褥に籠居すべき期間を、たゞ單にヒと謂ふ。他人と火の共通を忌む状態をさういふのである。産後の肥立ちなどと書くヒダチも、忌が終つて火を新たにする時の名かとも考へられる。

ヒノカカリ 家族に死亡・産・月事などのある場合、神境に入り又神事に立會ふことができない。是を火のかかりといふ(津久井)。ヒガカリは廣く全國に亘つていふ語だが、普通は「忌中」と同じに喪の折に限られて居る。さうして其火のかゝる範圍は、土地によつて著しい異同があり、是を調べて見るることによつて、古來の同族感覺の變化がわかる。對馬阿連の一例を

いふと、喪の火がゝりは従兄弟姉妹まで、妻の死亡には双方のいとこに火がかゝるが、其里方の不幸には妻だけに止まる。妻のエベス親の火は夫にはかゝらぬが、夫の元服親の火は妻にもかゝるらしい。

オヒノベ 懐胎することを「火がのびる」といふ語も全国的に知られ、従つて其状態をヒノベ又オヒノベとも謂ふが(伊豫東宇和)、意味はまだはつきりと判つて居ない。多分は月々の忌がヒであつて、それが延引するといふだけのことであらう。しかもこの火延べの間にも幾つかの禁戒がある。たとへば竈を築かず、田の水口も作らず、蒲團なども仕上げないで、三寸ばかり口をあけて残して置く(北設樂)。是等はたゞ塞ぐことを忌むだけのやうにも見えるが、他にもなほ火事を見てはならぬとか、死人に觸れてはならぬとか謂つて制裁が附いて居る。

アラミ 荒忌といふのは産の穢のことで、期間は喪より短いが、其忌は特殊に警戒せられて居る。イミが本來種類の多いものであつたことは、言葉が共通で無かつたら、今ではもう心付く人も少なくなつて居るのである。流れ星を見ると忌がかゝるといふ地方がある。それを濟すにはトットトと唾を二度吐けばよい。眼に埃が入つた時にも、臉をかへして同じ呪ひをする(九戸郡誌)。後の方は忌とは謂はぬが、忌に對する考へ方は是からも類推し得られる。

サビガハヒル 陸前氣仙の海岸地方では、忌がかゝることをサビが入る、又はシミツが入るといふ。主として漁撈の上の障碍と考へられて居る。最も恐れるのは産の忌で、巫女法印を頼んでヨケハラヒをしてもらはぬと元に戻らぬといふ(水産界六六〇號)。

テイミ 血忌。妻が産をしたときの夫の忌である。七日の間は神社佛閣ともに詣ることを禁じられて居る(渥美)。血忌の間は通例三十日内外だが出初期を特に慎しむのである。

サンビ 産火。産の忌を東日本ではさういふ土地が多く、殊に獵師漁夫に怖れられて居る。越後東蒲原の山村の如き、三日産屋の間は男は行來せず、もし其火を食つて山に入ると、足を切り又は炭焼小屋を燃す。死火は忌がかゝるだけだが産火は畏ろしいといふ。だから山仕事をする者は産があると他家に行つて居る。娘のオボヤを見舞に往つた妻と合火をした爲に親子の獵師が熊に喰はれたことがある(山村生活の研究)。

アカビ 赤日とも書く者があるが赤火である。産の忌を中國四國でさういふ。分娩から宮參りの日までをいひ(周防熊毛)、或は赤火三十五日、黒火三十五日とも謂つて、此間は神の御供をせぬのが定めである(東宇和)。

チフジャウ 血不淨。産婦を見舞つたときは一週間は神前を憚かる。主として産の忌のことだが、恠我をして血を出した時にも血不淨といひ、葬式のことにはシニフジャウと謂ふ(沖永良部島)。沖繩島北部でも生傷をしたことをホジョと謂ひ、縁喜が悪いといつて三日位は家に入らぬさうである。是も不淨の字音と思はれる。

シラフジャウ 産の忌。喜界島では不淨といふ範圍が廣く、産はもとより牛馬山羊龜鰻などを食つた者をも含むらしく、是等の人々は皆葬式の諸役にも當ることが出来ぬ。その中で産の不淨をシラ不淨といふ。産のあと五日目までといふ(旅傳葬禮誕生號)。産屋を南の島ではシラともいふから、白不淨では無いやうに思はれる。

クロケガレ 黒穢。喪の忌を越後西頸城の海岸地方でさういふ。三十五日の間は漁に出なかつた。是に對して産をアカケガレと謂つて二十一日間、全然出ぬわけでは無いが遠慮をした。死人のあつた家を吉野地方では黒火、秋田の阿仁マタギは死火と謂ひ、九州の漁民は一般に黒不淨と謂つて居る。赤不淨といふのは月事のことである。

シニフジャウ 喪の忌即ち黒不淨(沖永良部島)。或は血不淨のみを不淨と謂つて、他方には名が無い島もある(徳之島)。

ホトケマツリ 火が、り即ち喪の忌ある者を佛祭りといふ處もある。網曳には出るがモチアバの上を越えぬやうに氣をつけるといふ。日向南部海岸など(方言六卷一一號)。

忌の状

ヒラクフ 忌のある家の火で煮たきした食物を口にする。大病人をもつ家又は吉事を

控へて居る家では、この火を食はぬ用心をして居る(五島久賀島)。喜界島のシラ不淨に就いても聞くやうに、葬禮の式にも火の悪い者は參與し得なかつたらしいのである。狼は火を食つた者の後をつけるといふ言ひ傳へがある。憎むか好むか何れか知らぬが、四國には穢のある女が山で狼に襲はれた話もあり、或は喪のある家で食事をした爲に、山犬に逢うたといふ話もある。不幸の通知に二人づれで行くのも其故だと謂ふ處がある(北宇和)。

クヒマゼリ 喪の忌に在る者が他人の中に入つて飲食を共にすることを、食ひ交りと稱して差控へる。喪家に死者の身内でない者が同居する場合にも食事は別の處でする(筑前大島)。是とは正反對に、身内で他家に居る者が、わざ／＼やつて來て忌ある人々の飲食に参加する風習も、九州地方には明かに遺つて居る。(ヒノメシの條参照)。

クヒツギ 正月「火の悪い」家には行かず、又向ふからも來ない。誤つて飲食を共にすると、こちらに穢れて神様のおあしらひが出来なくなる。是を食ひ繼ぎといふ(北安曇)。他地方で火を食ふといふも同じい。

フミアハセ 踏合せ。出産、死亡又は自害人などのある處、或は忌中の家に、行合せた者にはこの穢がある。古い記録には是を觸穢と謂つて居る。丹後中郡などでは、養蠶には殊に踏合せの穢をきらひ、打火・打水・鹽撒きなどの後で無いと、自分の家にも入ることが出来ない。

此戒めを犯したときは病を受け、蠶兒などは皆死んでしまふと謂つて居る(三重郷土誌)。

ブクダネ 死人のあつた家の農産物種子をブクダネといふ。ブクは服忌の服で、もとは喪服のことであらうが、イミの義にも此語を用ゐる風は弘い。たとへば親族に産があつて神詣での出来ぬことを、武藏入間郡ではチブク、上總夷隅郡でも産穢をツボク、死穢をシボクと謂ひ、ボクとは不淨、穢のことだと解して居る。

一、忌を守る法

ヤマドメ

伊豆の御藏島では、御山の黄楊を伐出すのは男の仕事で、之を搬出しに行くは女たちの役であるが、八合目以上は常の日も登ることを許されず、殊に産後七十五日及び月事中は絶対に山に入らず、是を山止めと謂つて居る。此禁を犯した者は、償ひとして錢百文、米一升を神社に納めて、淨めの祓をしてもらはなければならなかつた(踏査記録)。

カナイミ

忌は人に屬するもの、他、又日に屬し土地に屬するものもあつて、其制限は五によく似て居る。山の神の春秋の祭の日、少なくとも午前中絶対に山に入らぬといふ習はしなどは、今でも全国に行渡つて存在する。岡山縣の上房阿哲等の郡では、舊二月の社日、即ち春分に近い戌の日を地神の祭日とし、一村農耕のわざを休む上に、此日は鋤鎌などの金物を一切使用せず、是を金忌と謂つて居た。地神様の御休息を驚かしては悪いからとも謂つた(各郡誌)。三河北部で鎌止めといふのも是と似て居る。

ヒノモノダチ

火物斷ち。願掛けをする者が煮たり焼いたりした食物を食べぬ風習は各地

に存するが、是も一種の祭前の忌であつた。現在は果實以外に食つてよいものは少なくなつたが、以前は黍や生米の如き食料が今よりも多かつたのである。

ナツモノダチ

又青物だちとも謂ふ。蔬菜その他の成長するものを食料とせぬことである。

六月一日に此忌を守る土地があり、或は午前四つ前だけといふ處もある。赤飯などを炊いて神を祭る。所謂ホネツギの日である(北安曇)。

トリシャウジン

雞精進。氏神が御嫌ひと云つて雞を飼はぬ村、又は全村雞の肉卵を食べぬといふ土地は、全国に亘つて處々にある。或は祭の頭人だけが一年の間、多くの忌と共に雞精進をする風習も、滋賀縣には幾つかある(淡海木間撰)。神が好まれぬといふ説明が後のものであることがわかる。莊内の鼠ヶ關などでは、辨天さまの御戒めと稱して、雞卵を載せた船の出帆だけを忌んで居た(三郡雜記)。

イチドクヒ

一度喰ひ。房州では九月二十四日に、飯を一度だけ十分に食べて、他の二食を食べぬ風が一般に行はれて居た(郡誌)。其理由を里見氏が滅びた日だからと謂ひ、隣國でも里見氏の舊領といふ土地には、同じことをする例があつたといふから(土俗談話)、一つの御社には屬しない古い信仰の名残らしい。此日は麥の播き初めをする日と稱し、季節はまだ早いのだが、型ばかり一握み畑に播いたものだといふ。斷食の忌は日本には少なかつたやうであ

る。

ミハリ 上總の五井町など、師走の二十八日薄暮より戸を鎖し、燈の火を細くし、談話は勿論膳枕の音さへせぬ様にした。是をミハリと謂ひ、由來は不明になつて居るが（郷一卷一號）、安房を中心としたミカリ祭と、關係のある名であるとは察せられる。舊正月二十四日を伊豆の島々ではキノヒ（忌の日）と謂つて、是とよく似た物忌をする例がある。忌を中心とした祭の古い式が、其對岸にもまだ幽かに残つて居るのである。

カクヒビト

薩摩の黒島で、喪の忌に籠ることをカクヒ、其者をカクヒ人と謂つて居る。

カコヒと同じ語で遮断せられることを意味するらしい。カクヒ人は出でて日の光を浴びることを憚るものと云はれ、外部とは交際をしなかつた。必要があれば扶助もする代りに、一段低い者の如く村では取扱つて居たといふ（旅傳・二〇卷六號）。

ヒガマヘ

所謂忌中の家、又忌日のことをも西熊野では火構へと謂ふ。カマヘはカコヒと同じ意味に用ゐられ、たとへば城砦を構とも拵（カコヒ）とも書いて居るから、乃ち外部と火の混同を避けることであらう。然るに田邊附近の漁民部落では、「火を食ふ」ことを火ガマヒと謂ひ、死人のあつた家の火で飲食し喫煙した者には、七日の間漁に出ることを戒めて居た（民俗學二卷八號）。是はカマフといふ動詞の方言的用法で、此地方一帯に干涉する又は氣にす

るを、カマフと言ひ出してからの意味變化かと考へられる。

イトマ

喪の忌に籠ることをもイトマといふ地方があるのは、やはり間暇と同じ意で、もとは單に或期間といふ迄であらう。イトを間の意に使ふ例は、信州から駿河伊豆に及んで居る。僅かばかりマとは感じが違ふが、時の少しの間をいふことは一つである。

イミヤカド

忌屋といふ語は隱岐島にもある。そこでも佐渡と同じに忌中に在ることをイマレルと謂ひ、死後四十九日を経ない家をイミヤと謂ふ（隱岐昔話集）。三宅島では忌に在る者の入る小屋を總稱して、カド又はカドヤシキと呼び、産婦も月の障りの者も共に是へ行つたが、其中でも特に死亡の折だけに限つて是を忌屋カドといひ、五十日の間は身うちの者がこゝに籠るのがもとの掟であつた。初めの十五日は村の往還をあるくことも許されなかつた。他の忌の人が籠るのはカドで、是にもカドミチといふ濱に下る路が別に設けられ、又漁舟のあるときは近づかなかつた。産の忌は今も嚴重で、以前は三日の間其家の者は漁を止められた。月事もカドであるが、今は三日でアガリヤに入るといふ。

ヒマヤ

信州は一般に月事の忌をヒマヤと謂つて居る。以前は其名の小屋があつて少なくとも食事はこゝで調べた物を食べ、家に來て働いても座敷には上らせなかつた。但し産の時には是へ入らなかつたと爰では謂つて居る。子供が窃かに母の食事を分けてもらひ、見つか

ると母が叱られたなどといふ話もある(藤原三卷五號)。飛驒の日和田にもフマヤ又はフマイといふ名はあつて、其女子は同じ家に起居して居る。但し爐邊の歳神の祭らるゝあたりに注連を張り、それから表の方へは進ましめず、裏の戸口からのみ出入をさせる(民族學研究二卷四號)。土佐で月事の小屋をヒモヤ又はモヤといふ處がある。ヒマヤもこの火モヤから出たといふ説があるが(旅傳九卷六號)。モは早くから喪事に限られて居たから、一二の特例だけでは此想像は成立たない。月の忌をイトマといふことも考へ合せて、之をヒマといふのは不自然では無い。

ヒゴヤ 三河の北設樂郡などは、以前月事の女の入つて居た建物を、火小屋とも又タヤとも謂つて居た。主たる目的は食ひ交りを防ぐことで、其爲に各家ともに三つの火打箱を備へ、是を上り火打、家火打及び小屋火打とも呼んで居たといふから(五倍子雜筆卷六)。單に小屋とのみも呼んで居たのである。

カリヤモノ 志州答志島の海女の間では、穢のある婦人をカリヤモンと呼んで居る(島二卷)假屋といふ名は亦對岸の三河渥美郡にも用ゐられて居り、きたない茶碗をカリヤ茶碗のやうだといふ諺が今もある。又カリヤ島、カリヤ藪といふ土地が残つて居る。即ちこの假屋の汚物などを、蛸壺の古いのに入れて棄てた處で、是も常用から隔離せられて居たのである(三州

奥郡風俗圖會)。

オリタヤ 女の忌小屋をタヤといふのも、もとく屋外の小屋といふことで、農事の田屋とは別のもので無いらしい。しかも是を區別して呼ぶ必要のある爲に、少しづつ變化をさせた例も見られる。諏訪の北山地方で月事をオリタヤと謂ふなどは、以前田屋に下りると謂つて、此小屋住居をした名残かと思はれる。濱名郡でこの小屋をオタヤと謂つたのも、是に敬語を附するわけは無いから、亦オリタヤの訛かも知れぬ。出雲簸川郡の漁村では、一部落毎に一所づつ設けてあるこの小屋をタヤベヤと謂つて、同じ状態に在る婦人が集まつて生活した(民族と歴史三卷三號)。相州ではタイヤと謂ふのがこの小屋のことであつた。

コヤブン 三河の段嶺村では、神田を作る役の男が、以前は髮にカウハナ即ち櫛の小枝を挿して耕しに行つた。是は月事の女から言葉を掛けられぬ用心であつたといふ。物を言ふことまでが彼等には忌になつて居たのである。忌ある女を小屋分と呼び、此火に穢れると元は村中の火打金を集めて、鍛冶屋に頼んで淨めてもらつたことは、食ひの場合も同じであつた(田峰炬燵話)。小屋分の分も別にすることで、今日の用ゐ方とは少しちがつて居る。此地方は一帶に今でも此状態をブンヤと呼んで居るが、是も本來は別屋の義であつたことは確かである。

ベツヤ 隱岐の知夫里などでは、ヨコヤ即ち神職の家だけが、忌ある女を隔離する慣行を厳守し、其爲に別棟の屋が設けられて居る。月事には一週間、産も是へ入つてする。普通の民家に在つては爐邊の下座で産をすることになつて居る。月事をベツといふ土地は他にもある(三豊)。伊勢の宇治山田市でもベツビ、出雲の美保關でベツケといふのは、別火では無く別食かも知れぬ。其時は庭火を焚いた。隱岐でも此状態をベツケといふ處があり、槻の木を杖を戸の口に立て、目じるしにしたといふ。

セセエラゴヤ 筑前志賀島の例である。忌ある者が別火を食ふことをセセエラと謂ひ、其爲に屋外に建てた小屋をセセエラ小屋と呼んで居た。小屋には根太を打ち簡単な牀を張つて元は其中に起臥して居たが、現在は喪のある家でも、單に座敷内に青竹を組んで區劃し、其中に跪座して居るだけになつた。此名稱と習俗はまだ他の土地では採集せられて居ない。**ツリヤ** 忌小屋を讃岐直島ではツリヤ、同じく手島ではコンヤといひ、備後向島ではサンヤと謂ふ。コンヤは多分小屋、サンヤは産屋、ツリヤだけは何とも解し難い。

アサゴヤ 越前敦賀の白木浦では、婦女月々の忌小屋をアサゴヤと謂つて、明治の終り近くまでは之を使つて居た。現在は家に居て、たゞ外で食事をする代りに、戸口の敷居に腰かけて食べる。終れば水又は湯を以て浄まはるといふ。産屋は之をコヤと謂つて別に有つた。

産後丸三日を経てから入るのが古くからの習ひである。食事は家から運び、男の兒のときは二十三日、女兒には二十四日間今でもそこに居る。同じ敦賀の常宮の村でも、産小屋だけが特に重視せられて居た。何か意味のあることと思ふ。(三日産屋の條参照)。

フジャウゴヤ 大隅半島の村にはこの名がある。所謂赤不浄だけの小屋かと思はれる。タヤといふ名稱にも産小屋は含まぬのが普通である。

ヨゴレヤ 女が月事の折に住む家。伊豆の島々にこの名があつた。此風大島には既に行はれず、新島にはまだ残つて居ると謂つたが(民俗叢話)、そこも亦改まつて居るらしい。

ミツカオボヤ 三日産屋。産のヒハレは二十一日を限りとして居るに拘らず、始めの三日間を特に厳戒して、其間は男は其家にも近よらず、犯せば怖ろしい結果があるといふ土地がある。其期間を三日産屋といふのである(東浦原)。

ミツアテガヒ 女の忌をさういふ處もある。其期間井戸に近よることを戒め、水を汲んであてがふ故に此名がある(三豊)。

ヒミマヒ 土佐高岡郡久禮村では、久禮八幡宮祭禮の際には、忌服及び穢ある女は別小屋に入れて置く。火見舞といふのは是へ親戚から贈つて来る飲食物のことである。村ではこの祭の折に火を忌むこと特に嚴重である。他所より來た所縁の者でも、すべて一度神官と火を

交へた上で無いと、家に止宿させぬことにして居る(明治神社誌料)。

ヤマアガリ 備中眞鍋島では、忌小屋に女が入ることを山上りと謂ふ。村は濱に在り小屋は何れも高い處に設けるからである。用があつて女が下つて来る時には上から大きな聲をかけて、必要ある人に避けさせてから降つたといふ。

チュウビ 女が忌小屋から還つて来たときは、河水で沐浴した後に、なほ一度土間で食事をしてから座敷に上つた。是を中火と謂つたさうである(周智)。中火の習俗は此地方一帯の山村にあり、或は家の軒下又は土間の端に蓆を敷いて、一夜だけをこゝで過し、形ばかりの竈をしつらへて粥などを煮て食べた。之を中火上がりといひ、翌朝は又同じ竈で湯をわかして飲んだ。之をアガリユと名づけ家によつては其湯に鹽を加へる。上り湯を飲めば元の家庭生活に復るのだが、もとは此際にもう一度火を改める部落もあつたといふ(旅傳・九卷六號)

三、忌の終り

イミハギ 忌のかゝつて居る人から、忌を取去るまじなひが有るといふ。さう古くから具はつて居たものと思はれない。奥州九戸地方では是を忌剥ぎの法と謂ふさうだが、他ではまだ何と謂つて居るかを知らぬ。

デヌケ 出抜け。血の穢のある家の者は講には出られない。それを是非出席しようとするには我家に入らず、大抵は隣家にとめてもらふ。是を出抜くと謂つて居る(伊勢飯南)。この言葉は又時として半自由の小民が、良に移る時にも用ゐられた。(クヒヌケの條参照)。

デット 相州三浦三崎には、舊十一月の末の日、神の年の市の前日に、デット神樂といふ舞が行はれる。氏子の親の喪に在る者は、この日此神樂の行はれる間、我家に居てはならぬことになつて居た。それで知人の家などに行つて時を過したといふ。忌を除いた上でないとこの笛太鼓の音を耳にすることも許されなかつたわけかと思ふ。三浦古尋録には此事を記して、デットは出居外と書いてあるさうだが(民俗學五卷一〇號)、恐らく單簡に出人の意で、出な

ければ祭禮に逢ひ得ない人といふことであらう。喪の忌が人に附かずに家に屬して居た古い氣持は幽かながら窺ひ知られる。

ヒアキ 忌の期間の終りを、ヒアキ又はヒハレと謂ふは常のことだが、是等をイミアキの語と共に、御産のウブヤアキだけに限つて用ゐて居る土地が多い。ところが土佐の幡多郡などのヒアキは、喪の忌の終りの意味だけに用ゐられる。死忌は従兄弟までかゝつて是が三日目に火あきとなる。夜伽に来てくれた人にも三日の忌がかかる。それで講組の人々などは、この三日は何の仕事も出来ず、酒ばかり飲んで暮して居る。其火あきの際には夜伽してくれた人々の羽織や着物を、昔は喪の家では一本杭に掛けて、火を焚いて炙つたものだといふ。

ヒアハセ 火合せは忌が終つて、平常の生活に復るときに式。淡路や四國では専ら産屋のひだちに就いて謂つて居るが、日向の西諸縣郡などは、喪の忌の終りの式を火合せといふ。死後四十九日目、神道は五十日目に、是によつて今まで火をかるうて(負つて)居た者が晴れるといふ。土佐室戸あたりの火合せは産の忌の明けで、親族縁者を招き産婆を上席にして酒盛りがある。もとは産後七日今は三日目、産の火がまじると漁が無いと謂つて忌む故に、特に此式が重要だつたのである(土佐漁村民俗雜記)。

ヒウチガヘ 又火替へともいふ。村の火の穢を後で知つたときは、もとは部落中の火打金を

を全部集めて、鍛冶屋が持つて行つて清めて火を打つた(磐田)。或は肉を食つたといふことが後にわかると、秋葉山に參詣して火繩に火を貫つて還り、村中の火を切替へたともいひ、或は其者を山の中に一週間暮させたなど、も謂つて居る(北設樂)。或は此以外にも産後三日目に火を替へる例もあつた(古志)。十二月三十日の餅舂きに、最初の神々の鏡餅の一日を終つて二日目の餅米ふかしから火を替へるといふ處もある。今は形式化して竈の中から大ぶりの薪を三つ取除き、残りにもう一度燐寸を以て點火するが普通だといふが(下伊那)、とにかく清い火から常の火に移る際にも、火替へはなほ必要だつたのである。

カチヤヲスル 墓掘りに使つた鍬や鎌などは、直ぐに火に焼いて穢を淨める。是を土佐では鍛冶屋をするといふ(方言集附録)。

ヤケタンジャウ 焼け誕生。村に火災があつたときには、翌年以後のその同じ日に、祭典を営む風習は處々に在り、北陸では是を火祭又はヒバコ祭など、謂ひ、或は火事の年忌とも稱へて死者の年忌と同じやうに考へて居る。東北でも火祭は三年以上続けぬと效が無いとも謂つて(稗貫)、之を行へば何か記念以外の結果があるものと、信じて居た痕跡があり、實際に又七年とか十三年とかの祭もして居る。對馬などには焼け誕生といふ一名もあつて、毎年の火祭をくり返して居る。之によつて土地の大火の日が永く記憶されて居る。

トシギタウ 土地に身投げ其他の水死人があると、年忌を引くと謂つて其日が忌まれる。それで三年七年等の忌日に祈禱をすることを、丹波氷上郡では年祈禱と謂つて居る。死者の年回でも其當日が忌となることは、佛法では無かつたと思はれる。

トシイハヒ 奄美大島及び附近の島々で、男女自分の十二支に當る日をトシビと謂ひ、正月は元日から十二日までの間のトシビに、盛んな酒宴をするのは一般の習ひである。所謂厄年には十三歳二十五歳六十一歳など、十二の倍数に一を加へたものが多いが、この島々では更に三十七、四十九の年にも、一きは大きなトシビ祝をする(人類三七卷四號)。是も或は年日で無く年忌ではなからうかと思ふ。厄年の男女は年取りなほしと稱して、二月の朔日にも一つ年を重ねる式を行ふことは、東日本にも弘く行はるゝ風俗だが、九州でも筑後の矢部村などは、正月の亥の日にこの年取直しをする。猪は昔朝鮮から、粟の種を三粒もつて來ためでたい獸だからなど、いふさうである。

トシセン 厄落しは都市では節分の日の行事となつて居るものが多いが、是を正月中に日を選んで行ふ土地もある。厄年の人は氏神詣での歸途、四辻に來て紙緒の草履を脱ぎ揃へ、小刀を以て其緒を切り、自分の年の數だけの錢を添へて投棄して來る。人に逢つても物を言はない。この錢を年錢と謂つたが今は大根を以て是に代用する(仲多度郡史)。

カハオリ 川下り、或は濱下りともいふが、祭禮の御濱降りとは別である。沖繩の島では家に何等かの凶兆があつたとき、たとへば野鳥や蜥蜴などが佛間に入つたときなど、一家揃つて濱に下り翌朝までそこに暮す。此間に村人は棒を以て其家の中を隈無く叩きまはつて邪惡を拂ひ出し、家人は淨められた家へ歸つて來る(シマの話)。或は牛馬まで連れて三日目まで家をあける。此留守中に入つた盗人は災にあつて死ぬといふ。又家の竈の前に灰を撒いて足跡を見る方法がある(山原の土俗)。沖永良部島にも是と同じ行事があつて、そこではウハマヒヤン即ち御竈冷しと謂つて居る。竈に火を絶つこと二夜一日、竈は通例築きなほすことに以前はなつて居た。その竈の灰の上に鍋を伏せて置き、還つて起して見て何かの跡があれば可、何も無いときはもう一度濱下りをした。是を一家の不祥事を未然に防ぐ法として居る(はやと一號)。

シホケ 埋葬の式後、穴掘りに携はつた人が、海に往つて體や使用の鍬などを洗つて來ることを、肥前下五島の富江ではシホケといふ。シホケの潮蹴であることは、沖繩にもシュエキ又はシュエヒがあり、是を潮蹴だと説明して居るので判る。是は葬式がすんで後満潮の時刻を待つて、家の者が一同に海又は流れに行き身を淨めるのである。或はこの際にゲーン(萱)を以て二つの門の形を作り、其一つを出て他の一つから入つて歸るといふ處もある。女

と男とは反對の門を出入する(山原の土俗)。喪の忌晴れの日に海に入り、着物や蒲團などを洗つて來る風習は、北九州にも又他の地にもある。

ナゼ 東上總の海岸では、死亡や産の忌を攘ふ方法として、ナゼといふことをする。ナゼは撫である。船のまはりを撫で、後に海に流してしまふ幣束様のものを、寺からもらつて來るといふ。日向の漁民は不淨祓といふことをする。その方法は不明。

ミゴザケ 漁船の乗組員の産の忌にかゝる者は、一週間船を下り、其あとで酒を出して船玉様を祭り、仲間に振舞ふ。其酒をミゴ酒といふ。穢を淨むる爲といふ(壹岐島方言集)。

シホマツリ 鹽祭。牛馬が死ぬと既に淨めの鹽を撒くこと(肝屬)。

タヤノユルシ 月の障りある女人神詣でも憚りなき守札、伯耆の大山寺から出し、又高野山でも出したといふ(民族と歴史五卷六號)。斯ういふ方法の設けられるやうになつたのは、無論この忌を不便なる拘束と感じ始めてから後のことである。

トラガヘシ 寅の日は葬式をしてはならぬといふ。それを僧に頼んで寅返しといふ法をしてもらへば構はぬといふ村もある(石城)。或は是をトラヨケと謂ひ、「丑よけは出来るが寅除けはできぬ」といふ諺のある處もある(佐渡)。

ヘイシヨケ 丙子といふ年まはりがあつて、産婦には殊に不安がられて居る。或はヘンシ

とも謂つて、その算へ方は素人には六つかしい。神様に頼んでヘンシヨケといふことをする(氷上)。或は是をワケをするともいふ(久米)。「このしろ」といふ魚を以て丙子除けをする處もある(兒島灣方言集)、其方法は知られて居らぬ。

ヒミズシャクダケ 柳の木を以て作った物差しを使へば、何の日に衣を裁つても差支が無いといひ、其物差を日見す尺竹と謂ふ(壹岐島民俗誌)。物を裁つてはならぬといふ日は幾つかある。其の日を見ずともよいといふ意味である。

メメカ 鼠の喰ひ残しを食ふと口が尖るといふ。それをメメカと謂つてから食べれば大事無いともいふ(名西)。メメカは睨む時に發する語である。

タビダゾヨ 出發に先たち又は着たまゝで着物の綻びなどを縫ふことを忌むのは普通である。尾張の北部では、是非ともさうして縫はねばならぬときは、「旅だぞよ」と言つて縫へば害が無いと謂つて居る(土の香三二號)。忌の信仰のやゝ衰へんとする時に、斯ういふ半ば戯れの呪文が新たに現はれる。夜室内を掃かうとする際に、嫁取り掣取りやれ忙がしやなどいふのも、其例の殊に露骨な一つである。

四、忌の害

ヒニマケル 人が能ふ限り忌の火を食ふまいとする動機は、時勢と共に薄弱にならうとして居るが、なほ稀には其害を経験する者がある。是を總括して火に負けると謂つて居る。喪の忌に就いて言ふと、身内の忌を免れぬ者には此害が無く、寧ろ外から來て參加する者が、往々にして火に負け、忽ち身體の違和を感ずることがあり、之に對しても亦色々の呪法がある。又産の火に負けると炭焼が出来になるといふ。それで産があると五日又は七日に爐の火を替へ、鹽で清めるまでは煙草も吸はず、煮た物も食はぬ。産の火から直ぐに炭竈へ行つてはならぬといふ(三戸)。漁業は殊にこの火に負けやすいが、酒造りなどにも屢々此害を見ると謂つて居た。

サンマケ 産負け、産の火に負けると。赤子祝以前の家の者が漁の仲間に入ると、産負けして怪我をしたり、漁が當らなかつたりして人から忌まれる。故に此祝を早くすませて、世間を廣くするといふ(備前和氣)。

ゲタイ 祭禮に舞人が何か故障を生じて、最後まで勤め終せぬことをゲタイを起すといひ行が足りないからだと考へられて居る(鹿角)。懈怠の文字を宛てる者もあるが、果して是から出たかどうかは確かでない。靈山の參詣に途中で歩行が出来なくなるのもゲタイで、肉身の忌其他の不淨ある者が、押して參拜しようとするゲタイを起すといふ。羽後保呂羽山正月の五日頭などにも其例がある(旅傳・一〇卷三號)。同じく男鹿の眞山本山の六月十五日の御山かけにも、男女十六歳の者はすべて、其他喪の忌産の忌ある者、潔齋の十分で無かつた者から平生の心掛のよくない者まで、毎度途半ばで身體が悪くなつて、登ることが出来なくなる。是をも此土地ではゲデを起すと謂つて居る(寒風山麓農民手記)。九州では豊後玖珠郡などで、炭焼小屋は忌負けが多く、元は女をすべて小屋へ入れず、家に死人のある時などは炭がよく焼けなかつた。是をケダと謂つて居たのも同じ語と思はれる(山村生活の研究)。阿蘇では正月十五日の小豆粥に、鹽を入れてはならぬものとなつて居た。鹽を入れると作物にゲインが入ると謂つて、實らずに中がカサ／＼になるといふ(郷七卷三號)。是は或は今一つ別な言葉かも知らぬが、内容はよほど似て居る。今日標準語でケチが附くといふケチも、單なる惟事の音訛では無いやうである。日向の椎葉山でアテといふのも、獵人の妻が妊娠して居る時にあらはれる結果の名で、妙に獵運が悪く射中したものも逃がすことがある。さうかと思ふと反

對に非常に運のよいこともある。但し狩場の作法に背き、又は他人の猪を掠めたりした結果、マンの悪くなることも亦アテと謂ふが、此方には反對の好運は無いといふことである(後狩詞記)。

ハラミガツク 死人のそばに孕み女が行くと一時蘇生するといふ。試みた人は無いのであらうが、それを孕みが付くといふさうである。ぬるでの木で叩くと又死ぬともいふ(有田郡年中行事)。

アトオクレ 産婦の寢床へ他の妊婦が見舞に行くことが忌まれる。さうすると出産が長引くといふ。アドオグレといふのは其結果の名で、又アドミルともアドマチルとも謂ふ(鹿角)。アドは多分後産のことであらう。

フクロゴ 妊婦は糠袋・茶袋・枕等の袋物を縫つてはならぬ。そんな事をするとう袋子を生むといふ(泉北)。或は袋を破らずに棄てると袋子を生むともいふ。この俗信は可なり廣く行はれて居る。

イグチノコ 孕み女のある家では竈を築き又は修繕しない。もし此禁を犯すと竈神の怒に觸れて、イグチ即ち兎缺の唇をした兒が生れるといふ(石見邑智)。或は單に産が重いと謂ふ(上野多勢)。土公神の信仰は中世には頗る盛んであつた。是は單に忌ある者が土を動かしては

ならぬといふ忌であつたのを、後に竈の口に似た唇をした兒が生れるといふ風に考へ出したものと思はれる。是に似た制裁の限定は他にも類例が多い。

カワキノヤマヒ 食べてもくまだ食べたい病氣だといふ。爪を剪つたのを火にくべると此病にかゝるといふことは、山陰四國其他方々の土地で謂ふことだが、是も勿論實驗の知識でなく、畢竟は不應爲を強調したまでである。しかしこの二つのもの間には、何か誰にも點頭かれる關係があつたらしいことは察せられ、それが今はまだ不明なのである。信州の西部では杓子を嘗め又は杓子の飯を手で取らずに食ふとカワキの病になると謂ひ(東筑摩)、或は杓子で飯を食ひ又は飯櫃を叩くと此病になるといひ、もつと珍らしいのは猫の毛を食ふとカワキの病になるといふ(北安曇郡郷土誌稿卷四)。爪を火にくべるとカクの病になるといふ處もある(長門厚狭)。癩は今いふ胃痛である。或はたゞ熱病になるといふ(飛騨吉城)。何れにしても爪を火に入れることは、昔の人の忌んで畏れて居た行爲には相違ないのである。

ゴキズレ 土地によつてはアクチともいふ。口の兩脇が爛れて白くなる病、小兒がよく斯んな口をして居た。烏の口眞似をするとは是が出来るといひ、従つて又「烏のお灸」などいふ異名が多い。是を治すまじなひには大きな聲で、烏鳥、からすの口眞似かやしたと言へばよいと傳へ(更級)、又は烏を見かけて「烏のゴキズレおかやし申す」と言はせたりする。ゴキは以前

の飯椀のことで、是に摺れた所がたゞれると思つて居たのである。鳥獸を輕蔑することは昔の人の一つの忌であつたらしいが、其戒めを侵した制裁がゴキズレとなつたのは、單に鳥の子にも此様な口をしたものがあるからであつた。或は雪隠で唾を吐くと、アクチが切れるといふ土地もある(北河内)。

メカヒガホ 目籠を關東では一般にメカヒ又はメケエと謂ひ、それに似た中低くな顔をメカヒ顔といふのである。是を制裁とした忌はやゝ奇抜で、井戸さらひの後まだ水が出きらぬうちに井の中を覗くと、メケエ顔になるといふのである(上野新田)。この言ひ傳へと關係があるかと思ふのは、瞼のできものを治するまじなひに、目籠を半分井の上に覗かせて、メバチコが取れたら皆見せますなどいふ願掛の風習があることで、それが屢々他の病の呪ひにも用ゐられた故に、斯んなことを言ひ出したのではないかと思ふ。全體に堀り井戸を覗くことは小兒には戒められ、婦女にもたゞ井戸に水鏡をして居て、水の神に呼ばれたといふ傳説が多く残つて居る。

サルウデ 女が男の帯を褌にすると猿腕の子が出来るといふ(豊後大野)。どんな腕かは知らぬが、名がよくないから婦人には警戒せられたことであらう。男の帯といふものは女には呪力があつたらしい。それを常の用に供することが、忌の侵犯になつたのかと思ふ。

オトイワキ 忌を犯した者の淨めの式は、奥羽の山小屋生活には殊に嚴重であつて、嚴冬に水を浴びせられ、又はサンバヤシ即ち俵蓋を被つて四つ這ひをしたなどといふ話が多い。是をオトイワキといふ語は他にもあるやうだが、又沖繩の伊平屋島にも及んで居る。此島では六月の大祭の前三月、女が海に入ることが忌であつた。それに背いた娘が白衣を着て荒縄で結び、ノロ殿内の三石白砂で飾つた火の神の前にすゑられて、祝女がこのオトイワキの式を行ふ光景は怖ろしいものであつた。或は此期間山で青い木を伐つた者の制裁も此通りであつたといふ(民族二卷四號)。オトイワキは御問分か御取別か、今はまだ明かでない。

ヘウタンオクリ 瓢箪送。五月端午の日に牛を使ふと、早になるといふ言ひ傳へは各地にあるが、長門では此忌を破つた者に、雨乞の時瓢箪を背負はせて、境の端まで送つて行く習慣がもとは有つて、是を瓢箪おくりと謂つて居た。さうした上で村の住居を禁じたといふ。同じく端午の日に機を織ることも禁忌で、其婦人は巻板を背に負はされた。何れも今日は既に口碑となつて、たゞ此謹慎が共同生活の爲に大切だつたことを説いて居るのである。大和宇陀郡の山村では、五月の節日に耕織せぬ忌を侵した者に、それ／＼道具を負はせて驅逐したといふ長い賤路が、今でも其昔語りを保存して居る。越後刈羽地方には休日に働くと早魃になるといふ俗信があり、農務に熱心のあまり窃かに田に出た者があると。雨が欲しくない

なら屋根が無用だらうと、村の人が集まつて来て屋根の萱を剝がしたといふ昔話も残つて居る。女が機具を背に負うてあるいて居て、水に落ちて死んだといふ多くの池淵の傳説を比べ合せて見ると、是は皆田植の雨の恵みを記念する爲に、水の神の祭に忌を守つて居た習俗の痕跡と認められる。

五、土地の忌

カンバタ 作ると必ず凶事があるといふ畑を、土佐高岡郡ではカンバタと謂ふ。乃ちいつ迄も拓かれぬ野地のことである。神畑ではないかと思ふがまだ確かではない。

ヲナイレズノタ 女入れずの田。神供の稻を作る田には、女に植ゑさせぬといふ例も至つて多いが、三河北設楽郡の與良木峠に在る此名の田には、やゝかはつた口碑が保存せられて居る。田の數は八枚あり、仍て又八つ田とも謂ふ。昔此峠の地藏の首が取れて轉げ落ちたそれを捜して掘るうちに田が八つ出來た。地藏の入つて居られた田だから不淨を忌み、それで女を入れぬことにしたといふのである(愛知縣傳説集)。

ワタラズノアゼ 羽前舟形村に此名をもつ田がある。田植の日には爰だけ注連を張つて、早少女に畦渡りをさせなかつた。此田を植ゑる日は必ず雨が降るといふ奇瑞も傳へられて居る(最上郡史)。

ケチダ 耕作者に必ず凶事があると謂つて居る田は、多くの府縣に分布してある。又病田

ともいひ、田にはなつて居るが持主が頻々として代る。信州の南部にも此名の田の數多い地方がある。或は刑場の跡だらうなどいふが、それにしても多過ぎる。ある村では曾て其ケチ田の中から、阿彌陀佛の像を掘出したことがある。それを寺に納めてからケチが止んだともいふ(伊那の傳説)。その田も結局は寺に寄進せられることが多い。

ヤマヒダ 病田といふ名は東國には弘く知られて居る。作ると其田主が病に罹るといふ田であり(足利)、或はヤンマイダと謂つて病以外、色々の不幸の例が算へらるゝものもある。

安くは借りられるが作ると災害がつゞき、返せば又無事だと謂つて始終きはれて居る田である(北魚沼)。富士山麓地方でヤミタといふのも是である。

ツマツキタ 躓き田。此田を作る者はつまづくといふ田(西諸縣)。

ブクダ 作ると祟があるといふ田で、ブク田といふのが三河北設楽郡にある。ブクとは忌のことである。もと井戸のあつた地といひ、或は田植の用意に嚙を塗つて置くと、夜の間には赤子の足跡が一面に付くなど、も謂つて居る(愛知縣傳説集)。

ゴケバタ 後家畑。この畑を持つと必ず後家になるといつて、斯ういふ名を付けた畑がある(上野多野)。嫁の田、嫁の畠と謂つて忌まれて居る耕地もあるが、此方は別に由來を説く口碑があつて、孝心の嫁が日を招いて其罰を受けて死んだと謂つて居る(日置部考)。

クセチ 癖地。駿遠の山間に往々にして此名を持つ林野がある。こゝの山畑を開き又はヤブを切る(切替畑を作る)と、必ず不幸があると謂つて作る者が無い。賣地に出して安くしても買ふ者が無い。以前何か凶事のあつた處のやうに考へられて居るが、確かなことは分らぬといふ(仙梅日記)。或はクセダと稱して既に田になつたものもある。周智郡氣多の癖田などは元こゝに塚のあつた所を開墾したものといふ。馬が入ると惟我するので、後に寺に納めたがそれでも小作をする者が無いといふ。

シツケチ 買った人に色々と祟り、又あるものは必ず惟我か災難かゞ無くてはすまぬと言はるゝ山林。クセ山といふのも大よそ同じ意味に解せられる(設楽一四號)。

トシヤマ 三河遠江の山村で、人の持つことを好まぬ山林に、トシ山といふ名のものが少なくない。クセ山・シツケ地とは全く同じで無いやうだが、土地毎に説明がちがひ又漠然として居る。伊豆御藏島のトシ山はトシ神を祭る地域のこと、大抵は宅地の一隅を劃して樹を植ゑ、或は土を小高くして居る。此島のトシ神は地神とも稱へ、果して他の地方でいふ正月の年神と、同じであるか否かも確かでない。たゞ是によつて國地の方のトシ山も、神にさげた林らしいことが察せられるだけである。九州南部でアゲヤマといふのも、伐木開拓をさし控へて居る林地だが、やはり最初は作業中に何か凶變があつて、永く利用を中止したもの

であることは、參遠地方の或トシ山と似て居る。

バチャマ 祟り物咎めの、理由の判らぬもの迄もバチと謂つて居る。伐採や植樹に故障が多い爲に、利用を敢てせぬ山をバチ山といひ、あの山は何分バチがひどいなどといふさうである(磐田)。

ケヤマ 何か理由があつて伐採植樹の作業を忌む土地をいふ(駿河庵原)。ケは物恠のケであつて、ケダイといふ語も起りは一つらしい。

ノレチ 又祟り地とも謂ふから、詛ひある地のことをいふかと思はれる。三戸郡田面木に在るノレチは今は寺に納められ、其田の産米を餅にして若宮様といふ祠の祭をする。昔二年續けて同じ田の稻を盗まれ、三年目の同じ日に盗みに來たのを斬殺した。さうすると大に祟つたので若宮に祀り、其田を祟り地として寺へ上げたのだといふ言ひ傳へがあり、記念の祭日といふのが九月十九日である。

イラズヤマ 四國は四箇國とも、斯ういふ名の山が諸處にあつて、入ると出られないと謂つて行くことを忌む。越後の魚沼地方には出入り替りの山といふのがある。入つた處がいつも判らなくなるといふ。或は單に魔所といひ、又よくない山とも謂つて居る地方もある。

ピッチヤマ 人の行くことを忌む山。入らず山といふも同じといふ(三豊)。

ワルイヤマ 場所毎に不思議は色々あるが、朝早く行くと必ず恠我をする山がある。多くは北向きの三角山だといふ。三角山を三人で開いて、三人ともばたくと嫁を死なしたなどといふ話もある(吉野)。

タフバヤマ 塔婆山。三角形の山地、多くは北向きの山をいふ。人に嫌はれ焼畑に開く者も無かつた。昔の火葬處であるといふ。因縁附きの山とも謂つて居る(秩父)。

イハイヤマ 山の地堺の形が位牌に似て居るといつて、人のもつことをいやがる山。秩父地方にもあり、又西多摩郡の奥にも多い。是を所有し又伐木する家は必ず死人を出すなど、いつて嫌ふ(山村生活の研究)。

タナバタザカ 七夕阪といふ名の阪が常陸の久慈郡山田村にある。七月七日の朝、四つ前に通つてはならぬ。通ると必ず何かの不思議がある。祝儀馬に出逢ひ又はジャンボの通るのを見ると謂つた。金砂神社の祭の行列の道路だが、こゝだけは聲を立てずに通り過ぎる慣例であつたといふ。

サンネンザカ 京都の清水観音の門前の他に、岩代高倉村の三年阪、武藏八王子の八木町又東京にも此名の阪があつて、何れもそこで轉ぶと三年のうちに死ぬといふ俗信を伴つて居た。其中でも京都のは餘りに有名で、是には産寧阪だなどといふ後の説明も生じて居た。

ソデモギサン

中國四國にかけて、路の傍に袖もぎといふ地名が多く、そこには何かの怪異が必ず語り傳へられて居る。吉野郡の西新子の袖もぎは阪でも無く別に祠も無いが、そこで轉ぶと片袖を取つて棄てねばならぬといふ(郷二卷一號)。或は藥師の辻堂のある處で、そこで倒れたら草履を棄てるか、又は片袖をちぎつて歸らぬと死ぬともいふ(佐用)。阿波では袖もぎ様といふ神を祀つた例もある。こゝでは轉ばずとも片袖を取つて祭らねばならぬといふ(郷二卷九號)。讃岐三豊郡にあるものはもと袖モチキと稱し、又の名を木折神とも謂つたとある(西讃府志卷二九)。旅人が是に木の枝を折つて手向けたといふから、乃ち柴神様のことである。土佐では何事か祈願のある者が、わざ／＼小さな片袖を縫つて、阪の神に納める風習が今でもある。

ハットサン

路のほとりにある僅かな草生地に、斯ういふ名をもつた土地が大和には折々あつて、古木の松などが立つて居る。その草を採ると忽ち腹痛を起すといふ(大和昔譚)。

ナハメノスチ

繩目の筋。又繩筋、或は魔筋等色々呼び方がある。岡山縣では主として此筋に當る土地に家普請をすることを忌むが、或は又こゝで轉ぶと病氣になるといつて、近よらぬ様にして居る處もある(佐用)。備中吉備郡では此筋にあたる山々や尾根通りに、處々に目立つて大きな松があり、天狗が夜中に松から松へ飛び渡る。その間の直線の下が繩目の筋

だと謂ふ。これに家を建てると必ず屋鳴りがする。之を天狗の羽音といふ。普請をするには何よりも先に此筋にかゝつて居らぬかを確める(岡山歴史地理一卷二號)。小豆島で此筋を豊太閤の繩を引いた所といふのは混同かと思はれる。

ナメラスチ

繩目の筋を備前の東部では魔筋、昔魔の通つた跡といひ(邑久)、或はナママメスチ又は、ナメラスチといひ、作州でもナママメスチ(久米)もしくは魔もの筋といふ(苦田)。多くは繩目の音變化かとも考へられるが、ナメラといふのは青大將を謂ふ土地もあるから、或は蛇の力と解して居たのかも知れぬ。家作が此筋にかゝつて居ると病人が絶えぬといひ、新たに建築する者は十分に警戒するのみで無く、單に通り返したゞけでも氣分が悪くなることがあるといひ、又化物の出る處だと思つて居る者さへある。和氣郡の某處の魔筋では、火の玉が通るともいふ(岡山文化資料二卷六號)。

ナマツヤシキ

因幡の八頭郡には斯ういふ名を以て嫌はれる屋敷がある。火災の絶間が無いといふ(因伯民談三卷四號)。どういふのを鯨屋敷といふか説明が無いが、山一重南隣のナママメスチなど、關係ある語なることは想像せられる。丹後にも是に近い凶宅のあつたことは近昔の記録に出て居る。

ミスマヤシキ

宅地の形の三角なものを、三隅屋敷といつて非常にきらふ地方がある(上

閑伊)。

ヲサキ 山から下つて来る處、又はその突端を尾先と呼び、家を建て屋敷を構へることを避ける(珍珠)。尾先や谷先堂先に家を設けることはよくないと信ずる者は他にも多い(東松浦)。「尾さき谷口宮の前」といふ諺も弘く行はれて、是もさういふ土地は住居には避けよといふ戒めを、記憶させる爲のものであつた。

ママコウネ 二つの丘陵の突出した中間に、又一つの小さな突出部のある地勢をママコウネと呼び、そこを屋敷地にすると家が衰へ亡ぶといふ(北宇和)。ウネは此地方で低い尾根通りを意味する方言である。

イケカガミ 池鏡は悪い家相として居る。家の影が水に映る地形をいふ。従つて又川鏡も忌まれる(美作苦田)。「神の正面・佛のまじり」といふ諺も此地方にはあるといふ。佛のまじりとは墓場の後のことである。

カハキリ 家の梁間が川の方に向つて居る家は、川切りと謂つて繁昌せぬものと傳へられる(北安曇)。山中に小屋を掛けるにも、澤の水流と直角になることを、谷切りといつて一般に忌み嫌ふ(上伊那)。

六、物の忌

オシロイシ 純白の石を御白石と稱して俗間には之を忌む(吉野)。忌まるゝ物には通例清過ぎるものが多い。

コメイシ 板葺家の大屋根の石の中に、米石白石がまじつて居ると、其家では小兒が夜啼をする(南安曇)。米石といふのもやはり白い石かと思はれる。

カジイシ 赤色の石をいひ、之を拾つて歸ると家が火事になるといふ(南安曇)。もとは兎に角、現在は火事石と解して居るのである。

ヤマヒイシ 石の種類では無く、何か理由があつて靈視して居る石である。諸處の畑の中などにあつて、是に觸れると祟があるので、病石と言ひ始めたらしい。正月は是に注連節をし、又オニウギを立てに行くといふ(磐田)。

ヲコリイシ 秋田縣などには此名の石が多い。岐阜の天澤庵の千人塚の石といふも是であつた。觸るれば瘡を病み、又その石の苔を煎じて、瘡を落す藥にもした。大和の畝傍山西麓

の慈明寺境内の瘡石も、是に觸れる者は瘡を癒ひ、其平癒を願掛するのと同じ寺の御本尊十
一面觀音だといふから（旅傳六卷四號）、二つの間に因縁があつたものらしい。其石の形は龜
に似又桃に似て居て中程に襜がある。仙北大曲のフクビ石も是であつた。

ゴンテツイシ 一名をチブス石、肥前上五島青方村の川の中に在る。是に觸れるとチブス
になる。ゴンテツといふのも同じ病の地方語である。此石には靈があり、曾て人が之を塀に
積んだところが、忽ち元の處へ戻つて來たといふ。

バクイハ 石見の温泉津から銀山に越える岡の中腹の路傍に在る。他の村々にも道祖神の
前とか地藏堂の近くに同じ石があつて、何れも通行人がそこで轉ぶとバク足になるといふ。
バクアシとは片足の太く腫れる病、象皮病のことである。但し轉んでも休みましたと言へば
此に罹らぬといふから、今では皆がさう唱へて實驗は消極的にしか出來ないことと思ふ。

ハナヂイシ 大和の宇陀郡神末といふ村に在る。川の岸に立つ大きな石で、其窪みにたま
つた水を疣につけると治る。是を鼻血石と呼ぶ理由は珍らしい。人が知らずして是に小石を
投げると鼻血が出る。知つて投げると何事も無いといふ（なら二八號）。さうして今は誰でも之
を知つて居るらしい。

メイシ 赤い小さな石を武藏八王子附近では目石といふ。是を家に持つて來ると眼が潰れ

るといふ。相州のこゝに近い村々では、この目石を拾つたら、唾をかけてから肩越しに後へ
棄てるとよいといふ（郷四卷八號）。肩越しといふのは後をふり返つて見ないことを意味する。
唾をかける呪ひは多いが相手の呪力を消す爲かと考へられる。

メクライシ 家にもつて來ると眼が潰れるといふ石に此名がある。秋田縣の鹿角郡でも、
栃木縣の安蘇郡でも、共に瘡石に似た白色のきらりと光る石ださうで、子供が河原から拾つ
て來て玩具にしたがる。福島地方では今は之をギンカエシ（銀貨石）など、謂つて居る。どう
して之を忌むかは親にもわからぬ。奈良縣南部で盲石といふのは、純白又は純黒の單色の小
石だといふ。

チチハレイシ 白い小石といふのみで、形や性質は判らぬ。常陸では是を乳腫石と謂ふ。
是を持つて居ると女が乳房を病むと傳へて居る（風俗四五三號）。

アッバイシ 色の白い石で、子供が是を打合せて火花を出して遊ぶといふ。アッパは東北の
方言、母親のことである。此石を持つて來ると、乳汁が出なくなると謂つて忌む（三戸）。大
和の十津川でも、名は何といふかを知らぬが、川原から白い石を持つて來ることを嫌ふ。其
理由は葬送のときに、白い石に名を書いて棺の上に置き、上から土を掛けて埋めるからだといふ。

オヤシバリイシ 親縛り石、白い線の通つて居る石。是を海邊などから家に持込むことを忌む(下總海上)。

ハチマキイシ 越後長岡附近で、石の周圍に白や黒の筋が一周して居るのを鉢巻石といひ

是を家に置くと病人が絶えぬといふ(民俗學二卷五號)。信州でもこの名の石を嫌ふ處が多い。

色は白とは限らず、筋の細く通つた川原石をさう謂ひ、之を持つて歸ると親の死目に會はぬとか又は母親が頭痛を病むとかいふ(下高井)。或は之を親巻石とも呼び、親を巻殺すとさへ謂つて居る。此石を屋根石に葺くと子供が夜啼をするともいひ(東筑摩)、又は火に祟るともいふ(下伊那)。結果の害は後に言ひ出したことでも、此種の石を忌む慣習は久しかったのである。

クビキリイシ 伊勢の三重郡では、縞の入つた石を首切石といふのは、形から思ひ付いた名のやうに思はれるが、之を拾ふと首を切られるといふ。知らずに拾つたらそつと首を三度撫で、から捨てよともいふ(郷土石號)。

ヒトリイシ 筑後の高良神社の北參道の傍に在る石。是に腰をかけて休むと病氣になつて死ぬといふ(筑紫野民譚集)。人取石といふ名の石は他にもあつて、多くは影取沼帶取池などと同じ怪異を語り傳へて居るが、起原は皆常人の利用を制止するに在つたかと思はれる。鹽取石又は米取石の傳説は何れも石の上に物を置くと、いつの間にか見えなくなつたといふの

だから、是亦以前の祭壇であつたことを意味するやうに思ふ。

ヲシミノキ 靈場の木で、人が小枝を取つても祟があるといふ例は甚だ多い。單に尋常の植物で無いから伐つて用ゐるわけに行かぬといふ教訓が、力強く行はれた結果で、神の木や天狗松の類も此爲に記憶せられたものと思ふ。上總の君津郡などで是を惜みの木と呼んで居るのは判りがいゝ。即ち山の神の御氣に入りの木だから、手を付けると罰があたるといふのである。

ヨロヒマツ 人が由來を忘れてしまつてから後も、樹の形によつて伐つてはならぬものを判別して居る。神々の森の木又は神の名を帯びた名木の他に、大體に異常の姿をしたものは靈ありとして以前は伐ることを差控へた。その中で最も數多きは笠松逆さ杉の類だが、或はヨロヒマツといふ木も柚木挽の手を付けぬ地方がある(長門大津)。是は或は「よろほひ松」であつて、幹の高い處のみに枝があるもので、形が鎧に似たのでは無かつたかも知れぬ。

サンボンマタ 枝が同じところから三つに岐れた木。東北では一般に是を靈ある木と見て居る。伐りにくいといふだけで無しに、之を伐る際には往々にして奇異があり、山子が怪我をするなどと謂つて居た。

マドギ 幹が二つに分れて上の方で再び合したやうになつて居る木を窓木と謂ひ、伐るこ

とをいやがる(更級)。この名稱は關西の方でも広く知られて居る。

ヒマタノキ 或は又日通しとも謂ふ。幹が南北に二岐に分れ、日輪がちやうど其二つの間を通るやうになつて居る木。伐ると何か悪いことがあると謂つて忌む(周智)。

ユトウ 大木の幹から不釣合に細い枝が出て居るものを、信州南部では形によつて銚子と名け、三河へ越えるとは是を又湯桶と呼んで居る。柚は斯ういふ杉の木を伐ることを敢てしない。或はカモエダといふ木もある。何か成長の際の故障によつて、枝が片面にばかり茂つて居る樹である。

ツンボバナ 鼓子花(ひるがほ)を雨降り花といふ土地は多い。探ると雨が降るといひ又は耳だれを病むともいふ。佐渡では此草を聾花。是も探つて來ると耳が聴えなくなるといふのであらう。どうしてさう考へ出したかはまだ明かでない。

ヨトウバナ 月見草のことをいふ。此草を家に持込むと盜賊に入られるといふから夜盜花の義である。信州下伊那でも又東京の近くでもさういふ(郷四卷八號)。この植物の普及は至つて新らしい。如何にしてこの俗信が始まつたかは不審だが、夜咲く花としてはあまりにもはきくして居るから、或は此様なことを考へ出したのかも知れぬ。

ゴケバナ 木瓜即ちボケ花の訛りから來て居るらしい。野生の一種でシドメ草、ボケ又は

地梨ともいふものとは少しちがふ。是を移植し又花を探つて來ると火事があるといふ(東筑摩)花の色赤く焰に似て居るからかといふが、それは此花一つには限らぬことである。關東ではシドメも屋敷に入れると火難を招くと謂つて忌んで居る。

フタツグリ 二つ栗。栗の實の中が無くなつて二つしか入つて居ないもの。二つ栗を食べると双子が生れるといふ忌は全國的である。二人で分けて食べるとよいともいふ。蜜柑の袋の二つ續いて居るのもさう謂つたが、是等は一種の感染であつて、主として少女の間に行はれ、鬼事まゝ事などの部類に屬すべき、前代生活のやゝ迂曲した反映である。

アトジロ 白馬を靈視する風習は半ば遊戯化してまだ残つて居る。たとへば白馬にお辭儀をすると髪の毛が長くなる、色が白くなる、又は字が上手になると東京でも謂ひ、或は白馬に齒を見せると齒が黒くなる、又はお齒黒がよく付かぬとも元は謂つて居た(なら三七號)。齒を見せるは輕侮の意を表したのである。アトジロといふのは後脚の白い馬のことだが、以前はやゝ珍しく又神馬などに擇まれて居た。是に蹴られると三日のうちに死ぬといふ俗信もある(肥後玉名)。

物の忌

ヲサキヨツジロ 尾と四足のさきとが白い犬。今ではもう幾らも見られるが、斯ういふ犬も土地によつては忌まれる(北安曇郡郷土誌稿卷四)。

カタメグロ 片目黒。猫の一方の目のまはりは毛が白く、他の一方の目のあたりに色毛のあるものは飼ふことを忌んだ(岡山方言)。

サガリネコ 下り猫を飼ふと運が悪くなるといふ。猫の尾が下つて居るものを下り猫といふのである(北安曇)。尾が長ければどうせ下つて居る。日本では一般に尾の長い猫を好まぬことは人の知る通りであるが、是には何か今一つ前の理由があつたと思ふ。

ハチワレ 犬猫の斑毛が顔のまん中で左右に分れ、鼻筋の白く通つたのを鉢割れと謂つて忌むことは、關東も近畿も同様であり、山で働く人は殊にこの鉢割れの犬をきらふ。壹岐ではさういふ猫をヒテワレネコと謂ひ、主人を見棄てるといつて家に飼ふことを忌む。鉢割れの鉢は頭のことであらうが、何か狸の八文字と關係がありさうにも思はれる。狸の顔の斑は皆八の字のやうに分れて居て、この顔で人を見るのだから氣味悪るがられて居た。

グウヒキドリ 鳴いたあとでグウと息を引くやうな聲を立てる雞を、斯ういふ名で呼んで居る。飼ふことをきらふ(壹岐)。

イヘヤキガニ 土佐では辨慶蟹を一名家焼蟹、不吉なものとして居たのであらう。

イツピキザコ 谷川の中などでたゞ一尾だけで遊んで居る魚。是を捕つて食ふもので無いといふ言ひ傳へは、十和田湖の昔語りに伴なうて居る(南津輕)。昔八郎といふマタギはこの

魚を食つて、喉が乾いて一谷の水を飲盡し、終に水の主の蛇體になつたといふのである。

チゴクテフテフ 地獄蝶。一種揚羽の蝶の大きく黒色なものを、關東の各地でさう呼ぶことは、既に物類稱呼に見え、今も其通りである。美濃近江でカミナリ蝶々といふとあるが、土地によつては瘡蝶々、又ママッカカサなどいふ處もある(東筑摩)。何れも此蝶の忌まれたことを想像せしめる。初秋の盆の頃、又は春秋の彼岸には、一樣に蝶や蜻蛉を捕ることを制して居る。

ピョウボタル 肥後の玉名郡では舊曆四月の二十日に螢合戦があるといふ。それから以後の螢は捕ると病氣になると謂つて畏れて居た。

七、忌まるゝ行爲

アヒトムラヒ 多くの行爲の忌は葬禮を聯想せしめる。即ち喪の忌の一つの延長とも見られ、是と關係無きものは又其背後の、他の種の忌を推定するたよりになるのである。相弔ひは又相悔みともいふ處がある。自身忌に在る者が他人の忌に觸れることで、三十五日の間は是をしてはならぬといふ例もある(越後中魚沼)。忌は互ひに別々のもので、共通の状態で無いと考へられたのである。

ニネンクヤミ 年が改まつてから昨年を弔ふことが忌まれる(三戸)。地方によつては喪のある家自身が、正月を以て忌を短く打切らうとする習もあるが、是は新たなる改正のやうに思はれる。

カタソウレイ 片葬禮。カタゾウレは見るといふ處がある。葬式の行きか返りか、一方だけを見てはならぬといふのだが(下五島)、是は繁華の土地では望まれぬことである。東國では行きに逢ふのはよいが、返りに出逢ふのはよくないとも謂つて居る。

コエカケミツ 聲掛水を飲むと瘦せるといふ俗信がある(羽後雄勝)。其水はおれが飲むと人から聲を掛けられた水で、子供などが争ふ時にも先づ聲をかけた者に與へる家が有るといふ(同仙北)。この説明には後の變化があるらしい。葬式の日の水汲みに限つて、家から早く汲んで来いと、三度ばかりも聲を掛けるのが習はしで、それ故に平日は水汲みの催促はせぬのである(岩手)。是と同じ忌は遠く離れて、又長門の大島などにもあり、人が死んで直ぐに水を汲みに行く者にだけ、必ず家から早く歸れよとわざ／＼聲を掛ける。故に常の日は決して是をしない。房州でも葬家の手傳人に限つて、必ず桶の中に柄杓を入れて二人づれで行き、脇の者が水だよといふといふに對して、へいと返事をして歸つて来る。それで他の日に斯ういふことをするのを非常に嫌ふ(旅傳葬禮號)。

ヨニンギネ 四人杵、もとは葬式の日死者に供へる飯の米に限つて、四人が手杵を持ち、相對して一臼のものを精げた。今では手杵が無いから問題にならぬが、是を恐らく常の日は忌んだのである。同じ折には必ず竈を北向きに築いた。それで北向き竈と四人杵とが忌まれるのである(土佐長岡)。

ロクチヨウギネ 四人杵は昔の春きもの、普通の人數だつたやうに思ふ。是を葬禮の日の臼のみに限るといふことは、既に横杵が採用せられて後の俗信としか思はれぬ。肥前の下五

島では、六挺杵といふのが吉凶の時だけの白人數であつた。乃ち常の日には、六人では春かぬことにして居たらしい。

ヒダリウス

諏訪では死人の枕團子の粉だけは、左白をまはしてひくといふ。

カラナベ

葬禮の行事には、何でも常することの逆を行くものが多い。この中には豫め忌の避け易いやうに、特に此方の動作を不自然なものにして置く考案もあつた様である。たとへばカラナベといふのは飯を炊ぐ際に、水を入れずに先へ米を入れることだが、葬式用の飯だけは此順序により、常の日は是をせぬ様にして居る(下五島)。

イチゼンメシ

一膳飯は餓鬼のえさといふ諺があり(北飛驒)、或は一膳飯を食へば化物に遭ふともいふ(播州飾磨)。四月八日の蟲除けのまじなひに、紙に一膳めしと書いて膳棚へ貼る風習もある(志太郡誌)。何れもこの飯が凶式の食事であつたことを意味する。普通は是を一杯飯と呼んで、所謂一膳飯屋のそれと區別しようとして居る。一杯飯も亦枕飯のことで、それを食べると狸に化かされるといふ處もある(松山市)。

ヒトサジメシ

サジは飯杓子のことである。一サジで盛つた飯を食へば繼母にあふといふ(北安曇)。紀州の那賀郡でも豊後の大野郡でも、一杓子飯をよそふと繼子にかゝるといひ、佐渡では又杓子の背で飯を盛ると繼親にかゝるともいふ。何れも葬式の前の枕飯を、盛り切りにする事から、平日はそれを忌んだ爲にさういふのであらう。繼親繼子は何人かの死ぬことを意味するからである。長門大津郡でもヒトキャメシを忌み、もう一杓子はよそふ真似でもある。一カヒは一サジと同じく、飯匙の一つといふことである。

ヒトツブダンゴ

一粒團子を食つてはならぬといふのは、或は枕團子を聯想するからではないかと思ふが、越後では是を一つを一口に食つてはならぬ戒めだと謂つて居る。ある愚かな嫁がさう教へられて、二粒一度に頬張つたといふ笑話もある(加無波良夜譚)。

イップクチャ

又一杯茶ともいふ。一服茶は飲むものでない。飲んでから坊主に逢ふと死ぬといひ(羽前最上)、一ぱい茶で出て来ると家へ歸る路を忘れるとも、又は坊主になるとも謂ふ。一ぱい茶を飲むのは坊主ばかりといふ諺もある(氣仙)。茶を一杯だけしか飲まぬと後家になるといふ處もあるから(東田川)、兎に角に凶禮と同じなのを忌むのである。沖繩でもたゞ一杯の茶をティーツチャ(一つ茶)と謂つて大に嫌ふ。人が死んだ時に供へるのが一杯きりだからである(翁長舊事談)。

イッポンバシ

一本箸で飯を食べることをきらひ、地獄に行つて一本橋を渡らせられるなどいふ(磐城相馬)。死者への供膳には箸を片方しか添へぬ風があつたらしい。東北や信州では年の暮のミタマノママにも、一本づゝ箸を挿す處がある。

イッポンバナ 一本花。死人があると枕元へ一本の櫛を立てる。故に平日は一本を立てることを嫌ふ(北河内)。墓の花立にも忌明きまでは一本づゝしか立てぬ。其日から今一本添へる(對馬)。ハナノキ即ち櫛を一本花と謂ふ處もある(大分郡)。花を一本だけ立てるのは靈を是に憑らしめる方式であつて、古くは必ずしも葬送の日だけに限らなかつたのである。

フタハナ 壹岐には「一花さすとも二花さすな」といふ諺があつて、神様の花瓶には二種以上の枝を併せ挿すことを忌んだ。主として上げるのは「はまひさかき」とべら、櫻梅桃松など(民俗誌)。普通の立花には二種を常式とする流派が多い。

ヨコゼン 膳の木目を豎にして据ゑること。又ソバゼンともいふのは側膳の意であらう。死んだ人にソバ膳で飯を供することは大隅肝屬郡、又伊勢の山田でもさうするといふ。常の日に是を忌むのは以前一般にさうして居たからであらう。或は猫膳とも謂つて猫にも斯うして食はせる處がある(西牟婁)。注意すべき異例はエビス膳と謂つて、夷講には夷神に此膳を上げることである(濱名)。

ヒダリゼン 左膳で食事をすると果報を落すといふ(九戸)。左膳といふのはソバ膳即ち横膳のことらしい。或は三方折敷のやうに一方だけ明いて居らぬ側を、左の方へ向けることをいふか。

キリムゼン 膳の足を坐つた人に向けること、いふから、ソバ膳も同じである。是を非常にきらひ氣にするといふ(石城)。膳の足は木目と直角に打つてある。乃ち通例は下が行通ふことを必要としたのである。今のやうな猫足膳になればもう其問題は無い。

ミスミガヤ 三隅蚊帳は釣るものではないと謂ふ(對馬)。死人の床には蚊帳を釣り、其中に入つて伽をする風習も處々にある。是も其名残かと思はれる。蚊帳は恐らく喪屋の略式で、それを常の生活と甄別する爲に、わざと一隅をはづしたのである。

カヒキリダチ 買切裁ち。反物を買つて來た日にすぐに裁つことを、さう謂つて大に忌む(北安曇)。死人の着物ならば大抵はさうしたからである。

ヒツパリヌヒ 死人の着物は二人も三人も一緒になつて縫ふ。是を引張縫ひと謂つて平生は甚だ忌む。この風は全國に行渡つて居る。

スヌヒ 喪家の作法として、死装束を縫ふ糸は尻を結ばず、又返し針もしない。それを素縫ひと謂つて(豊浦)、常の衣には決して斯うしない。

シホンイト 四本糸で物を縫ふことを戒められる。昔大蛇の聲が夜なく通うて來たときに、夜着針に黒の糸を四本通して、男の袖に縫付けたことがあるからだ(静岡縣傳説昔話集)。斯うは謂ふけれどもとは凶禮の一つの作法だつたかと思ふ。

デバリ 出針。家を出るに先だつて綻びを縫つたりすること。出針を使ふと凶事が有るといふ處は多い(更級・南蒲原)。土佐や筑前の島々でも、漁民は船出に先だつて針を使ふことを悪む。他の多くの土地でも朝は針を使はず、又人に貸さず、買ひに行くにも朝だけは「松葉をくれ」と忌詞でいふ處があり、それでもなほ賣る方ではよい顔をせぬといふ(漁村民俗誌)。

フタアカリ 晝と夜との境に、外の光と灯の光と二つのあかりで衣を裁つことを忌む(土佐方言集附録)。死者の着物は時を構はず、斯ういふあかりの下でも縫ふからであらうが、一般にはこの二あかりの時刻を深夜よりも警戒するのが、未知の世界に對する古風な感じで、その故に黄昏を悪い時刻と謂つて居るのである。

ヌストクビ 棺に入れる亡者に着せる衣の着せ方を大隅高山でさういふ。襟を折らずに着せることだといふ(旅傳葬禮號)。盗人大首であらうが、どうしてさういふかは不明である。

キノボリムスビ 帯や紐の結び方に此名がある。土佐では死人にこの結び方をすると常は忌んで居る。大隅でテックエムスビといふのも同じで、他の地でタテ結びといふものであらう。普通の結び方と反對だといふ。死人の白帯も前でテックエ結び、棺の蓋を締めるのもいちびの小繩でテックエ結び切りだといふ(葬禮號)。

ビヤウブゴシ 屏風越しに物を取り遣りすることを嫌ふ。棺桶は入棺に先だち、逆さ屏風

の上から持込まれるからだといふ(上北)。

カラビヤウブ 筑前大島などの例、平日は空屏風を立てることを忌み、必ず其端に手拭か何かを引掛ける。葬式の日には空屏風を逆さに立てるからといふ。他の多くの地方では逆さ屏風だけを忌んで居る。

サカサミツ 水をさきに湯を後から入れることは、凶事の例だから一般に之を忌むが、相州では之を逆さ水と謂つて居る。ところが此言葉は妙な場合にも使はれる。子供が魚の死にかゝつたのを生かすまじなひに、水に入れて尾を持つて振るときサカサミズといふ語を使ふ(北安曇)。宇都宮地方でも、東京でいふ「いきいきごんぼ」の場合に、子供が魚の尾を持つて振りながら、

逆さ水飲め飲め

あたりが火事だから

逆さ水飲め

と唱へる。さうすると生き返るといふ(旅傳・六卷九號)。

サカサユ 水へ湯をあとからさすことを、武藏八王子邊で逆さ湯といふ。

サカデ 古い言葉だが長崎附近にはまだ残つて居る。柄杓などを右の手に持つて右へあけ

ることが逆手である。逆手をしてはならぬと謂つて戒められる。昔の「天の逆手」なども、是を意識してしたのかも知れぬ。

ヒダリビシヤク 野送りの時には左柄杓の水で手を洗ふ。故に左柄杓で水を使ふものでない(北安曇)。左の手で杓を持つことだから逆手とは又別である。

ソトビシヤク 上州勢多郡の俗信。外柄杓で湯水を掬まず、左の手で茶を出さず、鍋の弦越しに汁を盛らない(郷三卷七號)。何れも凶事用に取りのけてあるのかと思ふ。外柄杓だけはたしかで、是は右手左手を問はず、外側へ翻して水をあけることをいふ。

サカズミ 硯の向ふから墨を摺ること。逆墨を摺ると雨が降ると常陸では謂ふ(人類一七八號)。或は雨乞の行法に斯ういふことをしたのかも知れぬ。

カラツメ 爪を剪るときは爪の先をちよつと舐る習はしが佐賀地方にはある。から爪を剪るのは不吉の場合ばかりといふ。このあたりは親が死ぬと、其子は皆一同に爪を剪つて棺中に納める。故に平日は兄弟揃つて爪を剪ることをきらふといふ(民族と歴史六卷七號)。デヅメを剪ると人中で恥をかくと關東では謂ふ。出爪は家を出がけに爪を剪ること、是も或はもと葬禮と關係があつたかと思ふ。

イッパイザケ 阿波の勝浦郡では一杯酒は飲まぬものとして居る。葬式の場合に飲む酒を

さう謂ふ故に(郡誌)。

シルカケメシ 信州上伊那郡の一部で、棺を擔ぐ者は支度をしてから、飯に汁をかけ箸一本で食べ、それから疊の上で草鞋をはく。故にこの三つの行爲は、常の日の朝は決してせぬ(露原三卷三號)。汁かけ飯は壯年の男の食はぬものとして居る處は多い(志太)。或は汁かけ飯を朝食ふと、山で恠我をするといふ土地もある(下伊那)。

オトシバシ 葬式の日の膳を四つままりと謂ひ、此日に限つて箸は膳の端にもたせ掛けず、に、必ず落し箸にする地方がある(肥後阿蘇)。従つて常の日には嫌はれて居ること、思はれる。
フタツバウキ 飛驒の丹生川村などは、帚一つで家を掃くことを嫌ふ。是は葬の日棺が出たあとに、二把の藁を以てデキとオウエとを一度に掃き、終つて其藁を燃す風習があるからである。

エツタガタ 初を前の者が右肩なら後の者が左肩に昇くことを謂ふ。葬式の穴掘りの辨當は握飯と酒肴で、是を箸又は畚に入れて、二人がえつた肩にさしになひにして行く(備前邑久)常にはきらふので悪い名が付いたのであらう。

トモラヒマハリ 左まはりのことをさう謂ふ(南巨摩)。粽を左に巻くと死人があるとていやる地方もあり(佐渡)、又子供の遊び事に、泥棒まはりと言ふのも右から左へだが、不思議な

ことには是を正月のハラメボウの飾のやうな、めでたいものにも使つて居るのである。單に常の用に供しない方法といふだけかと考へる。關東のどこかでは左廻りをオエビスマハリと謂つて、しかも兒童の圓陣遊戯などには嫌ふところがあつた。尤もその土地の葬式は右廻りである。

カラウス 信州小縣郡では葬式歸りに穴場に參つた人々は、一杵づゝ空の臼を舂いてから鹽水で手を洗つて家に入る。それで空臼をつくのを不吉として居る。しかも十二月八日のコトの日には、空臼でもついて杵の音をさせるのだと謂つて居る(長村郷土資料)。

モミアシ 足と足を摺合せて洗ふこと。葬式から歸つた人は斯うして手を掛けずに足を洗ふので、ふだんはさうすることを忌むのである(津久井)。

アヒバサミ 二人で一つの物を挟みあふことをいふ(南大和方言集)。火葬の骨拾ひには次から次へ、箸で挟んで渡すのが例だからである。飛驒高山附近では成るだけ多くの人に拾はれるのが功德になると謂つて、參る者が皆箸を携へて行く。白木の長さ一尺二三寸もある箸である(ひだ人三巻一一號)。土地によつては竹と木と一本づゝの箸を使ふ。さうすれば忌を避けることも容易なわけだが、なほ不注意に木と竹の箸を使ふのを氣にして居る。この忌は現在火葬の全く行はれない土地にもある。何か今一つ以前の原因があつたやうにも感じられる。

ニダンガキ 壹岐では新墓の周りに生竹で横二段の垣をする。故に平素は之を忌み、垣は必ず三段に結ふ(續方言集)。

ツギラフソク 佛壇の蠟燭を繼蠟燭にすると、又死人があるといつて嫌ふ(飽海)。東京でもよくいふことである。二本線香とか繼蠟燭とかは、誰にでも新たに思ひ付かれさうな俗信ではあるが、根柢に忌の畏れがあつたことは共通の原因である。

ヒトイロモチ 一色餅は配るなといふ(入間)。餅の贈り物は必ず取合せを必要とするといふ意味である。或は常の日には一色餅を搗くなともいふ(海上)。しかも他の多くの地方では産にも婚禮にも屢、一色餅を贈答して居る。喪の忌には限らなかつたのである。

サンジョウゴメ 四十九日の餅には三升の米を搗いて四十九に取る、故に平日は三升米を使ふことを忌む(多賀)。

ヒツパリモチ 餅を二人して引張り合つてたべ、又敷居に腰かけて食ふことをきらふ。何れも葬式の後ですることだからである(氣仙)。(ヨツモチの條参照)餅については殊に忌と常との差別がやかましい。たとへば鹽をつけて食ふこと、鍋の蓋の上で切ること、搗いた當日に焼くことなどは、常には決してせず、凶禮には必ずする。

イキバナ 生花を簪にすると親の死目に會はぬといふことは方々で聽く(印旛、天田、上道、

土佐長岡。生花を左に挿すと坊主にほれられるともいひ(南多摩)、又は椿の花を簪にすると早死をするともいふ(田方)。是は自然の花の枝を手に執り髪に挿む者が、尋常家庭の生活をせぬ女性であつたことを、幽かながら記憶して居るものかと思はれる。

チャノイッポンギ 茶の一本木を庭に栽ゑると病人が絶えぬと謂ひ(南多摩)、又茶の木を始めて作るときは凶事があるとも謂ふ(吉野)。茶が作物になつて居る今日では解し難いことだが、本來この植物は山頂に自生して居るもので、是が新たな用法を知つて、人間の統御に移したのは比較的後のことだから、往々此様な不安を誘致したのかと思ふ。山から木を移植する場合がもとは忌であつたのである。

フクロウツシ 袋移しをすると袋兒が生れるといふ(諏訪)。袋から他の袋へ中のものを移すことで、是を平氣でやつて居る土地も多い。どうしても是を言ひ出したかを考へて見たいものである。

テバリミツ 又手振水とも謂ふ。濡れた手を揮つて雫を散らすことで、其水の身にかゝることを忌む習はしは弘い(平鹿)。手振水は犬にもかけるものでないといふ。人にかけると親の死んだ時に水が無くて困るともいふ(南安曇)。或は又親の死目に會はぬといひ、人に手水を掛けたらふりかけ返してもらはぬと、船に乗つたとき落ちるともいふ(北安曇)。又掛けられた者

の親が死ぬといふ處もあれば(志太)、「ごめん、他人ぢや無い身内ぢや」と言へばよろしいともいふから(北河内)、以前は是も喪の忌に伴ふ儀式の一つだつたらしい。

ヒトコエヨビ 山小屋などで特に是を忌み、人を呼ぶなら必ず二聲つゞけて呼べと戒める(飛驒大野)。怪物が人に聲を掛けるのに、いつも一聲しか呼ばぬといふ話もある。神靈は恐らく連呼しなかつたのであらう。

コジキウタヒ 朝早く歌をうたふことを、乞食うたひと謂つて嫌ふ(若狭大館)。是はそんなことをすれば乞食になるといふ意味ではなく、別に常民で無い者の午前から歌つてある人たちがあつた故に、そんな者になられては困るといふ趣旨かと思はれる。

カラユ 空湯を立てると隣の家が金持になるといふことは、關東ではどこでもいふ。何を煮るでも無く徒らに釜の湯を沸立たせることで、主婦は注意して少しの水を注ぎ又は火を弱めて居る。是も或は神祭の湯立の形式に似て居るのを忌んだかと思ふ。或は來客の歸るときに、急いで茶釜の蓋をする風もある。家の福が附いて出るといけないからといふ(志太)。沸立たせるのが悪いことでは無かつたのである。

カラビ 爐の鈎に何も掛けずに火を焚くことをから火と謂つて忌む。物を入れない鍋鐵瓶を引掛けることも、カギサマに對して畏多いといふ(東筑摩)。

サカサクベ 薪の本末を注意するのは普通だが、北秋田のマガギたちは山小屋では殊に之を忌み、犯す者には水垢離を取らせる。即ち根の方から先づ燃すことがいけないのである。

ツルカヘシ 鍋の弦は必ず盛る方からは反対の側へ下して置く。之を手前へ折返すことをツルッケシと謂ひ、弦返しの物をよそふと其人から恥をかゝされるといふ(新田)。

ツルゴシヤマゴシ 鍋の弦越しに物を盛ることは大に忌まれる。倒してある弦を越して盛るのは容易だがやはり之を忌む(東蒲原)。此戒めを弦越し山越しと、諺のやうにして記憶する處もある(芳賀)。山越しといふのは弦の立つたまゝのことであらう。或は又爐に掛けた鍋の弦の下を通さぬやうにして居る例もある。其食物を食つた子は盗人になるといふ(安藝山縣) 杓子だけ通すのは構はぬといふから、手前へ搔寄せてすくふのがよい行儀であつたと見える **ワンゴシ** 椀越しに人の方を見てはならぬ。そんなことをすると見にくい聲、又は嫁を持つといふ(上閉伊)。つまりは目を伏せて食事をせよといふのである。

ハツナベ 子供の初鍋をくれると大飯食ひになるからいけないといふ。朝の初鍋のものは神佛に、次は年とつた男に盛る。猫に初鍋をくれると眼が光るともいふ(北安曇)。

オヤコナスビ 鳥取地方ではヒトへ正月即ち二月一日の朝食に、家内一同で茄子の味噌漬を必ず食べるが、此際親のたべ残したのを子が食べ、又は子の親が食することを、親子茄

子と謂つてきらふ。其の理由が判つたら面白からうと思ふ。

シソクニソク 四足二足。鳥と獸との肉のことだが、東北では是を諺のやうにして簡明に記憶して居る。但し此忌を守るの是一般では無い。オシラ神を祭つて居る舊家及び是に仕へる者、イタコもボサマも共に此戒を持して居る。

ヨコツギ 衣類のつぎを横に當てるとヨコゴトを聴くといふ(紫波)。悪い評判のあるなどがヨコゴトであるらしい。有名な長柄の橋柱の昔語りにも、袴の横縫ぎといふことが要點になつて居る。夙くから人の忌む行爲であつたことは明かである。

イナデオビ 稲手は刈稻を束ねるユヒソのことかと思はれる。妊婦は稲手帯をするものでないと、肥後の阿蘇郡では謂ふが、其理由といふのが少し込入つて居る。妊婦が死亡すると腹を分けても中の子を出してから葬らぬとウブメになる。どうしても取出せぬ場合には薬人形をこしらへ、それを背中合せに稲手を以て妊婦に結はへつける。さうすればウブメにはならぬといふ。そんな用途に供するから、稲手の帯は不吉なのである(旅傳・葬禮號)。

ムナギナリ 棟木と同じ方向に寝ると悪い夢を見るといふ(紀州那賀)。その他疊の三つ合せに寝てはならぬといふ處などもある。

ミナミマクラ 土佐長岡郡では、南枕に寝ると難産をすると謂つて、産には南枕をきらふ。

ドタバヒリ 爐の中に足を入れることをドタバヒリと謂つた。正月十四日の若年の晩には殊に忌むことは東北一般の風である。もしさうすると其年の苗代を鴨に荒されるなどいふ。火の穢に對する物忌かと思はれる。

サカワラ 藁を逆さにして屋を葺くことは、神の假宿には寧ろ多く見られる。是を忌むのは常用に供してはならぬといふ迄であらう。忌むから必ずしも凶禮とは言へない。

デワカレ 出別れをすると何れか災難に遭ふといひ(美囊)、二人が同じ時刻に同じ家から出て、ちがつた方角へ行くことを忌む。但し日返りなればよいともいふが、人を訪問したときにも同時に暇乞して返ることを嫌ふ。是非さうしなければならぬときは、一人の方の荷物を少し先へ出して置くといふ(設樂一四號)。

ハキワカレ 壹岐でははき別れと謂つて下駄を情人に贈りものすることを忌む。指輪もさし別れと謂ひ贈りものによくないといふのは(旅傳婚姻號)、西洋とは考へ方がちがふ。

リヤウドマリ 同じ家の者が同じ日に二人以上、旅に出てちがつた處に宿することを、兩泊りと謂つて凶事があるといふ(九戸)。

セトノゾキ 裏口から人の家に入ることを非常に嫌つて居る處がある(羽後飛鳥圖誌)。斯うする。ことをも背戸覗きといふさうである。

トホリヌケ 普通の人家でも表口から入つて、裏口から出て歸ることをよく思はぬ地方は多いが、山小屋に於てはそれを通り抜けと謂つて非常にいやがる(揖斐)。或は是を抜けと謂つて戒めて居る處もある(飯南)。

ピンボフユスリ 貧乏揺りは見苦しいといふ以上に、相手が之をきらふ處がある(津久井)。膝などを始終小さく動かして居る癖である。

ネコノアトリ 家の飼猫の子を又飼ふことをいふらしい。猫の跡取はさせるものでないといふ(高座)。犬には是が差支無いと見える。

ニダイウマ 二代馬を飼ふと不幸があるといふ地方がある(東田川郡誌)。實際此語は無くても仔馬は皆賣つて居るやうである。

サキノリ 船に乗つてから、此船はいつ向ふに着くかと問ふことを、先乗りすると謂つて船では非常にいやがる(土佐漁村民俗雜記)。是は確かに神信心とは兩立せぬことだつたからである。

ウネハツシ 畠に播き物をする時に、畠はづしと謂つて播かぬ畠をこしらへることを警戒する。畠はづしをすると食はぬ人が出來るといふ(新治)。食はぬ人とは死人又は家出人のことで、まる一畠で無くとも一部分の播き忘れも出來ぬやうに注意をする(多賀)。

フタトコチシャ 茄子島の北枕と、二所チシャはするもので無いといふ(北葛城)。チシャは高
萱(ちさ)のこと。忘れてでもわざとでも、是を引離して二所に播くことをいふのであらう。
クハタガヘ 鋤たがへは向き合つて二人で鋤を使ふことをいふ。クハタゲやカマタゲはす
るもので無いといふ。鎌たがへをすると手を切るともいふ(北安曇)。是などは單なる實驗の
知識かも知れないが、なほ隠れたる理由を想像して居るやうに見える。
ウエキリカリキリ 田を一筋だけずつと植ゑ通し又は刈りとほして、二つに分ける様にな
ることを裁切刈切と謂つて忌む。さうすると双兒が生れるといふ(三河北設樂)。又植別れと謂
つて左右に分れて行くことも同じ理由で忌む。

アゼゴシタウエ 「畦越し田植はイヤがかり」といふ諺もあつて忌む(肥後阿蘇)。續けて隣の
田を植ゑて行くことで、こゝで一しきり休めばよいのであらう。イヤは胞衣のことで、イヤ
がかりは産が重いといふ意かと解する者もあるが、まだ聊か心もとない。

カヘシウエ 妊婦が田植に返し植をすると逆子が生れるといふ(周防都濃)。手の都合で逆の
方向へ植ゑ戻ることをいふかと思はれる。

八、忌まるゝ日時

ヒイミ 伊豆の島々で日忌又は忌の日(キノヒ)と謂つて居るのは、最も嚴肅なる物忌を以
て待受けたる祭典の日のことであるが、信州三河の村々では、日忌はたゞ一般の遊び日と解
せられて居り、「けふはオヒイミだに仕事も出来まい」などといふさうである(旅傳・四卷一二號)
しかし斯ういふ土地でも此日は必ず神を祭つて居るので、休養は單に物忌の結果に過ぎなか
つたことは、幽かに遺つて居る言葉の感じからでもわかる。福島縣南部などでは、神ごとと
いふのが休み日を意味して居り、休みをコトといふ土地は他にも多い。働いてはならぬとい
ふ昔の物忌が、休んでもよいといふ自由の如くなつて來たことは、日本ばかりの變遷では無
いのである。

モンビ 壹岐では部落内に葬式のある日をモン日といひ、此日は衣服を裁つことを忌むと
いふ(民俗誌)。物日といふ語と元は一つで、多分神靈に捧げる日の意味であつたらしいのが、
後には特殊の限定せられたる行爲を、制止するやうになつたのである。

タチビ 現今は多く祖先の忌日、親の命日の意味に限つて用ゐられ、それにも又年に一度の正當日だけをいふ處と、月々の其日を皆含むものがある。通例は精進をしたので斷ち日と解する者もあるが、語の起りは別に有るかと思ふ。タツといふのは恐くは出現であつて、本來はすべての祭の日にも及んだ名稱かと思はれる。

ヒヨリミビト 物を忌み慎むべき日の中には、一般に前から知られて居るもの以外、普通の智能では判定し難いものがあるといふ考へ方は、不幸に遭ふたびに段々と加はつて來たらしい。日の善惡を下する技術は、支那の學問に支持せられて、日本では急に非常に有力なものとなり出して、其末流が今に至るまで我々の判斷を左右して居る。十干十二支の算へ方なども其一つだが、其他にも色々の口傳のやうなものがあつて、片端は常人の間にも記憶せられて居る。是を專業にした者が最初のヒジリといふもので無いかと思ふ。南の島々にはピユリミビトといふ者が居た。嫁入掣入等の日取まで、此人を頼んで選定してもらつて居たといふ。ヒヨリといふ語も今は天候のことだけになつたが、曾ては生活と交渉ある一切の適不適までを含んで居たやうに考へられる。現在の忌日の名稱には、とにかくに陰陽家の術語であつたものが多く流布して居る。

コウビ どんな字を書くかを知つて居る者は無いが、その算へ方は歌になつて、三河の山村には残つて居る。

辰や丑戌や未や卯子の酉 申を寅亥て午と巳

といふのださうで、末の句が少しをかしいが、とにかく是を一月から十二月に此順序に配して、月々の其日がコウ日になるのである(田嶺炬燵話)。だから五月は卯の日がコウ日になる。コウ日に田を植ゑると憂ひ事があるといひ、又は此日の稻は葬式の米になるとも謂ふ。他の月のコウ日もよくないのであらう。

トクニチ 家族殊に主人の生れ年と同じ十二支の日。即ちトシノヒといふのと一つである。

中國東部でよく之を謂ひ、其他の地方ではあまり耳にせぬ。それも主として正月中、又は元日から十二日までの間にあるときだけにいふ。或は正月の五日のうちに、家族の者の生れ年の日がある時といふ處もある(上房)。此日金錢物品を家の外に出さぬやうにすることは、中の記録に見える得日も同じだが、なほ其以外に御馳走をこしらへ、又口争ひを慎んで静かに暮さうとする(氣高)。物を出さぬ忌は嚴重なもので、ホイトが來てもけふはトクニチだと言つて追返したといふ(八頭)。南河内の山村で、元日家に籠つてどこへも出ぬ様にして居ることをトクニチといふのは、誤聞で無ければ誤解である。

トシノヒ 年の日又年日ともいふ。奄美大島などでは一年の最初の年日を祝つて酒盛をす

るが、正月三箇日の間に自分の年日があれば祝ふといふ土地は他にも多い(豊能)。其日にはフの字の附いた物七種を馳走にするといふことは(小縣郡民譚集)、東京などの有卦入りと同じい。しかし其他の一年中の年の日には、たゞ色々の物忌があるばかりであつた。たとへば巳の日と年日に爪を剪ると命をちゞめる(豊後大野)、年日に着物を裁つと運が悪い(同上)、主人の年日には糯稻の田植をするな(上浮穴)、年日には味噌を搗くな(上道)、年日に婚禮をするはよくない(小縣)などの俗信があり、沖繩中頭郡でも病氣は年日に悪くなるといふ(シマの話)。壹岐でも年日に人の喪を弔ひ、又は盆の墓参りをするのを避けて居る。トシビイハヒの元の趣意の、厄よけに至つたことも是から察せられる。

ムッソン

生れ日即ち年の日から、算へて六日目をムッソン、又十日目をジュッソンといふ。この兩日は田植初めを忌むといふ處がある(肝屬)。

ゴムニチ

灸をするぬ日となつて居る(南河内)。算へ方は知られて居らぬ。五墓日と書いて雜書にも見えて居る。

ツチビヨリ

槌の日といふ日が一年に二十何度もあつて、小槌は八日、大槌は十日間も續く。槌の入りに雨降れば槌中降り、天氣なれば槌中續く。是を槌日和といふ(讃岐高松叢誌)。

槌の日に生れた兒は四足の動物の名を付けぬと育たぬといひ、又は槌子・槌太郎などいふ名を付けた地方もある。大槌小槌の内に生れる人は運が弱いから、祭をいとなみ、又金物の名を付けて其障りを免れると謂ひ、槌と槌との間日に生れた者は果報があると謂つたさうである(昔日叢書)。

オカンニチ

「かんにち」といふ語は中古上流の記録にも屢々見え、もと道家の唱へ始めたものらしいが、崩れた形で民間には遺つて居る。五月は卯の日、十二月は巳の日が坎日だといふから、多分北三河でコウビといふのと同じである。伊豫では舊五月の卯の日がカンニチで、此日田植をすると主人に別れ又は凶作になるといふ(民族と歴史三卷三號)。ところが土佐の長岡郡などは、田植には酉日が坎日だと謂ひ、此日田を植ゑると早乙女が死ぬなど傳へて居る(民間傳承二卷六號)。又カンニチには糯苗を植ゑるとも謂ふ。壹岐のカンニチは十二月は巳の日で、悪い日だと謂つて居る(續方言集)。四國の各縣でミシヤグツツ又は佛の正月など、稱し、新年に先だつて新佛の墓祭をする日も巳の日で、是をオカンニチともいふ處がある。辰の日から始めて、無事の家は互ひに訪問せず、又は宿泊せず物も贈らない。巳正月を營む家を訪ふときの挨拶の辭は、理由はもう不明になつて、今でも次の様に謂つて居る(周桑)。

存じも寄りませぬオカンニチで 御茶でもあがりましたか

ケタイビ

志摩の神島では、舊曆七月一日をケタイ日と稱し、山に登ることを許さなかつ

た。一年の内には幾日か斯ういふ日がある。強ひて此忌を犯すと、路を誤つたり崖から墜ちたり、碌なことは無いといふ(鳥二卷)。

ヤマイビ 對馬では毎月の三日、正五九月の十六日などが、山に入つてはならぬ日であつた。是をヤマイビといふのは山忌日かと思はれる。強ひて山に入ると木から血の出るのを見たり、荷物を匿されて困つたり、色々な不思議に遭ふと謂つて居る。

ヤマメビ 土佐長岡郡では巳午酉亥子の五つの日をヤマメビといひ、婚姻の申込をしてはならぬ日として居た(旅傳六卷一號)。或はヤマメブシ(高岡)、又はヤマメジクといふ日を凶日として、共に婚姻には忌んで居る例もある(喜多)。ヤマメジクの算へ方は複雑で、一月より十二月までの朔日を、順次に寅卯辰巳と立て、各々それから十二支を算へて、巳午酉亥子に當る日を忌んだといふから(旅傳婚姻號)、土佐の場合と無關係ではない。或は嫁入に忌む日はヤマメイニチと名けて、其忌を侵すとやめめや後家が出来ると謂つて居る地方もあるが(八頭)、此方はまだ日の繰り方がわかつて居らぬ。或はもと山の忌日であつたのが、是をヤマメと解して、主として婚姻の式に忌むことになつたものかも知れない。

ホロボニチ 所謂往亡日の片言ではないかと思ふ。字も亡日と書いて居る。此日にも友引の日と同じに葬式を出さない。是非とも避けられぬ場合には、壁を一間だけ破つて棺を出せ

ばよいといふ(中魚沼)。

ヘンプニチ 日向米良山村の獵人等のよくいふ日。此日獲物があれば必ず筒まじなひをしたといふから、山入には忌む日かと察せられる。是は月のうちに十二三度もあり、之を算へる法といふのが歌になつて居るが、適用を明かにし得ない。

トラれてもミにそふものはサルばかり辛のこうさぎにこまいさん

トリもネごろにタツときはウさぎのイヌにウシのへんぶ

大分記憶の誤りがあるやうである。運歩色葉集にマルフニチ、一名黒日といふものを繰り出す歌がある。マルフニチは辻日と書き、是も山人の忌日らしいが、算へ方は異なつて居る。

フジユクニチ 不熟日、この日に蒔物植付をすると實が入らぬといふ俗信がある(那須)。是は關東から奥州にかけて弘く行はれて居る。その日を知る法は一年を四つに分け、正月二月三月は順次に、各、子午酉の日を忌み、それを三月毎にくり返すのだから簡單である。此日に種播き又は栽えたものは、後に不幸の時か病人の食物になるといふ(石城)。上總地方でも同じ算へ方で、各三月の子午酉の日が不熟日である。殊に田植には此日を避け、稻が成熟せぬか又は凶事の飯米になると言ひ傳へ、之を信ぜぬ者も周圍を憚つて忌を犯さない(君津)。
フジャウニチ 關東東北から四國にかけて、極めて弘い地域に亘つて信ぜられ、日の算へ

方も一樣である。或は名稱だけが後に又新たに流布したものかと思ふ。是は十二支には由らず、一年を二つに分けて、一月から六月まで、順次に三二一四五六の日と、それから各九日目とを悪日とする。閏月は本月と同じ算へ方である。この日は相談事をせず(石城)、炭焼の竈を築かず(多賀)、山を焼かず(南河内)、船のカハラズエをせず(幡多)、その他何によらず仕事を始めず、風呂さへも沸かさない(君津)。正月三日をフジャウ日として廻禮をせぬといふのも(多野)、或は四月四日を不浄をいふのも(下伊那)、皆この法則の適用であつた。志摩の漁村だけでは此日のきめ方がやゝ異なつて居る。こゝは舊六月十七日の濱祈禱の日、笹はたきの少女に神がゝりがあつて、一年の月々の三つの日を、海の悪日と指示せられる。漁夫も蟹女もその日を不浄として海へ行かぬといふ(島二巻)。不成就ともいふがやはり不浄と謂つたのが元かと思はれる。不浄は即ち忌のことだからである。

チクワノヒ

地火の日といふのがあつて此日には種播きをせぬ(北設楽)。此日に播いた糯米は四十九日のクギモチになり、此日播いた麥の稈で葺いた家は火事に遭ふとも謂ふ(佐賀郡)。豆を栽ゑるにも地火の日を忌むが、豫め地火の神様の爲に二穴三穴播いて上げればよい。但し其大豆は收穫してはならぬ(壹岐島民俗誌)。別に又天火の日といふのもあつて屋根の葺替を忌む。地火の日に播種した麥の稈で天火の日に葺けば、鼠が小便をしかけても火事になると

いふ(同上)。地火は一月巳の日から順に十二月辰の日まで、月々に日が移つて行き、天火はいふ(同上)。一月の酉から十二月の申までの日をいふ。此兩日とも農事には忌む日といふ(西諸縣)。佐渡で三月の未の日を地火といふのは此算定法に合し、遠州小笠郡で六月中頃の酉の日をジカといふのは、新曆又は月送りとしなければ合はないが、此日は地が焼けて居るから物を栽ゑぬのだと謂つて居る(静岡縣方言集)。

カブリビ

奄美大島でカブリ日といふのは忌日だが、高倉の建築だけには之を用ゐる。生物のそだゝぬ日である故に、穀物の貯藏所には却つてよいのだといふ。サクコといふ日は是とは別かも知らぬが、やはり他の建築には忌んで、高倉だけには之を用ゐて居る。その算へ方は一月より十二月までの順序に四三二一八七六五四三二一の日と、各、其後の九日目とである。高倉の建築には呪法が加はつて居た。一年を四つに分けて十二月から二月までは丙丁の日、次々の各三月は順々に戊巳と甲乙と庚辛の日をカフカの日と謂つて、高倉建築の爲の山入・木出し始め、普請の取付き屋根葺等、すべてこの日を選んで使用した。カフカの日を七つ重ねて造つた高倉は、たとへ鼠雀が入つても五穀を食ふこと能はず、却つて乾物となつて倉の中に残つて居る。しかし七つ合せては餘り強過ぎて、人間も倉から落ちると皆死ぬ故に、先づは五つ位のカフカの日を合せて置いたといふ(南島雜話)。高倉以外の人事には忌んで居た

ことも察せられる。なほ南方の島々では十二支の代りに、十干だけを目標とするものが多いが、東日本でも庚申をオカノエ様といふ風に、此方を主とした例があり、丙丁を火のまじつた日と稱して、山焼には避ける例が近畿にもあつた。

マビ 土用に土を動かさぬといふ忌は一般にあるが、或は其間に土用の間日と謂つて、忌の明く日を認めて居る土地もある(壹岐)。

ヤウカビ 正月八日は戒慎すべき日として居る。此日は雨雪の降ることが多いと傳へ、遠い旅行に立つことを忌む者がある(豊能)。

ココノカビ 七月の九日をココノカビと謂つて、佛に參る日として居る地方がある(神戸市) 盆の色々の行事のちようど中間に在つて、やゝ正月の餅アハヒとも似て居る。佛教の力の働きかける隙間があつたと見える。東京を始め多くの土地では、此日を四萬六千日といひ、富山地方では、又翌十日を九萬九千日とも謂つて居た。何れもどうしてさう謂ひ始めたかの根拠がわからぬが、一日の參詣がそれだけの回数に當るといふのである。

カゲビ 舊六月の半夏生といふ日に就いては、珍らしい言ひ傳へが各地に在る。或はハゲンの入といひ又はハゲンヂヂを祭るとも謂つて、麥の刈上げをして新麥を是に供へる。ハゲンヂヂの翌日をカゲ又はカゲ日といふ。粟蒔きなどを忌む悪い日である(相州津久井)。三月五

月の節供の翌日も忌日になつて居る。カゲは次の日のことであつて、ハンゲといふ語とは關係が無いやうである。

チゾウビ 曆で三鄰亡といふ日と同じだといひ、此日家を建てること必ず倒れるといふ(印南郡誌)。下野でも月々のチゾウ日といふ日があつて、田畠に種を下すことを忌んで居るが、其日は正月から始めて順々に、午酉亥卯辰未辰戌巳己の日であるといふ(安蘇)。子丑寅申の四日は除かれ、組合せにも不審があり、又名の由來が明かでない。三鄰亡の日の忌は普通には建築にいふだけだが、上州利根郡では此日物を貰ふことを忌み、人に知られぬ様に物を人の家に置いて來るとよい、置かれた家は悪いと謂つて居る。

ハテノハツカ 十二月二十日を果の二十日と稱して、何かよくない日のやうに感じて居る例は處々に在る。有名なのは吉野の姥峰だが、紀州日高川の上流でも、此日山に行つて猿盃といふものを見ると凶事があるなどいひ、又新しい事を始めてはならぬともいふ(南紀風俗資料)。此日を山姥の洗濯日と謂つて、洗濯してはいけないといふ處などもある(壹岐)。

ワタクシダイ 奥州南部領の私大といふことは有名だが、實際にも舊曆のある間だけは續いて居た。十二月の足りない年即ち小の月である場合には、是に一日を添へて大にして年を取ること、乃ち他の地方の正月二日が元日となるのである。由來を説明する傳説も出來て

居るが、師走の月だけは是非とも三十日でなければならぬといふ考へ方の表れと思はれる。正月十五日以前に一日だけ日を飛ばせてその以後は暦の日に合せたやうである。

コツメ 津輕では正月十二日から十五日までコツメと謂ふ(むつ三號)。或は是を山の神の日とも謂つて、子供を一人では外に出さず、鬼にさらはれるからと謂ふさうだが(津輕口碑集)、是は單にコツメの語に誘はれた新らしい俗信ではないかと思ふ。文字の暦を讀み得なかつた僻地では、久しい後まで満月を以て年の堺として居た。その舊制度の年の暮が、コツメと謂つて忌になつて居たのかも知れぬのである。

エビズドキ 一日の堺はもとは日の暮であつた故に、こゝにクレといふ年の堺と同じ語が使はれるらしい。さうして此前後の暫らくの時間が忌まれる時であつた。妖恠の畏れも此時が最も強かつたが、其他にもなほ色々の戒めがあつた。肥前五島の奈良尾などで、エビズドキといふのは午後三時頃のことといふ。此時刻に女が入つて來ることを料理屋などでは嫌つて、まんが悪いと謂つて居る。少し早過ぎるやうだがやはり日の暮の忌であらう。

ウトウドシ 一年の始にも終りにも節分の無い年をいふ。舊暦では閏月のある年の次に、折として斯ういふ年が來た。ウトウは「うつろ」も同じで中が空といふことであつた。それで此年は婚姻を避けた。ウトウ年に嫁入すると子が出來ぬといつたさうである(信州下伊那)。

ヒガヘリマツ

大晦日の日に松迎へをすることを、日返り松と謂つて嫌ふ者がある。其日に來て其日に立つから、日返りと謂つたのであらう。さうかと思ふと他の一方には、一夜松と謂つて小晦日に松を迎へるのを忌み、却つて當日の大晦日に採りに行く者もある。午後採りに行くことも日暮松と謂つて嫌ふ。日の出松といふ言葉は、今は上流の松を迎へることをいふが、或は早天に行つて採つたからであらう(北安曇郡郷土誌稿卷三)。松迎へは古くは十二月の十三日にした。後追々に遅くはなつたけれども、是までおくれることは近年の現象である。従つて此忌は新らしいと言はなければならぬ。

クマツ

十二月二十九日に松迎へをすること、苦松と謂つて忌んで居た(北安曇)。舊暦には三十一日は無いから、つまりは一夜松も同じことである。或は此日に餅を搗くことを、苦持ちになるからと忌んだ者もあるが(飛驒大野)、共にさう古くからの言ひ傳へとは見えぬ。

ツイタチマツ

朔日松、又朝松とも謂ふ。火が悪くて大晦日に松を飾られなかつた家で、翌元旦になつて松を立てる者もあつた。この一夜は五十日も謂つて、年が改まれば喪の忌も終るとしたのである(北安曇)。忌中は正月をせぬ例の多いのを見ると、是は便宜の爲の新たる解釋で、言はゞ忌の信仰の衰頽を語るものである。

クニチモチ

暮の二十九日には、九日餅と謂つて餅を搗かぬ風習は奥州八戸地方にもある。

通例は二十八日の町使ひといふ日に搗くといふ。九月九日だけは餅があるが、其他の月にも九の日に餅をつかぬやうで、是も多分は苦の字の音を忌んだ迄であらう。

ミソカモチ 大晦日に餅を搗かぬといふ家例は方々にあつて、大抵は特殊の説明が附いて居る。たとへば誤つてトンマハシを搗き殺したからなどと謂ふ。トンマハシとは「あえ取り」の女のこと、以前手杵で餅搗きをする時代には無かつた者である。従つて此説明の古くないことが判る。大晦日に餅を搗いて居る所へ敵が攻寄せて来て落城したからと謂つて、年の改まつた後まで搗かぬ家などもあつた(北佐久郡口碑集)。何れも家々の異例として珍らしがられ、何かの由來譚が無くてはすまぬ迄に、今日は餅と正月とは不可分になつて居る。

ミソカガユ 伯耆の一部では三十日粥と謂つて、毎月晦日だけは粥を煮ることを忌む。理由はトウビョウの家でさうするからといふ(民族と歴史八卷一號)。粥は式正の日に煮て神を祭るもので、是が常用となつたのも今の飯よりは古かつたと思はれる。それを或一日だけ忌むといふことは、多分は特殊の信仰をもつ者と、祭の共同を避ける意であつたらう。

ムゲンノカネ 對馬嚴原ではムゲンノカネなどと稱して、月々の六日の日に鐵漿を附けることを忌んで居た(人類二二〇號)。古來の語りごとにある無間の鐘の語を、全く新しい意味に應用したのである。六の日に齒黒めをせぬ理由が、別に前からあつたかどうかは確かめ難い。庚申の日にも同地では鐵漿を忌んだといふ。

シナクナ 相州高座郡では、月の四日と九日とに菜大根の種を名くことを、シナクナと謂つて忌んで居る(旅傳六卷一一號)。是は古來の禁條を、諺にして記憶するもののやうに見えるが、特に菜に就いて是をいふのは新らしい思ひ付きで、本來は四と九の數を語音の上から嫌つたまでであらう。

カンザル 庚申は一年六回祭るのが普通だが、下野芳賀郡では寒中だけは寒申と謂つて其祭をしない。どうして寒のうちを除くのか、理由が判つたら有益であらう。

サルボトケ 「ヒツジ往生サル佛」といふ諺が信州にはある。是を未の日に死んだ人を申の日に葬つてはいけぬ意と解して、申の日に葬式をせぬ理由として居る處と(諏訪)、申の日に人が死ぬと申佛といつて、近いうちに又死人があるといふものがあり、或は又それを凶兆とは認めない者もある(北安曇)。申の日に葬つただけで佛といふのは無理のやうに思ふが、栃木縣でも申の日の葬式を友引と同様に忌んで、申の日に埋めると申佛になるといふさうである(芳賀)。何か vampire のやうにでも想像して居るのではないかと思ふ。

ウノヒガサネ 葬式を卯の日に出すことを忌み、是を卯の日重ねと謂つて又不幸があるやうにいふ處がある(筑前大島)。是は後々の解説であらうと思ふ。卯の日を田植その他に嫌ふと

ころは多いが、衣服を裁つのは此日がよいと謂ひ、それを鵝の羽重ねといふ言葉で記憶して居る者もあるのである。

ミイル 十一月を實入ると稱して、殊に終りの巳の日には、すべて家から物を出すことをきらふ風習がある(東頸城郡誌)。

ハヒダシ 駿河志太郡又遠江の各郡では丑の日には灰を取らぬ。取ると火に祟るといふ。

伯耆日野郡でも、丑の日と月の二十八日には竈から灰を出さぬ。此日灰出しをすると火事があるといふ。又同じ日は厩肥も出さない。

アヤカリビ 妊婦には特に警戒すべき日があつて、是をアヤカリ日と謂ふ。それを二月目の二日と五月目の五日だといひ(備中吉備)、又は二月目の十二日二十二日、五月目の十五・二十五日もさうだといふ(岡山市濱野)。アヤカリ日に卵を食べると髪が生えぬ兒が産れるといひ、すべて此日の行爲が胎兒に影響するやうに考へられて居る。火事を見ると赤痣のある兒、葬式を見ると黒痣の兒が、産れるといふことは、他の地方にも弘く傳へられて居るが、此方は日の限定が無い。

ウキイヌノヒ 妊婦が帯をする日は、五月目の起き犬の日がよいといふことは、東京でも折々言ふ者がある。指を折つて日を算へて指の起きる間、即ち六日から十日・十六日から二十

日まで等のうちにある戌の日をさういふのである。

ネウマヲキウマ 二月の初の日から片手の指を折つて算へて、指が寝て居るうちに初午が来れば蠶は當らぬ。指が起きると起き午で蠶が當るといふ。即ち初午が六日から十日までの間に來ることである(南安曇郡年中行事)。同じ言葉は東京にもある。寝午のある月にはよく雨が降り、起午ならば降らぬといふ(五倍子雜筆卷四)。

ネガヤヲキガヤ 常陸では寝蚊帳と謂つて、月の朔日から五日まで、十一日から十五日までのうちに、蚊帳を釣り始めると病人が絶えぬとて、必ず起き蚊帳を釣り始めるといふ習はしがあつた(人類一〇三號)。野州河内郡などは二日とか二十日とか、必ずツカの附く日に釣初めをする。さうして其日には餅を搗いた(民間傳承一卷一號)。

ハネウマフセウマ 信州の寝午起き午に同じ。二月の初午の日がハネ馬即ち六日から十日の間に來る年は、火の心配が有ると謂つて特に用心をする(氣高)。

リヤウハネ 春秋の彼岸ともに、七日のうちに酉の日が來る年を兩羽と謂つて、大風があるといふ(天災豫知集)。どの地方でさう謂ふのかを知らぬ。

サンクワツゴバウ 三月牛蒡は蒔くものでないといふ。又三月牛蒡はサント(産婦)に食はずなともいふ(石城)。遙か隔つた豊後の直入郡でも、三月牛蒡は栽ゑる(播くこと)もので無

いといふ。凶年の用になるともいふ(なら三二號)。

サクラヨメ 櫻嫁。舊三月に結婚することをさう謂つて忌む(鹿角)。東京にも三月を避ける習はしがあつた。

ゴグワツガヤ 五月蚊帳を釣り始めることを不吉とする(上北)。即ち舊四月のうちに、入用が無くても釣初めだけはして置くのである(平鹿)。

クグワツガヤ 南埼玉郡では五月蚊帳・九月蚊帳を共に忌む。五月に釣初めをして九月に片付けるのがいけないといふのである。

キツネノゴシウギ 嫁入に忌む月は、石城郡では三月と十月、三月は花の散る月だから、十月は神無月だから、又狐の御祝儀の月だからとも謂ふ。狐の嫁入が十月にあることを、どうして知つたかが問題である。

ツキタテ 對馬では正五九月を厄月と謂ひ、此月婚姻した嫁は月末の一日を、實家に還つて一泊して来る。それを月立てと謂つて居る。

セツバタ 五月機を織つてはならぬといふ忌を、大和の奥宇陀では節機と呼んで居る。此禁を犯した女は以前はチギリを負はせて、七尾七谷を追ひまくつた。其人は三年のうちに死ぬとも謂つて居た。(ヘウタンオクリの條参照)。

ナツキド 夏季にキドの手入れをするのはよくないといふ(壹岐)。キドは屋敷から大道へ出る畠路のことである。秋は又牛屋の修理を忌む。

カンバリ 寒針。寒中に針は買ふものでないといふ(南埼玉)。

シハスミソ 師走味噌。舊十二月の味噌を搗いてはならぬといふ忌はそちこちにある。必ず十一月に搗くことにして居る(東伯)。或は師走味噌は出立味噌になるともいふ(阿蘇)。デタチは出棺前の食事のことである。

シハスカツラ 師走に葛類を火に燃してはならぬといふ(肝屬)。かづらは引まはすと謂つて借金や凶事を持越すからと説明する者もある。葛蔓についてはなほ珍らしい忌がある。網場で魚を貰つて、かづらで括つて行く者には以後魚は遣らぬ。えびす様は蔓が御嫌ひで、是でつくると魚が捕れなくなるからといふ(民俗學五卷六號)。朝藤夕繩といふ諺は他の地方にも弘く行はれる。十二月とは限らず、朝は竈に藤蔓を焚くことを戒めるのである。

ミバントマリ 他所へ出て三晩泊りをしてはならぬと、羽後仙北郡では謂ふ。三晩になつたら身代りに何か品物を置いて来る(田舎一〇號)。筑前大島でも三晩泊りを嫌ひ、是非三夜になる場合は手拭を置いて来る。斯ういふ俗信は遠方の一致が殊に注意をひく。多分葬式の日などに必ず三夜といふ定めがあつたので、品物を置くといふことは旅宿に擬するのであらう。

ミツカケヤミ 三日目に喪を訪ふことを忌む。小倉では是れをミツメと謂ひ、吉凶ともに事あつて三日目に、祝ひもしくは見舞に行くことを控へる(豊前二卷二號)。

ナヌカガヘリ 七日目の歸宅を忌む處は、羽前の東田川、常陸の新治多賀二郡、なほその他にも多い。多賀では七日目に歸着しても家に入らず、村内の他家に一泊する人が今もある。

ミツキゴシ 船を造るにはカハラズエをしてから、三月目に船下しをすることを三月越しと謂つてきらふ。身盡きに通ずるからといふ(周防大島)。産後三月目に嫁が里へ行くとも、三月掛けと謂つて忌む處が多い。

ミツキミソ 三河では三月味噌をかくなといふ。三月で搔いた味噌は非時用になるといふ(額田郡誌)。豆を煮てから三月目にかくことを忌むのである。通例は正月に煮て四月にかくことにして居る(設樂二卷一號)。

フタツキミソ 越後蒲原地方の味噌は、春の彼岸過ぎに大豆を煮て臼に入れ、新らしい藁沓を穿いて踏み、是を女たちが玉にして、今は大抵戶外につるして三十日近く乾燥させる。三十日を超えると二月味噌は縁喜が悪いと謂ひ、それよりも早くする。その味噌玉を刻んで鹽と麴を入れる。是を味噌仕込といふのである(高志路二卷四號)。

ミツキダン 三月壇。壇とは墓の盛り土のことだが、葬後にそれを丸めることから、申陰

の忌明けをも壇明けと謂ふ處がある。死後四十九日又は三十五日目、それまでは朝夕必ず御飯を炊いて上げ、壇明けの日から位牌を佛壇になほす。其期間の三月にかゝることを三月壇とて忌み、もし三月になるやうだつたら三十五日に切上げて壇明けをする(下五島)。

ムツキサノヨウ 妊娠中に産れ兒の衣類を用意して置くことを、襦袢算用と謂つて嫌ふ土地がある。そんなことをすれば必ず死産するといふ(厚狭)。或は六月目にさうすることを忌むのではあるまいか。全體には忌まぬ處が多い。

カタドシ 正月を二つあるものと考へて居る地方は幾らもある。普通は大年と女の年越即ち小正月の二つだが、信州下伊那郡などでは六日年越に重きを置き此日と大晦日の年越と、何れか一つに居合はさぬことを、片年と謂つて忌む。家族は是非とも同じ人數で、この二度の年を越さねばならぬのである。

ヨツメ 夜爪を剪ると親の死目に會はぬといふのが普通で、可なり大きな制裁を附して居るのだが、やはり今では其理由が失念せられて居る。出爪や兄弟爪と同じく、親の棺に納めるといふ趣旨では無かつたらしい。丹後の宮津では夜爪を切ると犬の爪になるといひ、又は發狂するといふ。南部の九戸郡では、夜爪を取ると夜詰をしなければならぬ様な病人が出来るともいふ。是などは心軽い聯想に過ぎぬだらうが、發狂するといふことは意味がありさう

だ。爪や毛を火にくべると亦同じ結果があるとも傳へて居る。

ヨボシ 赤兒の衣類を夜乾しすることを嫌ひ、夜啼をするとかウブメに血を掛けられるともいふが、土地によつては死人の衣のうち一枚を、わざ／＼北向き夜乾しにする者もあるから(三豊)、忌の動機はやゝ推察し得られる。

アヒドシ 同じ年の者の喪の忌には、殊にあやかすることを忌んで、耳塞ぎや年たがへの風習は全国に行渡り、野邊送りにも出てはならぬといふ土地があり、産や婚禮に祝ひ合はぬといふ例も少なくない。子供と家畜との相年も忌まれる。是をも毛替と稱して別の牛馬等と入れ替へる風がある(伊豫北宇和)。

シクノヤク 男女の厄年には生れ年の再現の外に、他にも色々の不安の種があつた。丹後中部では四九と謂つて、男女ともに三十六の年を厄として酒宴を催した。但し女の方は例がやや少ない(三重郷土誌)。四十二・三十三を言ひ始めた理由も尋ねたら今に明かになるであらう。

ケンサキ 縁組には男女の年齢の四つ目十目を嫌ふ者は東京にもあるが、相州津久井では申寅巳亥の年の人のみが之を忌み、劍先に當ると謂つて居る。其他は差支が無いといふことになつて居る。

ヒノエトラ 有名な丙午と同様に、丙寅の女も夫にのり勝つといひ、又は七本塔婆を背負

つて居るなどと謂つて忌み嫌つた處がある。丙寅の娘を遣る家では、七本の塔婆をこしらへて箆笥の底に入れ、又は其繪を描いて持たせて遣つたなどといふが話だけであらう。聲にも丙寅は好まれなかつた(西八代)。しかし最近の丙寅は慶應二年だから、明治二十年頃から後にはもう問題は無かつたものと見られる。

モラヒドシ 二十五歳は年まはりが悪いと謂つて婚姻を避ける。もし二十四歳にすまぬと翌年は貫ひ年といふことをした。即ち假に二十六になるのである(周防大島)。年まはりは相手無し個人にもあつたものと思はれる。男女の年まはりの悪い場合には、通例は女の方が貫ひ年をすることになつて居た(同上)。

九、忌まる、方角

アキノハウ 陸中下閉伊郡などでは、食物財寶の豊饒なる方角と、もとは考へられて居たといふ(郷六卷一號)。即ちエハウ吉方も同じで、特に其他は塞がりといふ風にも思はなかつたのである。所謂簞簞の術が盛んに行はれてから、方角の障碍は次第に多く、我々の生活は窮屈を極め、是を説く者の職業は榮えたが、其以前にも國固有の方位の忌はあり、たゞ其算定の方が異なつて居たのかと思ふ。奥州では以前年末の最後の雷が鳴り収まつた境の山を吉き方角とし、新しい年の神はそこから來臨せられるものと信じて居たことは、菅江眞澄の日記にも見えてゐる。吉き方は恐らく同時に忌むべき方角で、是に向つて色々の行爲を制限して居たもののやうである。其以外に純然たる災害の方位を認められたのは、八將神説の影響としか思はれない。

キタウチ 北を陰極と見て警戒する考へ方が、古くからのものかどうかは問題である。日本では乾の隅、即ち西北をやゝ怖れてゐたことは、或は地文からも説明し得られ、アナジ又

はタマカゼの言ひ傳へは、外から學んだので無いやうである。九州南部の山村の住民が、野猪のヌタマチに北に向つて發砲することを北打ちといつてきらふことは、或は山臥の作法を承繼いだものか。北打ちをすると彈丸がはねかへるともいふが、弓矢の時代には想像の出來ぬことである。

サスガミノハウ さす神といふ名は中世の記録にも見える。これには固有の信仰と、輸入の學問との融合が想像せられる。日向の米良ではサス神の方といふのが、山に行かぬ日の名であつた。破軍星が我方を向いた日とも説明するが、此地では多分入つて行くべき山の路が定まつてゐた爲に、是を日に屬せしめることも出來たのであらう。焼畑の木おろしにも此日は行かなかつた。三河の北設樂郡では、まはり金神又は日々金神をサス神とも謂つて居る。此神の方向に向つて行くと狩がうまくないといふ。

マハリコンジン 此神の居られる方角は毎年かはるといふ。此方に向つて事を企てると祟がある。普請だゝりといふなどもそれである。氣が付いて直ぐに祈禱をしてもらひ詫をすればよいといふ(泉南)。毎日此神の居所が變つて行くやうに説き立てる地方も多くなつて居る。**タテコミコンジン** 金神には幾つもの種類があるやうに説く者が出來て來た。立て込み金神といふのは特に普請がやかましく、此方角に向つて家を建てると萬事が凶になるといふ(岡

山方言)。もと有る家から新しい建物への、方角をいふものかと思はれる。

クマウジ 今熊王神と書く。運歩色葉集には九魔王神とも書いて居るが、其測定法は現在よりも複雑だつたやうである。クマウジは香川縣などでいふのは子辰申の日は北に在り、それから日の順に西南東へと廻るといふ(讃岐高松叢誌)。さうかと思ふと備後の府中では、其日の十二支に該當する方向の塞がることがクマオージで(方言集)、従つて辰の日申の日は北では無く、東南になり又は西西南になるわけである。周防の大島でも、クマヲは日と同じ方角だと謂つて居るが、別に此附近には讃岐と同じ算へ方をする者も確かに在る。單に複雑なものが簡明になつたといふよりも、寧ろ九魔王神の怖ろしいといふことだけが、いつ迄も記憶せられて居るのである。名の起りのクマは多分「隅」のことで、ワウジは即ち八王子の思想であらう。或は廻り金神を其一名として居るが(香川)、是は明かに一目めぐりであつて、曆の八將神とは考へ方が別であり、日々金神といふものと近い。素朴にマハリエトと謂ふものが寧ろ當つてゐる。瀬戸内海では船乗と漁夫が殊に之を船出に畏れ、知つて出たら殺され、知らずに出て怪我をすると謂ひ、又は知らずに出て目が潰れるといふが、普通の旅立ちにもやはり非常に氣にする。或は一日前に假の出初めをしたり、日返りなら差支無しと謂つて無理にも歸つて来る。この俗信は東海道までは擴がつて居る(周智)。九州にもあるかと思

ふが先づ四國は本場である。

オヒグマ 所謂熊王神の信仰は色々敷衍せられて居る。オヒグマはムカヒグマに對する語で、後者はこの悪い方角に向つて行くことだから、一方はそれと正反對の方位、即ち負ひクマであらう。向ひクマは大凶だが負ひクマはよろしいと謂ふけれども、何でも無かつたら此語の生ずる筈は無い。是も鬼門に對する裏鬼門、アナジの風に對するオシアナと同様に、或狀況の下には警戒すべきものだつたのかと思ふ。

ヒガシベツケ 東別家。本家より東の方に別家を新設すると、本家が衰へると謂つて忌む處がある(北安曇郡郷土誌稿卷八)。多くは水流について上手には分家をせぬと謂つて居り、その他選定の自由のある限り、幾つかの條件を設けて居る。

ヒダリズマキ 左住居。向つて左手に大戸をあけ、オマへ即ち牀を張つた部分を右に取つて居る家。又左勝手ともいふ。關東では左住居は繁昌せぬといふことを諸處で聽くが(足利、香取)、近畿以西では右左自由で、地形によつては左勝手の家の多い村もあり、北九州の諸郡などは、左入口を普通として居る。

一〇、忌 詞

オイハズ 筑前宗像の沖ノ島は、海上を行く者も附近の島々からも、古來御言はずの島と稱へて神秘の靈境として居る。島の御社に詣る者には數々の忌があつて、名を言はぬのも其一つであつた(島一卷三號)。記録にも不言島とあるから名の起りは明かである。關門海峽に近い藍島には石窟があつて、是をキカズと呼んで居る。外に居る人の言葉が聽えぬからかとの説もあるが(豊前二卷一號)、やはり明らさまに其名を言はぬ習はしがあつたからかと思はれる。

ユハズ 佐渡の國仲では鳶をユハズと謂つて居る。鳶はよく啼くから是をさう呼ぶ理由は別に有つたのである。此島には今はもう解し難い幾つかの俗信が伴なつて居る。例へば奥州三戸郡では、鳶に火熨斗を見せると利かなくなるなど、謂つて居る。

イハズノトリ 不言鳥。薩摩獅子島の七郎嶽では、雉を言はずの鳥と謂つて決してキジとは呼ばなかつた。獅子谷七郎殿雉の羽を矧いだに箭で射殺されたからといふ(出水風土記)。島では七郎の物語が神話であつた。七郎殿は獵ばかりして住民を苦しめたので、嶽の頂上に穴

を穿つて七郎殿を落し、其上に萱を積んで焚いた。それから空へ舞ひ上らうとする所を、雉の羽の箭で射たのだといふ。故に此島には雉住まず、又其名を謂つたゞけでも腹がせくといふ。七郎奥方の名をアジャラといふ。其墓も地名になつて居て、共に實在の人ではなかつた。

イハズノモリ 伊勢鈴鹿郡の針貫といふ村に、森があつて元は言はずの森と謂つて居た。こゝに財寶を埋めて村の衰微の日に備へにして居る故に、住民此森の事を説くことを忌むと傳へて居た(伊勢名勝志)。常の日に神の森の名を説かぬといふは有り得べきことだが、傳説は既に其禁を破つて居るのである。

ナシラズ 薩摩伊作の和田といふ部落に、鎌塚といふ地名があつて、地圖には其文字をナシラズと假字を振つて居る。人が熟知して居てなほ名知らずといふ塚が、そこに在つたものと思はれる。

ナイハズ 肥前神崎郡で、目がさ即ちモノモラヒのことを名言はずと謂ふ。火の神のすさ忌 藁(竈の藁)で三度こすり、次のやうな唱へごとをすれば治るといふ。

きれいな所にそさうなものが出来て 耻を思つて引込め、

ナナシユビ 所謂藥指は支那でも無名指といふが、南方の島々にも是と同じ趣旨の語が分布して居る。たとへば奄美大島住用ではナシラズ、沖繩本島名護でナナシイビ、八重山石垣

島及び新城島ではナ、ネンウビ、同小濱島ではナネエヌウビ、與那國島ではナミダウユビ、波照間島に於てはンダシグルサルビ、即ち「出し苦しい指」と謂つて居る(探訪南島語彙稿卷一)。この指を紅さし指といふのも藥指と同じに、此指頭で附けるときは効果が確かだといふことで、乃ち呪法に使用する指であつた。それ故に平素は名も謂はず、人に示すことをも忌んだのである。

ナナシノキ

越後南蒲原郡、飯田の三千坊の廢址といふ處に、此名の大木があつた。昔の御寺の鐘が池の底に沈んでゐるのが、此木に登つて見ればよく見えると謂つて居た(嵐溪史)。信州長野の附近でもナンジャモンジャの名ある木が、本名は「あきるれ」であつてしかも土地では名無しの木と呼んで居た。(信州隨筆参照)。

ミヤウギツ

鰯(ぼら)をナヨシといふ言葉は東京でも老人は知つて居るが、秋田の八郎潟沿岸では是を名吉の漢音で喚んで居たので(氷魚の村君)、ナヨシも亦名吉であつたことがよくわかる。今でも此魚は色々の呪法に用ゐられ、焼くと人の香がするといふ俗傳さへある。忌んで本名を呼ばなかつたのである。イナといふ普通稱も事によると吉名かも知れない。ミヤウギツといふのも決して東北の端だけではない。

ヨシ

伊勢の飯南郡では葬の棺をヨシ、又はヤカタといふ。葬式を吉事と呼んだことは古

い記録にも見える。ふねと謂ひ御船入と謂つたのは屋形と同じで、わざと漠然たる名を使つたのらしい。ヨシは即ち亦吉である。

アナタヤマ

出羽の三山は山中の忌が多く、參詣から歸つて來ても人に説かぬを例としてゐる。奥州三戸郡ではこの御山のことを彼方山、羽黒參りをあなた參りと謂つてゐる。

カノ 壹岐島の冲言葉では、四足の動物はすべて名を謂はず、必要があれば皆カノと呼ぶことにして居る。亦猫三足と言つて咀へば漁が無くなるともいふ(民俗誌)。カノを以心傳心の隱語に使ふ風は早くから都市にもあつたが、佐渡では現在には密造の濁酒がカノであり、江戸時代には蛇と海鼠の政府專賣に屬した二品がカノであつた(方言集)。

キヤツ

狐といふことを憚つてキヤツと謂ふ風は、彼奴をキヤツといはぬ地方にも行はれて居る。或はキツといふ語の影響かとも考へられるが、一方にはキツも代名詞の固定したものと見られぬこともない。播州飾磨郡の漁民は、暗夜海上に燐火の燃えるのを見てキヤツと謂ふ。即ち難破船の亡魂をさういふのである。一本の檣を立て又は帆を張つて向つて來る船があり、こちらで火を點すとすぐに其姿が消える。斯ういふのも亦キヤツの所行と確信して居るといふ(同郡風俗調査)。此地方なども「あいつ」をキヤツといふ語は今では多く用ゐない。

詞

アッチザウリ

葬式用の草履は常用のものと違へて作る。引麻を常は互違ひにするのを是

では併行にし、鼻緒はすげ緒に結ぶ。この異例の草履だけをアツチ草履と謂ふ（伊豆新島採訪録）。このアツチは必ずしも冥途の意ではなく、こつちと反對、即ちアテ・アチラなどと同じであらう。

イマノヒト 能登の能登島では天狗をイマノシト、又はオホシトとも呼んで居る（民俗學一卷二號）。今のは「例の」と同じ意味らしい。大人又は山の人といふ名は弘く行はれて居る忌詞で、或は天狗以外に別に翼をもたぬ巨人を想像して居る土地もある。

タビノヒト 河童を旅の人と謂つて居る地方がある。忌詞である。肥後の飽託郡では川の殿又は川の殿さんの語と併用して居る。河童祭の日には家々で、

けふは旅から川の殿さんの來なはるけん、早うだごや甘酒どん川に持つて往つてあげにやんたい

などといふさうである（民俗學三卷一號）。

カハノヒト 日向の延岡邊で、河童とはいはずに川の人といふ。九州では此語は誰にでもわかる。

カハトノ 久留米では河童をカウラワラウ、ガッパ・カワッパ・又はカワトノなど、謂つて居た（濱萩）。大分市近傍にも河童の異名が多く、川人・川の人・川のぬしもあるが、普通はカハン

トン・カントン又ガントロウなどと謂ふさうである（豊後方言集）。此恠は諸州に地方名が數多いが、大體はカハといふ語に童子小僧の名を附して作つた語で、是も亦或時代の忌詞なることは想像し得られる。久しくなつてそれが常用せられると、又其次の忌詞が必要になつて來ることは、外にも例のあることである。カハは此場合には水汲み場の總稱となつて居る。

ヤマノヒト 猿を山の人と呼ぶ土地は、福島縣・千葉縣の一部と岡山縣、九州では宮崎縣沿海の沖詞にもなつて居て、先づ全國に散布して居る。其以外にも山形縣の多くの郡で山の兄、秋田縣で山のアンコ、野州で山のオンチャマ、美濃で山のオヤヂ又はヂイサといふ類は多く、山の若い衆とか叔父とかいふ者もまだ幾つと無く擧げられ、要するに猿をサルといふまいとする苦心は、山でも海でも到る處に見られるのである。是を「去る」といふ語の響を嫌ふといふ解釋は、一向に當てにならぬ話である。理由は今少し深い所に在りさうである。

エテモン 薩摩では船の中で猿と蛇との話をせぬ。名を引く必要があるときはエテモンと謂ふ。船玉の御好きな動物だからといふ（民俗學二卷五號）。

ヨルノヒト 淡路で夜の人といふのは恠人・道人などの化物のことだといふが（方言研究）、八丈島では正月の忌詞に鼠といふ語を避けて、ヨメドノ・ヨモコドノの他に、又ヨルドリともユルノシトとも謂つて居る。忌詞は單に口にせぬといふことが共通だから、各地で考案した

詞

忌

代用語の區々になることは免れない。寧ろ山の人のやうに弘い一致の見られるのが、何か尋ぬべき原因をもつて居るのである。

ヨルノワカイシユ 夜の若い衆。美濃の徳山では狐のことである。夜分は狐をキツネといふと履物を隠したりなどして妨害せられる。それで夜だけは斯ういふのださうだから、乃ち夜言葉の一つである。

ヨモノ 福島縣の北半、信州の南部、及び丹波でも(丹波通辭)、元は鼠をヨモノと謂つて居た。さうかと思ふと若狭の三方郡などで、ヨモノといふは狐狸のことである(福井縣方言集)。鳥取市でも産屋に瓢箪をつるして置くのがヨモノの來ぬまじなひで、爰のヨモノは狐や狸であつた(なら一八號)。ヨモノは誰しも夜物の義だと思ふが、夜とは關係の無い猿までをヨモノと謂ふのを見ると、本來は忌みもの又は忌むものであつた。南の島にも鼠をユームヌといふ語がある。

ヨモザル 鼠をヨモノといふ諸處の例の他に、静岡縣では狐をヨモンサン(方言辭典)、飛騨では猫を又ヨモと謂つて居た(飛州志拾遺)。九州南部へ行くとヨモといふのは猿のことで(球磨)、山で猿を見たら必ずヨモと謂へと戒めて居たから(肝屬)、即ち亦山言葉の一つであつた。里ではヨモザルといふ語も今なほ行はれて居る。沖繩の島には猿は夙くから居ないらしいが、

昔話にはユームーといふ猿によく似た人語を解する獸が出て来る。この四種のヨモには共通した理由が無くてはならぬ。忌はユンシといふ古い形容詞もあり、又祭禮の夜籠をヨミヤともヨドとも謂ふから、ヤ行に發音せられて居たのは意外でない。ヨモノは即ち名を忌むもの山でも海でも口にしてはならぬ語として知られて居たのである。奥州でも氣仙地方の海で働く人々は、猿と蛇とを嫌つて之をヨーボー・ナガムシと喚びかへて居る(水産界六六〇號)。乃ち猿をさういふ例は九州以外にもあつたのである。雀をユムンドリといふのは、是は饒舌をヨムと謂つたからで、起りは暗誦の鳥の意だから忌とは關係が無ささうに思ふ。

チュウヨモン 攝津の川邊郡では鼠を忠ヨモン、又は忠ヨミサンなど、謂ふ。鼠は勿論忠と鳴く獸だが、是を忠兵衛とも忠次とも呼ばないのは、やはりヨモンの影響であつたらう。(ヨモノの條參照)。

ウヘノアネサマ 鼠を嫁が君といふ語は俳諧にも採用せられ、全國殆ど一様にヨメゴ・ヨメサマの名はあるが、通例は是を正月言葉に限り、正月にネズミと謂ふと火に祟るので、それで嫁子だの福太郎だのと呼替へるのだといふ(仙臺濱菰)。それから轉じたのは伊達郡などで鼠を上姉様。アネサマとは此地の方言花嫁のことである。どうしてこの獸が牝牡ともにヨメであるかといふと、前からあつたヨモノの感化を想像せずには居られない。沖繩の島にも鼠

をユミノトツといふ語がある。但し除夜のみの語と謂つて居る。宮古島と與論島にはユームヌといふ名もあり、ユミノトツも或は忌の人かと思はれる。ウエンチュ又はウヤンチュは沖繩で又鼠の名になつて居る。オヤ即ち長老の義とも解する説があるが、なほ上の人のことらしく思はれる。さうすると遠く離れた福島縣の、上のあね様と近いのである。加賀の江沼郡ではオッサマ即ち叔父様とも鼠を呼んで居る。

ジヨメンマ 羽前の北村山郡で鼠の隠語だといふ。乗馬に又馬を添へて呼ぶことは稀でないから、是は目に見えぬ神靈の乗りものといふことであらう。

オヨツ 阿波から讃岐にかけて、人は狸を怖れて是をオヨツと謂つて居る。人に取付くからオヨツだともいふが、本來は足四つあるものゝ意であつて、他の地方でも是を狐狸の忌詞として居る。大島でヨツといふのは、大神及び大神持ちのことであつた。元は嫌はれたが立派な家が多く、優れた人物も輩出して居る(旅傳・婚姻號)。

チヨロサマ 下北半島では蛇をチヨロサマ、又オヤヂとも謂ふ。親爺といふ語は他の地方では猿にも熊にも適用せられ、此地でも亦鯨に其名がある(むつ二號)。チヨロは匂ひあるく姿から出たらしい。長蟲といふ異名はよく人に知られ、今では標準語のうちかも知れない。青大将だけには特別に名が多く、サトマハリ・ガウマハリ・屋敷廻り等、是と近い茫漠たる名ばかり

である。青大将といふが如き珍らしい訛語が普及したのも、起りは餘り本名をくりかへさぬ爲と考へられる。マムシもマトリと共に古い忌詞で、是しか昔からの名が無かつたわけではあるまい。

ヒモッサマ 太陽をヒモッサマと謂ふのは(志太)ヒ文字様である。カモジやシャモジの如く今日の日本語に化しきつて居るものにも、起りは宮殿の忌言葉が多く、是をたゞの物好みや、卑人と同語を使はぬといふだけの、上品ぶりとするのは誤つて居る。無論その中には類推擴張もあつたらうが、最初はたゞ或言葉の使用を避けて、それに代るべき語のふと思ひ付かれぬ場合の一策だつたかと思はれる。日をヒといふやうな一音節の語に、なほモジといふ語を添へたのは流行の如く見えるが、是などは言はゞさういふ接尾辭の最も必要な名であつた。

スミンマ 薩摩下甕島の片野浦といふ部落では、黒色を忌み又クロといふ語を使用しない。其代りにスミと謂ふので、スミンマは即ち黒の馬である。クロといふ音をきらふ處は他にも數あるが、其理由が物の黒色を忌むことから出て居るのを、忘れてしまつた場合も無しとせぬ。名と物との交渉については、今の人の考へ方は淡い。名さへ變更すれば幾ら言擧げしてもよい様に感じて居る人も都市には居る。海や深山の忌言葉はさうでなかつた。

ナデ 箒をナデ又はナゼといふ語は、西にも東にも方々に類例があつて、其理由は初め此

物を問題にすることを忌んだことに在る。越後の新發田で殿様が溝口伯耆守だからといふ説明は、南部で蓑をケラと呼び、仙臺で魚のムツをロクといふ説と共に、領分から外には通用せぬ郷土研究である。ケラといふ語などは既に延喜式にも見え、又殿様の通稱官名の如きは、寧ろ盛んに口にする爲に存在したのである。しかし後には忌の感じを以て、避けようとした者も無かつたとは言へない。仙臺で昔のしやれ者が、

松山で蘇枋(周防)を染木といふならば涌谷で秋(安藝)を小春といふらん

といふ狂歌を詠んだのも、そんなことはし終せないといふことを考へて居たのである。箒は淡路の島では又ヨセと謂つて居る。寄せも撫でも趣旨は同じで、箒は使はぬわけに行かぬが、ハハキ神は大切にしなければならなかつた爲である。箒神の神徳は全國ともに主として分婉の際に現はれて居た。箒に伴なふ呪法にも、是が物を外へ出す作用に基づいたかと思ふものが多い。察するにこの隠れた力を利用する場合だけに、元はその物の名をも忌んで居たのが、簡単な忌詞が生れて其方が却つて流行したのである。

オキコトバ 沖言葉。海上に在る場合だけに、引用することを忌んだ物の名。今では其代

りとして行はれる語をさう呼んで居る。此風習は南から北まで行渡り、又その忌まるゝものにも若干の共通がある。以前松前の鯡の漁場で、七つの忌言葉と謂つたのは神宮の眞似らし

く、中には只の方言らしいものもあるが、之を犯すときは等しく嚴峻に罰せられて居たといふ(蝦夷喧辭辯。たとへば鯛のコマモノ、鱒のナツモノなどは普通の土語で、よほどの初心者でないといふは謂はず、従つて罰せられることも無かつたらうが、熊を山の人もしくは山のおやぢ、鹿を角あるもの、狐をイナリと、三つまで山の獵の獲物が、爰の忌言葉に入つて居るのは奇妙である。蛇を長いものといふのは全國共通で、船では之を嫌はぬ地方があつたら却つて珍らしい。鯨をエミスといふのも亦弘い習はしで、鱧その他の忌むべきものにも及んで居る(下北)。エミスは寧ろ忌の總稱で、或はイミといふ語からの分化だつたかも知れぬ。(エビス膳の條参照)。蛇と猿とを忌むことは九州の端までずつと続き、其以外には猫と牛とを大いに嫌つて居る。山言葉も同じことだが、或土地限りで忌むといふものは至つて少ない。一つの例外は阿波の泊の岬の海上を過ぐるときは、ハイといふ語を決して出すなといふ(土佐漁村民俗雜記)。ハイは風の名でこのあたりでは特に悪いものであつたのでは無いかと思ふ。

忌

タハラゴ 沖言葉で、牛の代りに用ゐられる。漁船では殊に四足の動物を問題にすることを忌んで居り、筑前波津などでは漁の出かけから、猿犬牛の語を慎んで居る。牛を此地でタハラゴといふのは俵を負ふ子の意であらう。是非とも牛を謂はねばならぬ場合には此語を使ふといふ(漁村民俗誌)。牛を忌む例も至つて多いが、特に是だけといふ理由は見つけ出さぬ。

周防大島でも船中では牛をオキヤクと謂ふ。山では狼などがしばしばオキヤクである。

ダマシ 狐を薩摩下甕島の蘭牟田では騙しといふ。如何に無造作に忌言葉の代用語が案出せられるかは是でもわかる。蛇は此土地ではナンカト、鄰の平良ではナガカといふ。共に東京なら「長い」といふに當つてゐる。河童をイッカトと謂ふが、是だけはまだ他では聞かない。

サルヲツレ 安藝の豊島の例。船出に縁喜をかつぐことはもう少なくなつて居るが、沖ではサルとクチナハの二語は絶対に使はない。だから仲間の悪口をいふに、「猿を釣れ」といふのが最上の罵詞であり、下手な漁師をあいづはサルだともいふさうである(旅傳一〇卷八號)。

ヤマコトバ 山言葉の沖言葉と異なる特徴は、第一には種類が著しく数多いこと、第二には里に歸つて來ては其法則に従はず、即ち忌言葉を又忌んで居ることである。是は技術の秘密、職業を重視せしめる手段かとも考へられるが、通例は一つの信仰の堺が設けられて居て、狩人はそこを過ぎたときから言葉を改めるのである。次に代用語の共通は沖詞ならばさもあべきだが、山詞の方にも遠方の類似が見られるのは、注意すべき現象である。是は語の數が多い爲に供給が足らず、勢ひ他所にあるものを學ぼうとする念が強いからでもあるが、更に獵人が意外に遠く往くこと、又古くから共同に持傳へたといふことも考へ合すべきである。しかも狩獵道の衰微と共に山言葉の忌は次第に薄らいで、中央では猿とか蛇とかのほん

の二三種だけを、平地人と同じ程度にしか忌んで居らぬ處が多く、却つて鑛夫や炭焼の方が、餘分の縁喜をかつぐといふ状態になつて居る。

ヤマトコトバ 山言葉を霧島山の南麓ではさういふ。ヤマトは山人即ち以前のやまうどで狩人を意味し、狩をすることをヤマトヲスルと謂ふ。炭焼その他の山仕事に携はる者を、ヤマシと謂つて區別して居る(民間傳承二卷一二號)。其ヤマシを東北ではヤマゴと謂ふ。山子の中には獵人は入らない。マタギ言葉又は狩言葉といふのがヤマト言葉である。

ヤマコトバニナル 越後三面の山村では、死ぬといふ語を忌んで其代りを山言葉になると謂つてゐる。山言葉が忌に該當して居たことは是でもわかる。或はこの附近の山地には、死ぬをシャナルといふ處もある。シャチは即ちサチで、平地のカリといふ語の代りだが、同時に又物忌をした状態をも意味して居たかと思はれる。山言葉の選定は昔も今も、さう綿密に考究したもので無いから、其用法は可成り大まかで、しかも緊要なる感覺の、今日もう尋ね難いものを基礎にして居る。

ノラコトバ 西津輕などでは里言葉、即ち山言葉に對する常語をノラ言葉と謂つて居る。山中では絶対にノラ言葉を使つてならぬといふ(山村生活の研究)。即ち忌みて用ゐない語が夥しく多かつたのである。

詞

ワツカ 北端三縣の廣い區域に亘つて行はれて居るマタギ言葉の一、又はワカとも謂つて、水を意味するアイヌ語を借用したものなることは疑が無いが、單にワカといへば通例は雨のことで、従つて又笠をワカブタと謂ふ(仙北)。しかし一方に魚をワツカムグリともいふから、水といふ代りにも使つて居るのである(上北)。或は又清酒をキヨワカ、濁酒をメグリワカ(仙北)、メグリは濁りの訛だから酒もワカであり、小便することをウヂワカヘダルと謂つてヘダルは垂れるだから、尿を内の水とも謂つて居るのである。島海山下のマタギは水をトロメンと謂ひ、南津輕では笠をワカブタの代りにアマブタと呼んで居る。最初の使用者の自然の思ひ付きが、約束となつて來た経路は察せられる。

ヘダ 十和田湖附近のマタギは犬といふ語を忌んでヘダと謂ひ、秋田縣の方に來ると次第にセタとなつて來る。セトとは此方面で至つて紛れ易い音なのであつて、此語はなほ遙か南の方までも行はれて居る。犬をセタといふのがアイヌ語であつたことは明白であり、他にもなほ二三のアイヌ語の入つて居ることは認められるが、是に據つてマタギを夷の末だと思ふことは、その他の多くが日本語だから日本人だといふ説よりもなほ粗暴である。山言葉の發案者の或者が、アイヌ語を知つて居たことが是から推測し得られるだけで、寧ろその異常を認めて居たことが、是を忌詞の代用にした理由とも解せられるのである。この代用語は土

地毎に可なり變化し、南の方に向ふほどづつ、次第にアイヌ語分子は少なくなつて行くやうである。

クサノミ 米を山言葉で草の實といふ例は、津輕秋田には一般に行はれ、きれくには越後の南境に及んで居る。或は山伏などの用語として、元は中央にもあつたやうに思はれる。稻をクサといふ語は常用にもあつて、忌んで他の名を採用するとなれば、第一次に思ひ浮べられるものだからである。

シャチノミ 熊その他の野獸の穴を、東北のマタギは弘くさう謂つて居る。サチには幸の字が夙く當てられて居るが、「さつを」といふ語も有るから本來は狩獵のことであつた。越後北蒲原郡の山言葉には、熊羚羊の血も人の血も、共にサジラといふさうだが、是は死ぬことをシャチナルと謂ふと同じに、血は忌むべきものだから、一層シャチもしくは其系統の語を以て蔽ひ隠す必要があつたのかと思ふ。

忌
ナビレ 熊の山言葉は南會津の檜枝岐ではナビレ、南津輕ではクロゲ又はイタチ、北秋田でも古くからイタチ、此他にも山のオヤチなどといふ處がある。ナビレもイタチも共に命名の趣意がわからない。不審に思はれるのは、馳のイタチを山中では忌む場合が多いに拘らず、わざ／＼熊をイタチと謂ひかへて居ることである。「くま」が言つてはならぬ語であるに拘ら

ず、越後では三面でも南魚沼でも、鍋を避けてわざ／＼クマと謂つて居る。察する所忌むのは語の音ではなくて、物を本名で言ひ表はす行爲であつたらしいのである。

アヲケラ 北秋田の阿仁のマガギ言葉に、羚羊をケラナとあるのは(山郷風物誌)、或は只ケラといふのを聴誤つたのかと思ふ。ケラならば百三四十年も前から、此地方の山中ではアヲシシをさう呼びかへて居た。鳥海山の麓の村では、ケラは獵の獲物の總稱として用ゐられ、熊はクマケラと謂ひ、羚羊はアヲケラと謂つて居る。この二つの土地の山言葉は本來は一つのものであらう。會津檜枝岐で同じ獸をコシマケといふから推すと、此ケラも亦藁のことであつて、毛皮を被服用にする所から、無造作に斯んな名を付けたのかとも考へられる。

ヤセ 狼を南津輕郡の山言葉で、ヤセといふのは瘦せて居るといふことかも知れぬ。此地方では通例ヤといふ音を忌むといひ、屋根もトネと替へ、小屋もスキガなど、改めて居るのに、獨りこの獸ばかりをわざ／＼ヤセと呼ぶのは解しかねる。北秋田の奥では狼の山言葉はノジ、又はノゼとも聴えるといふ(方言七卷一號)。是は他の多くの土地で山犬を山のアルジといふと同じに、主といふことであつたかも知れぬ。水中の怖ろしい靈も亦ノシ神といふ例がある。紀州日高郡では狼をオキヤクサンと謂ふ。

フチカリ 南會津山中の忌言葉に、貂(てん)といふ小獸をフチカリ又ヘコといひ、昔雪崩

などで死んだ亡靈が姿をかへて來る者の如く怖れられて居る。多分此獸の害が甚だしく、殊に食料を攻撃する所からさう思つたので、フチカリの名は扶持借りの意であらう。伊豫でジキトリと謂ひ熊野で餓鬼ともいふ山路の亡靈が、旅人を惱ませて飢餓せしめるといふのと似たる言ひ傳へである。山を隔て、利根郡の花咲では、貂をハヤと謂つて居る。テンといふ語も漢字の音では無い。何か隠れたる名の起りがあるやうである。

ケス 安藝山縣郡では鼬(いたち)をケス又はズイトウクグリ。これも亦この地方の山言葉の残りかと思ふ。鼬にはサコとかトマスとかいふ多くの地方名があり、又是を見たときの唱へごととも色々ある。曾ては一般に忌まれて居た時代があつたのである。

ヤマノネギ 山の禰宜。兎にも色々な異名があり、その幾つかは亦山中の忌言葉である。秋田の阿仁マガギは是をシガネ、越後の赤谷ではイワツラ、津輕でも南部でも共にダンジリ、信州上伊那ではミミナガ、三河の北設樂郡ではシウギダルともいふ。この最後の二つだけは意味がわかつて居る。即ち二つの長い耳を、祝儀の角樽に見たてたのだから、或は一種の戯語とも見られる。同じ北三河には今一つ、兎は山の禰宜だから朝の間は打つてはならぬといふ傳へもある。是は熊野の山中で兎をミコドモと謂ふと同じく、手を揃へて踞まつた容子を、神前に祈願する者に聯想したので、是に附隨して此地方の猿神退治譚には、兎が神主になつ

て占方をした一條があるといふ。或は生真面目に是を山の神の信仰と結び付けて、本名を呼ぶのを遠慮した人もあつたのであらうか。さうでなければ異名があまり多過ぎる。

キムラサン 猿が野獸の中では一番に異名が多く、又過半は又忌言葉の代用語である。先づ第一にはエビスを猿の名にして居るのが陸中上閉伊郡、南津輕でシネ、北秋田でサネといふのも共にマタギの語であつた。南部領は一般に、里の人も猿をマスと呼んで居る。ましら・ましは勿論古語であるが、爰ではサルといふ語を伏せてしまふ目的で採用せられて居る。越後北蒲原にはホウタクと呼ぶ名もあり、マタギは其ホウタクを打つことを忌んで居る。信州上伊那郡で獵人以外の者も猿の名を口にせず、代りに若い衆とも又ムカフヤマとも謂つて居る(露原一卷三號)。武藏の北部で山猫といふのは、第二の忌むべきものに呼替へた例である。そのヤエンとかエテとかエンコウとかいふ語は、何れも本名を呼びたくない人の付けた名だが、猿と接觸する人たちは却つて之を使はず、寧ろそれ等のよく知られて居る語を一括して、之を忌まうとして居るやに見える。四國は外側の三國までが一様に、キムラ又はキムラサンと謂つて居るのが猿のことである。多分は氣にむらがあるといふ冷評の語であらうが、阿波の祖谷山などは嚴重にこの忌言葉を守り、もし誤つて本名を呼んだ日は、一日畑にも出ずに警戒して暮したさうである。

マカリ 猫は山中では話題とする必要も無かつたらうと思ふが、やはり山言葉の一つとなつて居り、津輕ではマタギが之をマカリと謂つた。多分柔軟でよく曲るからであらう。中國地方でもトリスケもしくはトリ(佐用)、チャウタ(和氣)・ジンタ(安藝山縣)など、いふ人のやうな名が、何れも猫の代用語であつた。備前では山で仕事をする者は猫を忌み、出かけに猫を見ると引返して来て一日休んだ。オコジ^ヨは山の神の連添ひだからそれで猫をきらふのだといふ(民間傳承二卷六號)。このオコジ^ヨは木鼠のことか、はた又魚のヲコゼであるか、何れともはつきりしない。

タカセ 馬を意味する津輕の山言葉。高背の意かといふ。秋田では牛馬を併せてイザナキ、越後赤谷でオビキといふのは尾引又は苧曳きであらう。

ケタ 十和田湖附近の山言葉で鶏のことをいふ。聲から案出した語か。

ヨコ 南津輕の山言葉で匏のこと。鎌をカマヨコ、鋸をノコヨコとも謂ふ。單に横にして使ふものゝ意であらう。北秋田でも匏はヨコである。

マンツケ 羽後仙北郡の山言葉。山刀のことをいふ。

エグシ 南津輕の山言葉で槍のこと。柄串であらうといふ(淺瀬石川郷土誌)。南會津ではナメである。

スルベ 北秋田の荒瀬のマタギ言葉、鐵砲のことを謂ふ。斯んな新らしき武器にも、忌の生じて居るのが注意に値する。

コダタキ 猫をマガリといふ山言葉はほんの一地域のもので、越後の山へ行くとマガリは杓子のことである。秋田縣の仙北郡でも杓子はマガリ、又煙管をコマガリともいふから、此語の區域も廣かつたのである。杓子の山言葉にもカクリ(津輕)だのシュツテキ(由利)だのと色色あるが、十和田から阿仁へかけて、コダタキといふ語が弘く又古くからある。小さく削つた木の意味かと思はれる。多くは又捕獲するの意にも使はれる。それが仙北檜木内へ越える時、杓子では無くて飯籠のことになつて居る。流布は弘いが採擇はやゝ自由であつた。

ブッペイ マタギは一般に飯杓子の本名を忌み、是に代る語が色々出来て居る。たとへば十和田湖岸ではカトリ、鳥海山麓ではブッペイといふ。越後三面でもヘラ即ち飯匙はブンベア、同じ言葉の遠く行つて居る例である。

カエナメ 越後の南魚沼では鹽をカヘナメ、嘗めるといふ語から出て居るらしい。津輕の東南隅になると、カエナメは汁の山詞に用ゐられる。

オグマ・コグマ 越後では鍋の山詞がクマ又はクマゴで、鍋の蓋をばクマゴザシと謂ふ(南魚沼)。大鍋をオグマ、小鍋をコグマと三面村でも謂つて居る。秋田縣の方へ來るとマッチとい

ふのが鍋のことであつた(由利)。處によつて又斯うも違つて居る。

エゲ 奥州山村のマタギ言葉に、火をエゲといふのは印歐語とも似て居る。秋田縣仙北でも、焚火をするをエギシコタテルと謂ふさうである。

ホドムシリ 秋田マタギの山詞で火箸のことである。ホドは爐のまん中で、寒國村里の日常の用語だが、是は深山でも忌まれては居ない。會津の檜枝岐では木の火箸をイラクリ、火をかきさがすことがイラクルであらうから、平地にもこの語はあつたかも知れぬ。山言葉として採集せられて居るものの中には單なる方言が多い。たとへば仙北で山の凹みをヒドといふのを、マタギの専用のやうに報告した者もあるが、ヒドは秋田山形に亘つて一般に知られ澤山の地名にもなつて居る。

ナサシ 酒をナサシといふ南魚沼郡の山言葉は面白い。盃の取り遣りに人の名を指すのは酒令が稍亂れてからの流行で、江戸初期あたりからのものと思はれるからである。

忌
ツブラコイ 味噌に幾つかの山詞が出来て居るのは、山中で是を作つた人を聯想するのがよくないからではあるまいか。北秋田荒瀬のマタギは味噌をサギ、此方はまだ起りが判らぬ。越後の三面村では是をシチベエ、味噌汁を煮る者をシチベドンと謂ふ。南魚沼にもシチベエの語はあるが、別に又ツブラともいひ、従つて鹽辛いをツブラコイといふ形容詞も生れて居る。

詞

ツブラは圓いのだから味噌玉のことであらう。石城地方の三山人の忌詞には、汗をオハシリ、味噌をオクサリなど、いふのがある。とにかくに玉味噌を丸めるときの光景は、男の印象に鮮かだつた故に、何とかして之を忌み退けねばならなかつたのであらう。

タナガ 津輕の山言葉で筵のことをタナガといふ。

コオシナリ 秋田縣のマガ言葉で帯を謂ふ。荷繩をシナリといふからその小さなものゝ意であらう。シナリはシナヒの訛で古語である。同じ地方では又着物をカッポといふ。兩語ともに山中だけの名とも断定しかねる。

トマ 十和田附近で岩壁をトマといふ山言葉は、苦と同じ語で小屋を其陰に造るからいふのであらう。但し船の苦は却つてノマといふ者が多い。同じ地方では又石をフシと謂はせて居る。

ヤマゲンクワ 南津輕のマガ言葉。相撲のことをいふ。山の神さまは角力が好きだから、うかと此語を使ふことが出来ぬといふ。或はヒゲクリと言ひかへて居る土地も奥州にはある。山の異人に相撲を挑まれ、懇意になつた話は色々ある。河童もまた仲々相撲が好きであつた。

ハナクサ 越後の南魚沼郡の山中忌詞、煙草のことである。又煙管をこゝではハナサホと

いふ。鼻草・鼻竿、意味はいと明かだが、何故にその鼻草まで忌まねばならぬかはまだ説明しかねる。

セタギ 里の人のこと。秋田縣各地のマガが、我仲間と對立する普通の人をさう謂ひ、山言葉をセタギに話して聽かせると天罰があるなど、いふ。不審なことは阿仁の一區域だけで、セタギは家の主人のことだと謂つて居る。何かこの後の方の解には、説き盡さぬものがあるのである。

ヒラマタギ 羽前置賜小國村の山言葉で、女をヒラマタギ又はメガと謂ふ。このヒラはヘラ即ち飯匙のこと、思はれるが、女をもマタギといふことが注意せられる。メガは牝鹿であり、之に對して男をシカといふ。東北では鹿をカコと謂つたのも山言葉として居た人もあるが、全體に鹿が少なかつたか、妙にどこでも此獸の名だけは忌んで居ない。なほ津輕の方では婆をメダチ又はメドモ、爺をホロケといふマガ言葉もある。男女に關する忌言葉も、僅かしか知られて居ない。

ケナシ 南津輕の山詞では、僧侶を毛無しと謂つたといふ(風俗一四六號)。越後三面村では寺をクシといふ。

ヤスタロ 跛者即ちちんばを、ヤスタロといふ山言葉が津輕にはあるさうだ(民俗學一卷二

號)。山の神は片足だといふ言ひ傳へは、中部地方には今でも弘く行はれて居る。東北にも曾ては其信仰があつて、普通の語を口にするのを憚つたものかと思はれる。

キンジモノ 山中で口にすべからざる色々の語を、秋田荒瀬のマタギは禁じもんと謂つて居る。女に關する一切、殺した死んだなどいふのが主要なもので、已むを得ざる入用の爲に若干は代りの山言葉が設けられて居る。此禁を犯した者は、重いものになると棧俵を頭に載せて水を三十三べん掛けられた。輕くても馬にされる。眞裸にして首を檜繩で結はへられ、四つ這になつて三十三べん廻らなければならなかつたといふ。

シャウグツコトバ 正月詞はたゞ改まつた言葉もしくは他人行儀の用語のやうに、解して居る處も段々に多くなつたが(志州和具)、本來は年の始に、家の中だけでも言ふべきこと、又は言つてはならぬ語が多かつたのである。忌を破つた悪い結果が、特に力強く又鋭敏に現はれる時刻季節が、有るものと信ぜられて居たらしい。

イナケラ 稻積即ちニホのことであるが、備前御津郡などでは正月言葉として認められ、横になつて睡ることに用ゐられて居た(岡山文化資料二卷五號)。ネルとは横になることで、睡る場合以外に、病んだり傷ついたりした時にも横臥する。それで一般に此動詞を忌んだのかと思はれる。イネツムといふ正月言葉は、もとは都市民にも實用せられて居た。イネとは寢

て睡ることだから、是を秋の田の稻束を積むことに寓したのである。本來は年の夜は起き明すべきものであつたのを、少し寢ようとしてさう謂つたものと思はれ、壹岐などは現に此晩寶船の歌を書いた紙を枕に敷いて、好い夢を見ようと試みる。それをイネヲツムと謂つて居る。長門の天津郡でも大晦日、又は正月二日にイナツミと謂ふのは寢ることである。此日は一人でも多く家に寢る者のあるのを縁喜がよいと言ひ傳へ、若者たちも此晩だけは他家へ泊りには行かぬといふ。

オホグマヲツム 因幡の八頭郡などで、正月元日祝がすんでから再び寢るのを、大グマを積むといふのは正月詞である。クマは稻村、即ち稻を積むニホのことで、人が横になるのを稻束と見たてゝ縁喜にしたのである。秋田縣ではもとは正月十五日の夜だけに、人が寢ることをニホ積むと謂つて居た(氷魚の村君)。それが後には少しく意味をかへて、同じ十五日の晩の遊びに家内中で相撲を取り、負けた者を積むと謂つて横にする。是をニヨチムと稱へて

忌 居た(鹿角方言集)。

クロヲトコ 八丈島の正月言葉に、僧侶をクロヲトコ又はクロウトといふのがあつた。以前は正月の四日までに限つたといふ(一話一言)。内地でも四日からは僧の廻禮をも忌まぬこととして居るから、是で呼びかへの趣旨は判る。クロを法師の隠語のやうに使つて居る例は

他にもある。大隅百引村にも元はクロボシといふ一種の僧があつた。是は内方を持たぬ者だつたと謂つて居る。沖繩では僧衣をクルン(國語史の方言學的研究)。コロモといふ語も今は僧衣だけに限られたことになつて居るが、其語の起源はまだ明かになつて居らぬ。下甌島片野浦のシミウマとは反對に、是は忌言葉の代りにわざ／＼クロといふ語音を擇ぶのである。紀州南岸の漁夫の沖言葉にも、牛をクロッポといふのがある(方言資料卷一)。

カハブクロ 八丈島の正月言葉に、皮袋と謂つたのが猫のことであつた。猫は海山でも又正月にも忌まれて居るのである。今はもう無くなつたかも知れぬが、此島の正月言葉としては寛政年間の採集に、なほ幾つかを擧げて居る。即ち煩ふことをイネツミ・女月事を絲引き・死去を國替へ、芋頭をマイタマなどである。根芋を忌まなければならなかつた理由はわからない。

ヤセヲトコ 夜分だけ使ふを忌む言葉は色々あつた。是を夜言葉といふ總名がまだどこでも採集せられぬだけである。燈芯を夜中買ひに行くときに限つて、ヤセヲトコをくれといふ例は、近頃まで磐城相馬には實在した(人類二〇六號)

オヒメサマ 東京の下町では近年まで、糊をオヒメサマといひ、鹽はナミノハナと謂つて買ひに行つた(傳説民話考)。即ち明かに一種の夜言葉だつたのである。其他針を松の葉、酢を

アマリと謂つたといふ類の話は多く、全體に是等の商品は、もとは夜に入つて授受すべきものでないと考へられて居たらしく、賣る方ではさう謂つて買ひに行つてもなほよい顔をしなかつたとも謂はれて居る。右の中でもアマリはもと酢の本名で、アマン又はアマイモノとなつて、南の國には普通に行はれて居る。その他の數語は町の人の發明のやうである。

オアラタメ 富士の行者の忌詞としてしられて居る。靈山で死といふ語を忌んだのは當然すぎる。

カネゴ 熊野では「死ぬ」をカネニナルと謂つたことが、中世の文献には見えて居る。現在は東北地方で、蠶の斃れたのをカネゴといふ語が、まだ少しく記憶せられて居る。カネは黄金以外に色々の貴重なるもの又は状態の名であつた。カナシ・カナシムも亦これから出て居る。或は引締まつて小さくなる様な感じも添はつて來た。カネ蠶がその何れの段階に屬するかはまだ見究め難い。

ヤクタバル 死ぬといふ語の代り(九戸)。クタバルといふ語とは關係が無く、役を賜はるのやうにも感じられる。しかしクタバルとても根原は不明で、是から出たものかも知れぬのである。死ぬと露骨に言ひたがらぬ人は今でも多い。それで何十ともある色々の動詞が出來て居るのだが、其大部分は今日は輕蔑用にしか使はれて居ない。

詞

忌

禁忌習俗語彙索引

アヲケラ……………	二〇	〔朝松〕……………	七九	アヒドシ……………	八八
〔青物だち〕……………	九	〔アジャラ〕……………	九五	アヒトムラヒ……………	四八
〔アカケガレ〕……………	五	アゼゴシタウエ……………	六六	アヒバサミ……………	五
〔赤子祝〕……………	二四	アツチザウリ……………	九七	〔合火を食ふ〕……………	二
アカビ……………	四	アツバイシ……………	四一	〔アマリ〕……………	二二
〔赤不淨〕……………	五	〔アテ〕……………	二五	〔天の逆手〕……………	五
〔上り火打〕……………	二二	〔アテ〕……………	九八	〔雨降り花〕……………	四
〔アガリヤ〕……………	二一	アトオクレ……………	二六	〔アマブタ〕……………	一〇八
〔アガリユ〕……………	一六	アトジロ……………	四五	アヤカリビ……………	八二
アキノハウ……………	九〇	〔アドマチル〕……………	二六	アラミ……………	三
〔アクチ〕……………	二七	〔アドミル〕……………	二六	イキバナ……………	五九
〔アゲヤマ〕……………	三三	〔アナジ〕……………	九〇・九三	イグチノコ……………	二六
アサゴヤ……………	一四	〔あなた参り〕……………	九七	イケカガミ……………	三六
〔朝藤夕繩〕……………	八五	アナタヤマ……………	九七	〔イザナキ〕……………	一三
		相悔み……………	四八	〔イタチ〕……………	一〇九
				イチゼンメシ……………	五〇
				イチドクヒ……………	九
				〔一夜松〕……………	七九

フツカヒトヒ 良い物言ひといふものゝ中には、自然に多くの代用詞が保存せられて居るのだが、誤つて本語を發しても制裁が無ければ、實は趣味であつて忌詞とは言へない。さうして忌を侵した悪結果は、今や一括して否認せられようとして居る故に、なほ若干の單なる慣用に注意する必要があるのである。三日といふ語を避けてフツカヒトヒ、七日を六日一日といふ言ひ方は、甲州にもあり信州にも少し残つて居る。婚姻誕生葬祭を通じて、三日七日を期とする行事は多い。一方をめたく、他の一方を不吉とすれば斯うして差別をしなければならなかつた。

ロクニンヒトリ 越後赤谷などの獵人は、七人一組で山に入ることを忌み、さういふ場合には六人一人と謂ひかへて居る。七人の旅人が災を受けた話は、他の諸國にも又此地にも多い。津輕で三助といふのは十二人の山小屋泊りを忌んで、假に十三人目をこしらへた木の人の形のことである。

6
4

索引

イッバイザケ	五	イマノヒト	九	ウヂワカヘダル	一〇八
〔一杯茶〕	五	〔イマル〕	二	ウトウドシ	七六
イツピキザコ	四	〔イマレ火〕	一	ウネハツシ	六五
イツプクチャ	五	〔イマレル〕	一	ウノヒガサネ	八二
イツボンバシ	五	〔イミアキ〕	一	〔ウハマヒヤシ〕	二
イツボンバナ	五	イミハギ	一七	〔ウアヤアキ〕	二
イトマ	二	〔イミヤ〕	二	ウヘノアネサマ	一〇二
〔イナ〕	九	イミヤカド	二	ウマレ	一
イナグラ	一八	〔イラクリ〕	一五	〔ウヤンチュ〕	一〇二
〔イナツミ〕	一九	イラズヤマ	三	〔裏鬼門〕	九三
イナデオビ	六	〔イヤがかり〕	六	〔エギシコタテル〕	一五
〔イナリ〕	一〇	〔イワツラ〕	二	エグシ	一三
〔イネヲツム〕	一九	ウエキリカリキリ	六	エゲ	一五
〔イネツミ〕	二〇	〔植別れ〕	六	エツタガタ	五七
イハイヤマ	三	〔ウエンチュ〕	一〇	エテモン	九
イハズノトリ	九	〔有卦入り〕	七	〔エハウ〕	九〇
イハズノモリ	九	〔打火〕	六	〔エビス〕	一〇五
〔家火打〕	三	〔打水〕	六	〔エビス〕	一一
イハヤキガニ	四				

オ・ヲ

〔夷神〕	五	ヲサキ	三	オヤシバリイシ	四三
〔えびす様〕	八	ヲサキヨツジロ	四	〔オヤヂ〕	一〇二
〔エビス膳〕	五	〔オシアナ〕	九	〔親卷石〕	四三
エビスドキ	七	ヲシミノキ	四	オヨツ	一〇二
〔エビス親〕	三	オシロイシ	三	オリタヤ	一三
〔エミス〕	一〇	オソレ	一	ランナイレズノタ	三
		〔オタヤ〕	一		
オイハズ	九	〔オッサマ〕	一〇		
〔オエビスマハリ〕	五	オトイワキ	二	〔ガウマハリ〕	一〇二
〔オカノエ様〕	七	オトシバシ	五	〔カウラワラウ〕	九
オカンニチ	七	〔オハシリ〕	一	カエナメ	一四
ヲキイヌノヒ	八	〔オビキ〕	六	〔餓鬼〕	一一
オキコトバ	一〇	オヒグマ	九	〔カクの病〕	二七
〔オキヤク〕	一〇	〔帯取池〕	四	〔カクヒ〕	一〇
〔オキヤクサン〕	一〇	オヒノベ	三	カクヒビト	一〇
〔オクサリ〕	一六	オヒメサマ	一〇	〔カクリ〕	一四
オグマ・コグマ	一四	オホグマヲツム	一	〔カゲ〕	七六
〔オコジョ〕	一三	〔オホシト〕	九	〔影取沼〕	四二
ヲコリイシ	三	オヤコナスビ	六	カゲビ	七六
				〔笠松〕	四三

カ

64

引 索

〔キカズ〕……………	九四	クゲワツガヤ……………	八四	〔クロ〕……………	一九
キタウチ……………	九〇	クサノミ……………	一〇九	〔クロウト〕……………	一九
〔北向き籠〕……………	四九	〔クセダ〕……………	三三	クロヲトコ……………	一九
〔キツ〕……………	九七	クセチ……………	三三	〔クロゲ〕……………	一〇九
〔吉事〕……………	九六	〔クセ山〕……………	三三	クロケガレ……………	五
キツネノゴシウギ……………	八四	〔國替へ〕……………	二〇	〔クロッパ〕……………	二〇
〔吉方〕……………	九〇	クニチモチ……………	七九	〔黒火〕……………	四
忌の日〔キノヒ〕……………	一〇・六七	クハタガへ……………	六六	〔黒日〕……………	七三
キノボリムスビ……………	五四	クビキリイシ……………	四三	黒不淨……………	五
キムラサン……………	一一二	クヒツギ……………	六		
〔鬼門〕……………	九三	クヒマゼリ……………	六		
キヤツ……………	九七	〔クマ〕……………	一〇一・二四	ケ	
〔キヨワカ〕……………	一〇八	クマウジ……………	九三	〔ゲイシ〕……………	二五
キリムゼン……………	五三	〔クマヲ〕……………	九三	〔毛替〕……………	八八
〔ギンカエシ〕……………	四一	〔クマオージ〕……………	九三	ケス……………	一一一
キンジモノ……………	一八	〔クマゴ〕……………	二四	ケタ……………	一一三
		〔クマゴザシ〕……………	二四	〔ケダ〕……………	二五
		クマツ……………	七九	ゲタイ……………	二五
		〔九萬九千日〕……………	七六	ケタイビ……………	七一
		〔苦持ち〕……………	七九	〔ケチ〕……………	二五・三三
				ケチダ……………	三三(三)

カジイシ……………	三六	カハトノ……………	九八	カラビヤウブ……………	五五
カタソウレイ……………	四八	〔川のぬし〕……………	九八	カラユ……………	六二
カタドシ……………	八七	カハノヒト……………	九八	〔狩言葉〕……………	一〇七
カタメグロ……………	四六	カハブクロ……………	一三〇	〔カリヤ茶碗〕……………	一一
〔鍛冶屋〕……………	一三・一九	〔カハラズエ〕……………	七四・八六	〔カリヤ帛〕……………	一一
カヂヤラスル……………	一九	〔カハントン〕……………	九八	カリヤモノ……………	一一
〔カトリ〕……………	二四	〔カフカの日〕……………	七五	〔カリヤ藪〕……………	一一
〔ガツバ〕……………	九八	カヒキリダチ……………	五三	カワキノヤマヒ……………	二七
〔カツボ〕……………	一六	カブリビ……………	七五	〔ガワツバ〕……………	九八
〔カドミチ〕……………	一一	カヘシウエ……………	六六	〔カワトノ〕……………	九八
〔カドヤシキ〕……………	一一	〔カヘナメ〕……………	一四	カンザル……………	八
カナイミ……………	八	〔カマタゲ〕……………	六六	〔ガントロウ〕……………	九八
〔カナシ〕……………	二二	〔カマヨコ〕……………	一三	〔カントン〕……………	九八
〔カナシム〕……………	二二	〔神ごと〕……………	六七	〔かんにち〕……………	七
カネゴ……………	二二	〔カミナリ蝶々〕……………	四七	カンバタ……………	三
〔カネニナル〕……………	二二	〔神の木〕……………	四三	カンバリ……………	八五
カノ……………	九七	カラウス……………	五		
〔カハ〕……………	九八	カラツメ……………	五	キ	
カハオリ……………	二	カラナベ……………	五	〔木折神〕……………	三六
カハキリ……………	三六	カラビ……………	六	〔木おろし〕……………	九

64

索引

サルヲツレ……………	一〇六	〔実食ひ〕……………	一三	〔シミツ〕……………	四
〔猿盃〕……………	七	シソクニソク……………	六三	シヤウグワツコトバ……………	一八
サルボトケ……………	八一	〔シチベエ〕……………	一五	〔シヤチ〕……………	一〇七
サングワツゴバウ……………	八三	〔シチベドン〕……………	一五	〔シヤチナル〕……………	一〇七・一〇九
サンジョウゴメ……………	五九	〔七本塔婆〕……………	八	シヤチノミ……………	一〇九
〔三助〕……………	一三	シツケチ……………	三	〔社日〕……………	八
サンネンザカ……………	三五	シナクナ……………	八一	〔シユーキ〕……………	二
〔産の火〕……………	一八	〔シナリ〕……………	一六	〔シユーヒ〕……………	二
サンビ……………	四	〔死火〕……………	五	〔ジュッソン〕……………	七〇
サンボンマタ……………	四三	シニフジャウ……………	五	〔シュツテキ〕……………	一四
サンマケ……………	二四	〔シネ〕……………	二	〔觸穢〕……………	六
〔サンヤ〕……………	一四	〔柴神様〕……………	三六	ジヨメンマ……………	一〇二
シ……………		シハスカヅラ……………	八五	シラフジャウ……………	五
〔シウギダル〕……………	一一	シハスミソ……………	八五	シルカケメシ……………	五七
〔ジカ〕……………	七五	〔シボク〕……………	七	〔ジンタ〕……………	一三
〔シガネ〕……………	一一	シホケ……………	二	ス……………	
〔シガワルイ〕……………	二	〔鹽撒き〕……………	六	〔ズイトウクグリ〕……………	一一
〔シキトリ〕……………	一一	シホマツリ……………	三	〔スキガ〕……………	一〇
シクノヤク……………	八	シホンイト……………	五	スヌヒ……………	五
		〔四萬六千日〕……………	七		

〔ゲデ〕……………	二五	コダタキ……………	一四	サカサユ……………	五五
ケナシ……………	一七	コヅメ……………	七	サカズミ……………	五六
〔ケラ〕……………	二〇	〔コト〕……………	五・六七	サカデ……………	五五
〔ケラナ〕……………	二〇	〔コマモノ〕……………	一〇五	サガリネコ……………	四六
ケヤマ……………	三四	〔コマガリ〕……………	一四	サカワラ……………	六四
ケンサキ……………	八	ゴムニチ……………	七〇	〔サギ〕……………	一五
〔元服〕……………	三	〔五墓日〕……………	七〇	サキノリ……………	六五
コ……………		コメイシ……………	三	〔サクコ〕……………	七五
コウビ……………	六八・七二	〔米取石〕……………	四	サクラヨメ……………	八四
コエカケミヅ……………	四	〔コヤ〕……………	一四	〔サコ〕……………	一一
コオシナリ……………	一六	〔小屋火打〕……………	二	〔笹はたき〕……………	七四
ゴキズレ……………	二七	コヤブン……………	一三	〔サジラ〕……………	一〇九
〔コグマ〕……………	一四	ゴンテツイシ……………	四〇	〔さし別れ〕……………	六四
ゴグワツガヤ……………	八四	〔コンヤ〕……………	一四	〔さす神〕……………	九
ゴケバナ……………	三	サカサクベ……………	六	サスガミノハウ……………	九
ゴケバタ……………	四	〔逆さ杉〕……………	四	〔サチ〕……………	一〇九
ココノカビ……………	七六	〔逆さ屏風〕……………	五	〔サトマハリ〕……………	一〇二
コジキウタヒ……………	六一	サカサミヅ……………	五	〔サネ〕……………	一一
〔コシマゲ〕……………	一〇			サビガハヒル……………	四
				サルウデ……………	二八

68
4

引 索

ハットサン	三六	ヒラクフ	五・一〇	ヒトイロモチ	五九
ハツナベ	六一	ヒガシベツケ	九三	ヒトキヤメシ	五一
ハテノハツカ	七七	〔火がのびる〕	三	ヒトコエヨビ	六一
ハナクサ	二六	〔火がはり〕	二	ヒトサジメシ	五〇
〔ハナサホ〕	二六	ヒガヘリマツ	七九	〔一杓子飯〕	五〇
ハナヂイシ	四〇	ヒガマヘ	一〇	ヒトツブダンゴ	五一
ハネウマフセウマ	八三	ヒガワルイ	二	ヒトリイシ	四二
〔ハハキ神〕	一〇四	〔日暮松〕	七九	〔日通し〕	四四
ハヒダシ	八二	〔ヒゲクリ〕	二六	ヒニマケル	二四
〔濱祈禱の日〕	七四	ヒゴヤ	二	ヒノエトラ	八八
〔濱下り〕	二二	〔ヒジリ〕	六八	ヒノウチ	二
〔ハヤ〕	一一	〔ヒダチ〕	二	ヒノカカリ	二
ハラミガツク	二六	ヒダリウス	五〇	日の出松	七九
		ヒダリズマキ	九三	〔ヒノベ〕	三
		ヒダリゼン	五	ヒノモノダチ	八
ヒ		ヒダリビシヤク	五	〔火の悪い〕	六
ヒアキ	一八	ビツチャマ	三四	〔ヒバコ祭〕	一九
ヒアハセ	一八	ヒツバリヌヒ	五	〔ヒハレ〕	一五・一八
ヒイミ	六七	ヒツバリモチ	五九	ヒマタノキ	四四
ヒウチガヘ	一八	〔ヒテワレネコ〕	四六	〔火祭〕	一九

〔ナゼ〕	一〇三	〔ナンカト〕	一〇六	〔年忌を引く〕	二〇
ナツキド	八五	〔ナンジヤモンジヤ〕	九六		
〔ナツモノ〕	一〇五				
ナツモノダチ	九				
ナデ	一〇三				
ナナシノキ	九六	ニ			
ナナシユビ	九五	ニダイウマ	六五	〔ノココロ〕	一一三
ナヌカガヘリ	八六	ニダンガキ	五九	〔ノジ〕	一一〇
〔ナネヌウビイ〕	九六	ニネンクヤミ	四八	〔ノシ神〕	一一〇
ナハメノスヂ	三六	〔ニヨチム〕	一九	〔ノゼ〕	一一〇
ナビレ	一〇九			ノラコトバ	一〇七
ナマツヤシキ	三七	又		ノレチ	三四
〔ナナムメスヂ〕	三七	〔ヌタマチ〕	九		
〔ナミダウユビ〕	九六	ヌストクビ	五四	ハ	
〔ナミノハナ〕	一三〇			〔ハイ〕	一〇五
〔ナメ〕	一三	ネ		ハキワカレ	六四
〔ナメラ〕	三七	ネウマヲキウマ	八三	〔バクアシ〕	四〇
ナメラスヂ	三七	ネガヤラキガヤ	一九	バクイハ	四〇
〔ナヨシ〕	九六	〔猫膳〕	五	〔ハゲンの入〕	七六
〔繩筋〕	三六	ネコノアトトリ	六五	ハチマキイシ	四二
		〔年忌〕	二〇	バチヤマ	三四
				ハチワレ	四六

68
4

索引

ムツソン……………	七〇	モンビ……………	六七	「ヤマト」……………	一〇七
ムナギナリ……………	六三	ヤウカビ……………	七六	ヤマドメ……………	八
メイシ……………	四〇	「ヤカタ」……………	九六	「ヤマトラスル」……………	一〇七
「メガ」……………	一七	ヤクタバル……………	一一二	「山の兄」……………	九九
メカヒガホ……………	二六	「厄月」……………	八四	「山のアルジ」……………	一〇〇
メクライシ……………	四一	ヤケタンジヤウ……………	一九	「山の叔父」……………	九九
「メグリワカ」……………	一〇八	「屋敷廻り」……………	一〇三	「山のおやぢ」……………	九九
「メダチ」……………	一七	ヤスタロ……………	二七	「山のオンチャマ」……………	九九
「メドモ」……………	一七	ヤセ……………	二〇	「山の日」……………	七六
「メバチコ」……………	二八	ヤセヲトコ……………	一三〇	「山のデイサ」……………	九九
メメカ……………	二三	ヤマアガリ……………	一六	「山のダイサ」……………	九九
モ……………		ヤマイビ……………	七三	ヤマノネギ……………	一一一
「モチアバ」……………	五	「山姥の洗濯日」……………	七	ヤマノヒト……………	九九
「物日」……………	六七	ヤマケンクワ……………	一六	「山の若い衆」……………	九九
モミアシ……………	五	「ヤマゴ」……………	一〇七	ヤマヒイシ……………	三九
「モヤ」……………	一一	ヤマコトバ……………	一〇六	ヤマヒダ……………	三
モラヒドシ……………	八九	ヤマコトバナナル……………	一〇七	「ヤマメ」……………	七三
		「ヤマシ」……………	一〇七	「ヤマメイニチ」……………	七三
				「ヤマメジク」……………	七三
ヤマメビ……………	七二	ヨコツギ……………	六三	ヨロヒマツ……………	四三
「ヤマメフシ」……………	七二	ヨゴレヤ……………	一五	リ……………	
「ヤミダ」……………	三三	ヨシ……………	九六	リヤウドマリ……………	六四
「ヤンマイダ」……………	三三	「ヨセ」……………	一〇四	リヤウハネ……………	八三
		「ヨツ」……………	一〇二	ロ……………	
ユ……………		ヨヅメ……………	八七	ロクチヨウギネ……………	四九
「ユームー」……………	一〇一	ヨトウバナ……………	四	ロクニンヒトリ……………	一三
「ユームヌ」……………	一〇一・一〇二	ヨニンギネ……………	四九	ワ……………	
「湯桶」……………	四四	ヨボシ……………	八八	「若い衆」……………	一一二
ユトウ……………	四四	「ヨモ」……………	一〇〇	「ワカブタ」……………	一〇八
ユハズ……………	九四	「ヨモコドノ」……………	九九	「若宮様」……………	三三
「ユミヌートウ」……………	一〇二	ヨモザル……………	一〇〇	ワタクシダイ……………	七七
「ユルノシト」……………	九九	ヨモノ……………	一〇〇	ワタラズノアゼ……………	三
		「ヨモンサン」……………	一〇〇	ワツカ……………	一〇八
ヨ……………		「ヨメサマ」……………	一〇一	「ワツカムゲリ」……………	一〇八
「ヨーボー」……………	一〇一	「ヨメゴ」……………	一〇一	ワルイヤマ……………	三五
「よくない山」……………	三四	「ヨメドリ」……………	九九	ワンゴシ……………	六一
「ヨケハラヒ」……………	四	ヨルノヒト……………	九九	「ンダシグルサルビ」……………	九六
ヨコ……………	一一三	ヨルノワカイシユ……………	一〇〇		
ヨコゼン……………	五三				

「モチアバ」……………	五	ヤマケンクワ……………	一六	「山の若い衆」……………	九九
「物日」……………	六七	「ヤマゴ」……………	一〇七	ヤマヒイシ……………	三九
モミアシ……………	五	ヤマコトバ……………	一〇六	ヤマヒダ……………	三
「モヤ」……………	一一	ヤマコトバナナル……………	一〇七	「ヤマメ」……………	七三
モラヒドシ……………	八九	「ヤマシ」……………	一〇七	「ヤマメイニチ」……………	七三
				「ヤマメジク」……………	七三
ムツソン……………	七〇	モンビ……………	六七	「ヤマト」……………	一〇七
ムナギナリ……………	六三	ヤウカビ……………	七六	ヤマドメ……………	八
メイシ……………	四〇	「ヤカタ」……………	九六	「ヤマトラスル」……………	一〇七
「メガ」……………	一七	ヤクタバル……………	一一二	「山の兄」……………	九九
メカヒガホ……………	二六	「厄月」……………	八四	「山のアルジ」……………	一〇〇
メクライシ……………	四一	ヤケタンジヤウ……………	一九	「山の叔父」……………	九九
「メグリワカ」……………	一〇八	「屋敷廻り」……………	一〇三	「山のおやぢ」……………	九九
「メダチ」……………	一七	ヤスタロ……………	二七	「山のオンチャマ」……………	九九
「メドモ」……………	一七	ヤセ……………	二〇	「山の日」……………	七六
「メバチコ」……………	二八	ヤセヲトコ……………	一三〇	「山のデイサ」……………	九九
メメカ……………	二三	ヤマアガリ……………	一六	「山のダイサ」……………	九九
モ……………		ヤマイビ……………	七三	ヤマノネギ……………	一一一
「モチアバ」……………	五	「山姥の洗濯日」……………	七	ヤマノヒト……………	九九
「物日」……………	六七	ヤマケンクワ……………	一六	「山の若い衆」……………	九九
モミアシ……………	五	「ヤマゴ」……………	一〇七	ヤマヒイシ……………	三九
「モヤ」……………	一一	ヤマコトバ……………	一〇六	ヤマヒダ……………	三
モラヒドシ……………	八九	ヤマコトバナナル……………	一〇七	「ヤマメ」……………	七三
		「ヤマシ」……………	一〇七	「ヤマメイニチ」……………	七三
				「ヤマメジク」……………	七三
ヤマメビ……………	七二	ヨコツギ……………	六三	ヨロヒマツ……………	四三
「ヤマメフシ」……………	七二	ヨゴレヤ……………	一五	リ……………	
「ヤミダ」……………	三三	ヨシ……………	九六	リヤウドマリ……………	六四
「ヤンマイダ」……………	三三	「ヨセ」……………	一〇四	リヤウハネ……………	八三
		「ヨツ」……………	一〇二	ロ……………	
ユ……………		ヨヅメ……………	八七	ロクチヨウギネ……………	四九
「ユームー」……………	一〇一	ヨトウバナ……………	四	ロクニンヒトリ……………	一三
「ユームヌ」……………	一〇一・一〇二	ヨニンギネ……………	四九	ワ……………	
「湯桶」……………	四四	ヨボシ……………	八八	「若い衆」……………	一一二
ユトウ……………	四四	「ヨモ」……………	一〇〇	「ワカブタ」……………	一〇八
ユハズ……………	九四	「ヨモコドノ」……………	九九	「若宮様」……………	三三
「ユミヌートウ」……………	一〇二	ヨモザル……………	一〇〇	ワタクシダイ……………	七七
「ユルノシト」……………	九九	ヨモノ……………	一〇〇	ワタラズノアゼ……………	三
		「ヨモンサン」……………	一〇〇	ワツカ……………	一〇八
ヨ……………		「ヨメサマ」……………	一〇一	「ワツカムゲリ」……………	一〇八
「ヨーボー」……………	一〇一	「ヨメゴ」……………	一〇一	ワルイヤマ……………	三五
「よくない山」……………	三四	「ヨメドリ」……………	九九	ワンゴシ……………	六一
「ヨケハラヒ」……………	四	ヨルノヒト……………	九九	「ンダシグルサルビ」……………	九六
ヨコ……………	一一三	ヨルノワカイシユ……………	一〇〇		
ヨコゼン……………	五三				

追記

本會が創立以來常に格別な御指導と御援助とを賜はつてゐる柳田國男先生から「禁忌習俗語彙」の發行をさせて頂くことになつて、本會としては曩に「風位考資料」を頂戴した上に、今回はまた重ねて御配慮を蒙る次第で、實に無上の光榮に存ずるところである。恰も新舊年度交迭の時に方り、本書の發行が一は舊幹事會員諸氏を送る爲に、一は新會員を迎へる爲に大きな記念とすることの出来るのは、本會として亦喜びに堪へぬところである。爰に原稿を戴いた柳田先生に御禮を申上げると共に、校正等の事務に當つた方々に勞を謝する所以である。

昭和十三年三月

國學院大學方言研究會

今泉忠義
鈴木榮三
三谷兵衛
山脇甚親
花山院
布施紀忠
角川源義

68
4

昭和十三年四月十日 印刷
昭和十三年四月十五日 發行

定價金七拾五錢

著者 柳田國男

編輯兼 國學院大學方言研究會
發行人 右代表者 今泉忠義

印刷所 東京印刷株式會社麴町出張所

「方言誌」(本會發行) 既刊目錄

- 第一輯 八丈島方言 (丸尾芳男) 昭和六年十二月 絶版
- 第二輯 相州内郷村近傍方言 (鈴木重光) 昭和七年五月 絶版
- 第三輯 島根縣邑智郡市山村方言 (牛尾三千夫) 昭和七年七月 絶版
- 其の他八篇
- 第四輯 烏取縣岩見郡岩井町方言集 (岸本彌三郎) 昭和七年十月 絶版
- 烏取縣氣高郡大和村方言集 (近藤喜博) 昭和七年十月 絶版
- 第五輯 南方薩摩方言集 (福里榮三) 昭和八年二月 絶版
- 第六輯 鹿兒島縣谷山町方言集上 (山下光秋) 昭和八年五月 絶版
- 何の爲に方言を集めるか (柳田國男) 昭和八年六月 絶版
- 第七輯 方言研究の目的 (新村出) 昭和八年六月 絶版

- 第八輯 鹿兒島縣谷山町方言集下 (山下光秋) 昭和八年十二月 絶版
- 第九輯 岩手縣紫波郡長岡村方言集 (堀合健一) 昭和九年一月 絶版
- 静岡縣庵原郡飯田村方言集 (鈴木脩一) 昭和九年五月 絶版
- 第十輯 静岡縣川根地方方言集 (同右) 昭和九年五月 絶版
- 廣島縣安藝郡坂村方言集 (藤河喜美江) 昭和九年七月 絶版
- 第十一輯 廣島市方言集 (永井博) 昭和九年七月 絶版
- 第十二輯 方言より國語用言格構成分析表示展開相の考察 (德田政信) 昭和九年十月 絶版
- 乞食方言考 (吉村一男) 昭和九年十月 絶版
- 富山縣射水郡櫛田村方言集 (柴山幸) 昭和十年一月 絶版
- 富山市方言集 (中鹽清之助) 昭和十年一月 絶版
- 佐賀縣東松浦郡唐津市方言集 (吉村一男) 昭和十年一月 絶版

68
4

第十四輯 佐賀縣藤津郡久間村方言集 (小田寛次郎) 昭和十年六月 絶版

佐賀縣三養基郡上峰村方言集(原 善武)

三重縣山村語彙 (最上 孝敬)

第十五輯 三重縣尾鷲町方言 (高田 昇) 昭和十年十二月

三重縣尾鷲町方言

第十六輯 千葉縣長生郡一宮町方言 (淺野榮一郎) 昭和十一年六月

第十七輯 栃木縣安蘇郡野上村語彙 (倉田 一郎) 昭和十一年八月 絶版

新潟縣佐渡郡加茂村方言 (川島 主税)

第十八輯 新潟縣北蒲原郡方言 (佐藤 謙三) 昭和十一年十二月

能登の「たとへ言葉」 (長岡 博男) 定價四十錢

第十九輯 靜岡縣博物方言集 (徳田 政信) 昭和十二年六月定價四十錢

第二十輯 佐賀縣藤津郡久間村方言の考察 (小田寛次郎) 昭和十二年七月定價五十錢

能田多代子著

五戸の方言

〔最新刊〕

菊半裁判二二六頁
總八ポイント組地圖入
定價 金 五拾錢
送料 金 六錢

本書は方言誌第二十一輯であるが、單行本の體裁を以て刊行されたもの。用言から出發して——の副題がある通り、青森縣三戸郡五戸町近在方言集ではあるが、在來の體言本位のものと聊か趣きを異にし、著者の詞を以ていへば、「用言によつて生活感情を知らうとする」所の甚だ着眼の警拔なる方言集である。否、方言集といはうよりは一種の言語藝術誌ともいふべきもので、動詞と動詞句以下十二項に渉る分類は、民謡の如きものこそなけれ、童詞・迷・諺・いひならはしの如き範圍をもとりいれてゐる。勿論方言集は一般通念としてはこの弘さを要求するものではないが、而も本書は方言集が民俗學的には言語藝術誌にまで高められねばならぬことを暗示しました實踐したよき例である。それゆゑに方言集としては異色あるものであるが、少しも反撥を感じないばかりか、その豊富な用例と共に繰りひろげられる五戸人の生活感情の地圖は、ふつくらとしたユーモアや細かなニュアンスを絡ませて實に興味深くかつ親しみふかいものがある。その土地に生れやゝ姑くは他郷に在つて郷里を反省し味はひかへした著者が郷土の言語感覚のわづかな時代の間の變遷をつぶさに體驗しながら、長い間の努力を整理したものとしては當然の成果であらう。民俗學徒は勿論、語學者をも益すること些少ではないと信ずる。(民間傳承誌上、倉田一郎氏評)

68
4

683

418

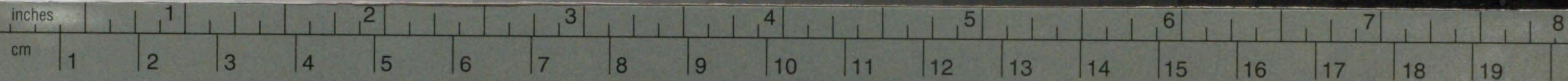


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

